

総務・警察常任委員会及び
予算特別委員会総務・警察分科会
議事次第

令和7年9月25日（木）
午後 1 時 3 0 分 ～
於：第 6 委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）

4 閉 会

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑 中 健 司
知事室長付理事 (広報課長事務取扱)	法 谷 道 哉
秘書課長	森 江 誠
国際課長	山 本 隆 裕

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	坂 根 誠一郎
総務事務センター長	田 中 久仁子

【知事直轄組織・会計管理者】	
会計管理者	吉 田 ひろみ
会計課長	大 路 裕 子

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	臼 井 智 彦
総務部副部長	福 原 敏 幸
総務部理事 (総務調整課長事務取扱)	森 田 倫 明
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐 藤 昌 昭
総務部理事 (自治振興課長事務取扱)	山 本 茂 樹
政策法務課長	上 田 良 幸
財政課長	山 崎 遼太郎
入札課長	野 木 孝 洋
府有資産活用課長	大 饗 秀 和

【監査委員事務局】	
監査委員事務局長	松 村 弘 毅
監査第一課長	吉 田 詠 子
監査第二課長	丸 山 紀 夫

【人事委員会事務局】	
人事委員会事務局長	西 村 美 紀
人事委員会事務局次長 (総務任用課長事務取扱)	石 塚 健 一
職員課長	磯 直 樹

【公安委員会】	
公安委員長	在 田 正 秀
警察本部長	吉 越 清 人
総務部長	西 山 亮 二
警務部長	石 飛 誠
生活安全部長	谷 正 徳
地域部長	上 田 博 之
刑事部長	鈴 木 康 修
交通部長	奥 野 雅 義
警備部長	森 功 治
サイバー対策本部長	小 野 孝 一
京都市警察部長	中 西 恵 一
警務部参事官 (警務課長事務取扱)	惣 司 匡 樹
総務部次長 (総務課長事務取扱)	上 村 一 則
生活安全部次長 (生活安全企画課長事務取扱)	永 野 雅登実
地域部次長 (地域課長事務取扱)	小 松 晃
刑事部次長 (刑事企画課長事務取扱)	柴 田 和 己
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	塩 見 幸 三
警備部次長 (警備第一課長事務取扱)	中久保 光 彦
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	塩 野 亜由美
会計課長	河 口 佳 弘

(計 45 名)

※ 新任理事者

令和 7 年 9 月府議会定例会

総務・警察常任委員会

報告事項

(知事直轄組織（知事室長）)

- 京都府国土強靱化地域計画の改定（最終案）について

(知事直轄組織（職員長）)

- 「関西広域連合 第 6 期広域計画（中間案）」について

(総務部)

- 全庁的な府有資産のあり方検討について
- 府税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について
- 京都府手数料徴収条例等の一部改正について
- 公契約大綱等の見直しについて

(監査委員事務局)

- 府民簡易監査制度の見直しについて

(警察本部)

- 警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部改正について

京都府国土強靱化地域計画の改定（最終案）について

令和 7 年 9 月

1 計画概要及び改定の趣旨

本計画は、本府の国土強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するためのアンブレラ計画として、施策や指標等を総論的・理念的に示した指針。今回の改定は、国土強靱化基本法第 14 条の規定に基づき、令和 5 年 7 月に改定された国の計画（国土強靱化基本計画）との調和を図りつつ、新たな課題やそれらに対応する施策を盛り込むもの。

2 パブリックコメントの結果

募 集 期 間： 令和 7 年 6 月 26 日～7 月 17 日【22 日間】

提出意見数： 38 件

主 な 意 見：

- ・ 外国人観光客の安全確保のために、災害関連情報の多言語化に加え、情報へのアクセス方法の周知が必要ではないか。
- ・ 被災後の住宅再建だけでなく、被災者の生活の安定への支援についても触れるべきではないか。
- ・ 近年発生した大規模な風水害の事例に令和 5 年台風第 7 号も追加してはどうか。
- ・ 府民の理解に資するよう「IPCC」や「レジリエンス」などの難解な言葉には解説があったほうがよい。
- ・ 計画期間の表記が複数あるため、統一したほうがわかりやすいのではないか。

3 中間案以降の主な修正内容

①パブリックコメントを受けての修正

②外部有識者意見を踏まえた修正

（主な修正）

- ・ 外国人観光客に対する災害情報へのアクセス方法の周知について新たに記載を追加
- ・ 住宅の再建に関する地震保険の普及等に関する記載に、「被災後の生活再建」に関する記載を追加
- ・ 「起きてはならない最悪の事態」のうち、大規模な土砂災害の例示に「同時多発的表層崩壊」などの事象を追加
- ・ 災害に強い情報基盤の整備について、情報通信ネットワークの二重化などに関する記載を明瞭化

京都府国土強靱化地域計画 改定案の概要

(点線囲みは、今回の主な改定箇所)

はじめに

■ 趣旨、計画の位置づけ

国土強靱化基本法の趣旨等を踏まえ、府民、市町村、国、事業者等とともに、大規模自然災害等から速やかに復旧・復興ができる強い安心・安全な京都府づくりを進めるための指針となる計画を策定

■ 計画期間 概ね5年間(令和7年11月～令和13年3月)

第1章 基本的な考え方

■ 基本目標

- ①人命の保護が最大限に図られること
- ②京都府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- ③府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧復興に資すること

■ 国土強靱化政策の展開方向(17事項⇒35事項)

※改定前は「計画を推進する上での基本的な方針」

第2章 京都府の地域特性等

- 地勢・成り立ち ■ 気象 ■ 人口

第3章 脆弱性評価

■ 想定するリスク

- 地震(南海トラフ地震及び直下型地震)
- 日本海側における津波
- 豪雨等による土砂災害・風水害等及びこれらに起因する二次災害
- 複合災害(地震と豪雨の同時発生等)
- 感染症まん延下における大規模自然災害の発生等

■ 京都府における「起きてはならない最悪の事態」

国土強靱化基本計画における設定を基本に、本府独自の内容を含む35項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性を評価 ※改定前の45項目を再編・統合

第4章 国土強靱化の推進方針

■ 個別施策分野 ※ 斜体は新規・拡充施策を盛り込んだ項目

- (1) 行政機能／警察・消防等
本部機能の強化、防災拠点施設等の耐震化・機能維持、原子力災害対策
- (2) 住宅・都市／環境
ライフライン施設の応急復旧体制構築、被災者の生活対策、帰宅困難者対策
- (3) 保健医療・福祉
医療・福祉施設の耐震化等、災害時の医療・救護体制の整備、要配慮者への支援
- (4) エネルギー
エネルギー供給の多様化
- (5) 情報通信
府民への通信手段の確保、災害危険情報の収集・伝達体制の確立
- (6) 産業構造／金融
BCP推進による京都全体の活力の維持、工業用水道施設の耐震化
- (7) 農林水産
農地・農業用施設の防災対策、森林の整備・保全、漁港の機能保全等
- (8) 交通・物流
交通・物流施設の耐災害性の向上、交通基盤・輸送機関の災害対応力強化
- (9) 国土保全／国土利用
総合的な治水・土砂災害対策、河川情報等の提供、インフラ分野におけるDXの推進
- (10) 中央官庁機能バックアップ等【府独自】
外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化
- (11) 伝統・文化の保全【府独自】
文化財の保護・保全及び防火対策、文化財建造物等の耐震化

■ 横断的分野

- (A) リスクコミュニケーション
災害危険情報の提供、府民に対する防災教育・訓練、外国籍府民等への災害時支援等
- (B) 人材育成
地域防災の担い手育成、消防団の活動支援
- (C) 官民連携
自主防災組織の活動促進、NPO・ボランティアとの連携強化
- (D) 老朽化対策
安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新

(E) デジタル活用

災害危険情報の収集・提供・伝達体制の確立、ドローン等の活用

第5章 計画の推進

- 計画の進捗管理 ■ 施策の重点化

京都府国土強靱化地域計画の改定(中間案) に対するパブリックコメント結果

令和 7 年 8 月

1 提出意見数 38 件

計画内容の記載に関する意見 25 件

軽微な修正 6 件

その他 7 件

(募集期間 令和 7 年 6 月 26 日～7 月 17 日【22 日間】)

2 意見の主な対象分野

(1) 行政機能／警察・消防等	1 件
(2) 住宅・都市／環境	8 件
(3) 保健医療・福祉	3 件
(5) 情報通信	1 件
(6) 産業構造／金融	1 件
(7) 農林水産	1 件
(8) 交通・物流	2 件
(9) 国土保全／国土利用	1 件
(10) 中央官庁機能バックアップ等	5 件
(11) 伝統・文化の保全	1 件
(E) デジタル活用	2 件
その他 (計画全体に関する意見等)	12 件

※ (4) エネルギー、(A) リスクコミュニケーション～(D) 老朽化対策
に関しては、意見なし

京都府国土強靱化地域計画（中間案）からの主な修正点

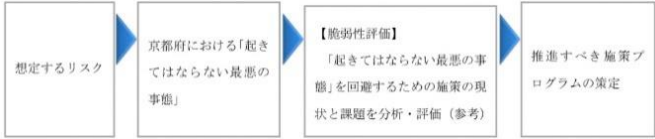
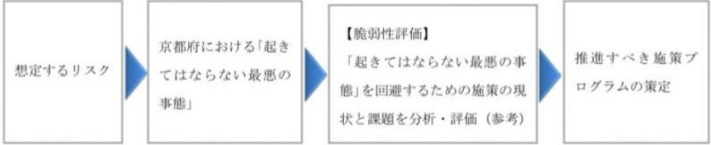
参考資料 3

●パブリックコメント等の意見を踏まえた修正案

	パブリックコメント等の意見	京都府国土強靱化地域計画中間案の記載	最終案の記載
1	（第4章 国土強靱化の推進方針） 外国人観光客への安全確保について、やさしい日本語や多言語での情報提供について取組が書かれているが、そもそも外国人の方は災害情報へのアクセス方法を知っているのか。情報提供体制の構築も必要だが、アクセス方法の周知についても記載が必要ではないか。	（観光客の安全確保） ○ 総合防災情報システム等を活用し、避難情報や避難所の状況をリアルタイムで提供するとともに、外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語（やさしい日本語）、多言語や二次元コード等による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から連携体制を構築する。 （知事直轄組織、危機管理部、商工労働観光部） （74頁、98頁）	（観光客の安全確保） ○ 総合防災情報システム等を活用し、避難情報や避難所の状況をリアルタイムで提供するとともに、外国人観光客等に対しても<u>情報が伝わるよう、情報へのアクセス方法を宿泊施設、公共交通機関、観光案内所等において二次元コード等を活用して周知し</u>、わかりやすい日本語（やさしい日本語）、多言語による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から連携体制を構築する。 （知事直轄組織、危機管理部、商工労働観光部）
2	医療施設の耐震化や、医療関係者、福祉関係者の大幅な増員と確保について、具体的な数値目標を掲げていただきたい	（記載なし）	< 指標：現状値 > ・災害拠点病院以外の救急告示病院等における耐震化率61.6％（令和4年度）〔健康福祉部〕 （22頁、24頁、36頁） < 重要業績指標 > ・災害拠点病院以外の救急告示病院等における耐震化率61.6％（令和4年度）→近畿府県の平均値以上（令和11年度）（健康福祉部） （77頁）

	パブリックコメント等の意見	京都府国土強靱化地域計画中間案の記載	最終案の記載
3	（第3章 脆弱性評価） 改定の趣旨に「令和5年台風第7号」の記載があるが、近年発生した大規模な風水害の例や写真には掲載がない。台風第7号についても内容を記載すべきではないか。	（記載なし）	◇ 令和5年 台風第7号（8月14日～16日） 福知山市、舞鶴市及び綾部市で記録的短時間大雨情報が発表、京都市中京区及び京田辺市では8月の観測史上最大の最大瞬間風速を記録 雨 量 等：総雨量376mm（福知山市） 時間最大83.5mm（福知山市） 最大瞬間風速（8月観測史上最大）：京都市中京区25.3 m/s、京田辺市23.8 m/s 被害状況：軽傷者5名 全壊2棟、半壊8棟、一部損壊35棟 床上浸水73棟、床下浸水272棟 被害額（京都府）：7,167,630千円 （19頁） ※綾部市篠田町土石流発生現場写真も掲載
4	（はじめに） HPに公表されている「京都府国土強靱化地域計画 改定案の概要」と同様に「概ね5年間（令和7年11月～令和13年3月）」と表記したほうが期間がわかりやすいと思う。また、「計画期間」、「推進期間」と概要と計画本文で表記が異なっているのでどちらかにあわせたほうがよいのではないか。	3 計画期間 概ね5年間を推進期間とする。 （2頁）	3 計画期間 概ね5年間（令和7年11月～令和13年3月）とする。

	パブリックコメント等の意見	京都府国土強靱化地域計画中間案の記載	最終案での記載
5	（（別紙）施策分野別事業一覧） 計画本文内では「信号機電源付加装置」という表記であり、ここでは「信号機電源付加装置”I”」と表記されている。この「I」とは事業の1期目を表しているのか、信号機電源付加装置の名称なのか分からない。全体として、表記を統一したほうがよいと考える。	（別紙）施策分野別事業一覧 (1)行政機能／警察・消防等 信号機電源付加装置Ⅰ (100頁) (8)交通・物流 信号機電源付加装置Ⅰ (108頁)	「信号機電源付加装置」という表記で統一
6	（第1章 地域計画の基本的な考え方） 「COP」については日本語の名称が前段で記載されているが、「（3）社会情勢の変化に関する事項」の「1）気候変動の影響」にある「IPCC」については日本語名称が記載されていない。一般的にCOPより浸透していないと思うので同様に日本語名称を記載してはどうか。	（3）社会情勢の変化に関する事項 1）気候変動の影響 近年、これまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しており、国土交通省が行った試算によると、気温が産業革命以前と比べて2℃上昇した場合、降雨量が約1.1倍、洪水発生頻度が約2倍になると試算されている。また、IPCC報告書によると、平均海面水位は0.29～0.59m上昇し、台風が強大化することが予測されている。 （6頁）	（3）社会情勢の変化に関する事項 1）気候変動の影響 近年、これまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しており、国土交通省が行った試算によると、気温が産業革命以前と比べて2℃上昇した場合、降雨量が約1.1倍、洪水発生頻度が約2倍になると試算されている。また、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）報告書によると、平均海面水位は0.29～0.59m上昇し、台風が強大化することが予測されている。
7	（第1章 地域計画の基本的な考え方） 「2）グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現」のところで「レジリエンス」という言葉があるが聞いたことがない。どういう意味か分かるような言葉で記載した方が分かりやすい。	2）グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現 これらの取組の一環として、地域の防災拠点に設置された非常用電源に再生可能エネルギーを活用するほか、分散型電源等を整備するなど、地域のレジリエンスの向上を図ることが必要である。 （6～7頁）	2）グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現 これらの取組の一環として、地域の防災拠点に設置された非常用電源に再生可能エネルギーを活用するほか、分散型電源等を整備するなど、災害に対する地域の強靱性（レジリエンス）の向上を図ることが必要である。

	パブリックコメント等の意見	京都府国土強靱化地域計画中間案の記載	最終案の記載
8	（第3章 脆弱性評価） 「1 想定するリスク」の上にある図について、矢印の位置が中央から上部にずれているのではないか。	第3章 脆弱性評価  （15頁）	矢印の位置を中央に修正 
9	（（参考）「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果） 「地震保険に関する法律」の第一条の目的で、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」と定められているため、下記のとおり「生活」について追記願いたい。 ○ 大規模地震等の被災後の生活と住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進することが必要である。	（生活と住居の再建支援） ○ 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進することが必要である。 （危機管理部） （61頁）	（生活と住居の再建支援） ○ 大規模地震等の被災後の生活と住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進することが必要である。 （危機管理部）
10	（第4章 国土強靱化の推進方針） 「地震保険に関する法律」の第一条の目的で、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」と定められているため、下記のとおり「生活」について追記願いたい。 ○ 大規模地震等の被災後の生活と住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組みとして全国規模の「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。	（生活と住居の再建支援） ○ 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組みとして全国規模の「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。 （危機管理部） （73頁）	（生活と住居の再建支援） ○ 大規模地震等の被災後の生活と住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組みとして全国規模の「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。 （危機管理部）

●その他の修正案

	その他の意見（市町村や有識者等）	京都府国土強靱化地域計画中間案の記載	最終案の記載
1	大規模な土砂災害の例には、大規模土石流、大規模地すべり、同時多発的表層崩壊・土石流も入れたほうがよいのではないか。	1－5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生（20頁、31頁）	1－5 大規模な土砂災害（深層崩壊、 <u>同時多発的表層崩壊、土石流、地すべり</u> 、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2	「防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバーネットワーク経路の複線化」 ここでは多重性を明記しているが、同じ方式の経路で多重化した場合、共通要因故障の恐れもあるので、異なる方式の経路も取り入れて、多様性を持たせた方が、より信頼性を高めることができるのではないか。	○ 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク完全二重化や光ファイバネットワーク経路の複線化、防災行政無線のデジタル化整備等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する。 （危機管理部、総合政策環境部） （78頁、97頁）	○ 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有のため、 <u>京都府内の各種拠点をむすぶネットワークである京都デジタル疏水ネットワークでは、防災拠点・重要拠点の完全二重化を図るとともに、防災行政無線のデジタル化整備や、衛星通信系防災システムの維持や衛星通信設備（第三世代）への早期更新を進めるなど、通信システムの業務継続性の確保や強化を推進する。</u> （危機管理部、総合政策環境部）
3	平成30年台風21号では、京都市は観測史上2位の瞬間最大風速39.4mを記録しているため、追記願う。	◇ 平成30年 台風第21号（9月4日） 京田辺市及び南丹市で観測史上最大の最大瞬間風速を記録 雨 量 等：総雨量113mm（南丹市） 時間最大56mm（南丹市） 最大瞬間風速（観測史上最大）：京田辺市（京田辺）34.4m/s、南丹市（美山）28.1 m/s、南丹市（園部）27.1 m/s 被害状況：重傷者 3 名、軽傷者56名 全壊 4 棟、半壊45棟、一部損壊11,532棟 床上浸水 4 棟、床下浸水15棟 被 害 額（京都府）：6,509,558千円 （18頁）	◇ 平成30年 台風第21号（9月4日） 京田辺市及び南丹市で観測史上最大、 <u>京都市で観測史上2位の最大瞬間風速を記録</u> 雨 量 等：総雨量113mm（南丹市） 時間最大56mm（南丹市） 最大瞬間風速： <u>京都市（京都）39.4m/s</u> 、京田辺市（京田辺）34.4m/s、南丹市（美山）28.1 m/s、南丹市（園部）27.1 m/s 被害状況：重傷者 3 名、軽傷者56名 全壊 4 棟、半壊45棟、一部損壊11,532棟 床上浸水 4 棟、床下浸水15棟 被 害 額（京都府）：6,509,558千円
4	「暴風雪」で倒木が起こる場合もあると思うが、倒木は、暴風雨で起こる場合と、湿気を含んだ重たい雪で起こる場合の大きく2種類あるため、項目を（風雪害への対策）にした方がよい。	1－6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生（雪害への対策） （33頁）	1－6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生（ <u>風雪害への対策</u> ）

京都府国土強靱化地域計画

(最終案)

令和 7 年 9 月

京 都 府

目 次

はじめに	1
1 趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 地域計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化	
3 中長期的に取り組むべき課題	
4 国土強靱化政策の展開方向	
第2章 京都府の地域特性等	13
1 地勢・成り立ち	
2 気象	
3 人口	
第3章 脆弱性評価	15
1 想定するリスク	
2 京都府における「起きてはならない最悪の事態」	
（参考）「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	22
第4章 国土強靱化の推進方針	64
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	99
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
（別紙）施策分野別事業一覧	100

はじめに

1 趣旨

(1) これまでの経過

平成 25 年 12 月に、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）（以下「強靱化基本法」という。）が公布・施行された。

国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を進め、平成 26 年 6 月には、強靱化基本法第 10 条に定める「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

また、平成 30 年 12 月には、基本計画策定以降に頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定されるとともに基本計画が改定され、令和 2 年 12 月には、取組の更なる加速化・深化を図るため「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定された。

さらに、令和 5 年 6 月には強靱化基本法が改正され、推進が特に必要となる施策の内容・事業規模等を示す「国土強靱化実施中期計画」の策定が法律に位置づけられるとともに、同年 7 月には近年の社会経済情勢等を踏まえ基本計画が改定された。

京都府においては、平成 21 年度より「京都府戦略的地震防災対策指針」及び「京都府戦略的地震防災対策プラン」（以下「京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を推進するとともに、平成 28 年度には、平成 24 年から 3 年連続して発生した大規模な浸水被害を踏まえ「災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）」を制定するなど、安心・安全な京都づくりを進めており、この取組に合わせ、平成 28 年 11 月に強靱化基本法第 13 条に基づく計画として「京都府国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定した。また、コロナ禍の教訓や社会経済情勢の変化、国の動向等も踏まえつつ、令和 3 年 3 月に地域計画を改定したところである。

(2) 改定の趣旨

令和 3 年 3 月の地域計画改定後も、京都府内に甚大な被害を与えた令和 5 年台風第 7 号の発生をはじめ、自然災害は激甚化・頻発化している。また、

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震により、多数の孤立集落の発生や避難生活の長期化等の新たな課題が顕在化したほか、同年8月には日向灘を震源とする地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められる。

また、気候変動に伴い激甚化・頻発化する土砂災害・風水害等により、大規模地震後の復旧時に他の自然災害が同時発生するリスク等、様々な自然災害発生時を想定した対策が必要となっている。

さらに、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤であるインフラの老朽化対策が極めて大きな課題となっていることから、これにより社会生活や経済が機能不全に陥ることのないよう、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることが急務である。

加えて、人口減少・少子高齢化が進行し、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、災害対応の迅速化・適切化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、国土強靱化の取組をより効率的に進める必要がある。

また、災害予測や災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

こうした背景のもと、地域計画のこれまでの取組を点検するとともに、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化、国の動向、府内最大の被害が想定される花折断層帯をはじめとする主要な活断層の地震被害想定の見直し結果等を踏まえつつ、本計画の改定を行うこととする。

なお、本計画が今後の研究成果等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、京都府の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、府政運営の指針である京都府総合計画及び京都府地域防災計画、京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プラン等の国土強靱化に係る計画との調和を図ることとする。

3 計画期間

概ね5年間（令和7年11月～令和13年3月）とする。

第1章 地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、府民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- ③ 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

2 地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

近年、大規模地震の切迫性の高まりや地球規模の気候変動等、災害リスクの高まりに加え、エネルギー・食料の安定供給に関するリスクの高まりや、デジタル革命、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の社会浸透など、国土強靱化を取り巻く情勢が急速に変化している。

また、前回の地域計画の改定以降、我が国は令和6年能登半島地震等の自然災害を経験し、新たな教訓を得た。とりわけ、自助・共助・公助の各々の関係者が多様化する中、より総合的・横断的な対応が求められている。

今後、中長期の将来にわたる国土強靱化の取組は、次表に示す「地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」を踏まえた上で、課題を整理し、政策の展開方向に沿って具体的な施策を推進することとする。

地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項	1) 「自律・分散・協調」型社会の促進
	2) 事前復興の発想の導入促進
	3) 地震後の洪水等の複合災害への対応
	4) 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応
(2) 分野横断的に対応すべき事項	1) 環境との共生
	2) インフラの強靱化・老朽化対策
	3) 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）
(3) 社会情勢の変化に関する事項	1) 気候変動の影響
	2) グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現
	3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
	4) SDGs との協調
	5) デジタル技術の活用
	6) パンデミック下における大規模自然災害
(4) 近年の災害で得られた新たな知見	1) 災害関連死に関する対策
	2) コロナ禍における自然災害対応
	3) 孤立に関する対策

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項

1) 「自律・分散・協調」型社会の促進

今後 30 年以内に高い確率で発生するとされている南海トラフ地震等を踏まえば、その影響を強く受ける地域に主要な機能が過度に集中する状況は避ける必要がある。人口が密集する地域が大規模災害に見舞われた際の被災者の受入れや政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備を推進することにより、自然災害に対する「しなやかさ」を高めることが重要である。

また、コロナ禍を背景に、リモートワークの普及等により暮らし方や働き方が多様化し、二拠点居住や田園回帰への意識が高まったことも踏まえ、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを進めるとともに、新名神高速道路や山陰近畿自動車道等をはじめとする高速交通ネットワークを強化し、人流・物流の多重性・代替性を確保するなど、平時と有事の両面から「自律・分散・協調」型社会を形成する必要がある。

2) 事前復興の発想の導入促進

「より良い復興（Build Back Better）」という概念は定着してきているが、大規模災害が発生した後の混乱の中で、被災前よりも災害に強い地域に復興していく姿を描くことは容易ではない。

平時から、あらかじめ 30 年、50 年の大計を描き、どのような地域を目指すのか、長期的・広域的に考えておくことが重要である。

3) 地震後の洪水等の複合災害への対応

大規模地震後の復旧には相応の時間が必要なことを踏まえれば、その間に風水害等が発生する可能性があることは、令和6年能登半島地震及び令和6年9月能登半島豪雨からも明らかであり、原子力災害も含めた複合災害を想定し、あらゆる危機事象に有効な事前防災を推進することが重要である。

4) 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、最大クラスの地震が発生する場合のみならず、時間差で大規模な地震が発生する場合の時間的・空間的影響を考慮した対応の検討を通じて、事前の備えを強化するほか、あらかじめ過去の災害経験から得られた知見について情報発信・共有化を図り、初動対応に必要な専門スキルを有する人材や物資を確保可能な体制を構築するなど、ハード・ソフトの両面から取り組む必要がある。

なお、一たび災害が発生すれば、迅速かつ正確な被害状況の把握が必要となるため、情報収集手段の冗長性を確保することも重要である。

(2) 分野横断的に対応すべき事項

1) 環境との共生

気候変動対策に関しては、「パリ協定（平成27年国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）採択、平成28年発効）」で定められた世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑える努力をするという目標の実現に不可欠な「カーボンニュートラル」の実行が国際的な潮流となっている。

また、生物多様性の損失が深刻化する中、「昆明・モントリオール生物多様性枠組（令和4年生物多様性条約締約国会議（COP15）採択）」に即して、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ」の考え方にに基づき、令和12年（2030年）までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の実現等が求められている。

例えば、遊水地のような、防災機能に加え生物多様性保全機能も期待できる防災施設は、整備後の土地の利用形態等を含めた検討により、住民が子育てをし、老後も住み続けたいと思える故郷の風景を残すために活用されるべきである。

これらを踏まえれば、気候変動の影響が深刻化する中、「ネイチャーポジティブ」の考え方は、今後国際社会の中でも主流となるものであり、地域が有する豊かな自然の恵みを生かすグリーンインフラの活用を積極的に推進し、NbS（Nature-based Solutions：自然を活用した解決策）の考え方に基づく取組を拡大していくことが必要である。

なお、太陽光等の再生可能エネルギーの導入に当たっては地域との共生の観点が必要となっていることから、地域環境の悪化を招かないよう、関係法令等に基づき、適切に対応する必要がある。

2) インフラの強靱化・老朽化対策

自然災害の激甚化・頻発化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している状況を踏まえ、インフラが求められる機能を発揮するためには、正しく設計・施工・維持管理を行う必要がある。

このため、防災関連施設はもとより、交通インフラ、エネルギー関連インフラ等、官民を問わず公共性の高いインフラについて、災害外力を見直し、適切な補強等を行うとともに、定期的な点検・診断の結果に基づく老朽化対策を講じていく必要がある。

その際、土木系を含む技術系職員をはじめ、メンテナンスに携わる担い手が不足している状況も踏まえ、新技術や点検・補修データの利活用などにより、インフラメンテナンスの効率化を図る必要がある。

3) 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）

様々な主体がリスク情報の受信者とも発信者ともなる現代において、リスクコミュニケーションは、災害リスクを正確に認識し、生命を守るための確かな行動を促す上で重要な要素であり、災害弱者や情報弱者も含め、確実に実施される体制づくりが必要である。

(3) 社会情勢の変化に関する事項

1) 気候変動の影響

近年、これまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しており、国土交通省が行った試算によると、気温が産業革命以前と比べて2℃上昇した場合、降雨量が約1.1倍、洪水発生頻度が約2倍になると試算されている。また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書によると、平均海面水位は0.29～0.59m上昇し、台風が強大化することが予測されている。

世界各地でこれまで経験のない気象災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており「気候危機」の時代とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要となっている。

災害外力の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、柔軟に対応することが重要である。

2) グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現

地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという考えの下、国は令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和7年2月には「GX2040ビジョン」を閣議決定し、エネルギーの安定供給の確保、経済成長、脱炭素を同時実現するため、政策の具現化等を進めることとしている。

これらの取組の一環として、地域の防災拠点に設置された非常用電源に再

生可能エネルギーを活用するほか、分散型電源等を整備するなど、災害に対する地域の強靱性（レジリエンス）の向上を図ることが必要である。

3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給

エネルギー・食料等の安定供給を取り巻く世界情勢は激動の時代を迎えており、ウクライナ情勢など国際紛争下において一層厳しさを増している。

このため、国全体で太陽光・風力等の再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源を確保するとともに、有事でもエネルギー供給が途絶えにくいシステムを構築する必要がある。あわせて、コージェネレーションの活用や家庭単位での取組も含めた様々な省エネルギーの取組を進める必要がある。

食料については、気候変動による生産作物への影響や、大規模自然災害下における家畜伝染病の流行等の影響も考慮した取組が必要である。府内製造業のサプライチェーンに関し、海外からの供給に影響が生じ得ることに鑑み、供給ルートの複線化などを強化する必要がある。

4) SDGs との協調

気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫する中、府民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすため、防災・減災、国土強靱化に取り組み、官民が一体となって質の高いインフラ投資を行うことは、SDGsにおいても非常に重要である。

民間の力を活用し、社会課題解決に向けた取組を推進すると同時に、多様性に富んだ包摂的な社会や、一極集中から多極化した社会を形成し、地域を活性化するための施策を推進する必要がある。

特に、多様性に富んだ包摂的な社会を実現するためには、性別や世代、障害の有無等の垣根を越えて、多様な人々がお互いを認め、一体感を持って国土強靱化に向かって取り組む「DEI（Diversity：多様性、Equity：公平性、Inclusion：包摂性）」の考え方が広く認識されるよう取り組むことが重要である。

具体的には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るほか、障害者や高齢者、訪日外国人旅行者を災害情報弱者として取り残すことがないように配慮するなどの「誰ひとり取り残さない」ための取組が必要である。

これらの取組を通じ、社会福祉に精通した多様な職員・NPO等による避難所運営への参画や、ジェンダーバランス等の多様性に配慮した避難所運営体制の確保を府域全体に展開する必要がある。

5) デジタル技術の活用

世界に類をみない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行し、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、ICTの進化やネットワ

ーク化により、地域や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代（Society5.0）が到来し、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しつつある。

このため、避難計画の策定や災害対応の迅速化・適切化、防災情報の高度化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、国土強靱化をより効率的に進める必要がある。

その際、インフラ・防災・減災分野において、人工知能（AI）、IoT、クラウドコンピューティング、ソーシャル・ネットワークサービス（SNS）、デジタルツイン等、その時点における最先端のデジタル技術や通信基盤の活用を進めることが重要である。

また、単なるデジタル技術の活用にとどまらず、業務そのものや組織、プロセスの変革を含む概念であるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組により、災害予測、事前復興、災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

6) パンデミック下における大規模自然災害

長期に及ぶパンデミック下で医療従事者が対応に追われる中、自然災害が発生することも十分あり得ることから、コロナ禍において経験したことを踏まえた備えが重要である。

なお、リモートワークの普及による暮らし方・働き方の多様化は、東京一極集中のリスクを分散する上で有効であり、「自律・分散・協調」型社会を促進する観点からも考慮する必要がある。

（４）近年の災害で得られた新たな知見

１）災害関連死に関する対策

令和６年能登半島地震など近年の災害では、避難所の衛生環境の悪化や避難生活の長期化による災害関連死も多く発生している。

このため、避難生活が長期化する場合、生活環境の改善を図るほか、避難者に対する心身のケアについて具体的な事案に学ぶ形で改善を図るなど、災害関連死を防ぐ取組を進めることが必要である。

２）コロナ禍における自然災害対応

令和２年には、コロナ禍において全国で大水害が相次いで発生し、避難所における感染症対策が課題となった。今後も、一たび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生を想定しておく必要がある。

その際、車中泊の活用も含め、感染の可能性がある避難者を他の避難者と隔離する手法や、トイレ等の共用設備の使用区分け等、具体的な避難所運営を見据えた事前の備えが必要である。

3) 孤立に関する対策

令和6年能登半島地震では、道路の寸断などにより、多数の孤立集落が発生した。

このため、船舶やヘリコプターを使った海路・空路による救助活動や物資輸送体制の充実のほか、備蓄物資の最適な配置等について、取り組みを進める必要がある。

3 中長期的に取り組むべき課題

前節の「地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題は以下のとおりである。

中長期的に取り組むべき課題

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に
(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり
(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現
(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に

大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う洪水発生頻度の増加及び平均海面水位の上昇が予測される中、事前防災対策を強化することが重要であり、京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランに基づく取組を推進するほか、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた「流域治水」の取組として、堤防の整備や排水機場の強化、河道掘削・浚渫を実施するなど、防災インフラの整備を更に推進する必要がある。

また、賢く使う観点から、ダムの事前放流など洪水調節機能を有する施設の操作等、既存の防災インフラの高度化・効率化を進めるとともに、老朽化したインフラ施設の予防保全に取り組むなど、適切な維持管理を推進する必要がある。

さらに、自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用し、自然災害に対する府域全体の強靱化を図ることが必要である。

一たび自然災害が発生すると、災害対応拠点となる避難者受入施設・医療機関等の環境を構築し、順次改善・充実させる必要がある。その拠点が相応の期間使用される場合には、災害関連死を可能な限り生じさせない取組も重要である。

(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり

大規模地震による直接死を最大限防ぐ観点から、構造物の耐震化・耐災害性強化を促進することが重要である。また、被害が長期化しても一定の水準

で日常生活や社会経済活動が継続されるよう、あらかじめ事前復興を考えておくことが重要である。

このため、被災地域が孤立する可能性も考慮し、救援救護が到着するまでの間、生命を守るために必要な通信・エネルギーを確保できるよう、地産地消の再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型の仕組みの導入を図るほか、ミッシングリンクの解消やリダンダンシーの確保、交通結節点の機能強化等、総合交通ネットワークの機能強化や浸水被害等の自然災害から命を守るための避難路の整備を進め、交通・物流手段を確保する必要がある。

このほか、GXの実現のための新たな取組を活用して、大規模自然災害発生後における迅速な経済活動の復旧を図ることが必要である。

(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現

より豊かな社会活動・地域づくりを行う上で、デジタル等新技術の活用は今や欠かせないものであり、国土強靱化の分野においても、様々な気象観測データやスーパーコンピュータ等を活用した気象予測、ヘリやドローンによる情報集約の一層の迅速化・効率化、電子媒体を用いたプッシュ型の情報受発信システムの活用等が期待されている。少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に災害対応等の活動を可能にする観点から、デジタル技術を最大限活用する必要がある。

一方、デジタル技術の活用に際しては、情報弱者に陥りやすい高齢者、障害者等に対して配慮・工夫が必要である。

これらの点も踏まえ、デジタル技術の活用を通じて、日常生活と災害時等有事の際の双方において、住民が安心して住み続けたいと思える地域づくりを進めることが重要である。

(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

国土強靱化を実効性あるものにするためにも、国・地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化、民の力を公助へ活用することを更に進めていく必要がある。

例えば、災害時における事業継続性の確保や、ライフライン・交通ネットワークの維持・早期復旧に当たっては、道路や港湾等の公共施設の強靱化のみならず、通信・エネルギーをはじめとする民間施設の強靱化を促進することが重要である。

また、発災後の迅速な復旧復興に当たっては、被災者の支援体制を充実させる必要があり、災害保険等の活用など相互扶助の分野も含めて総合的に取り組むべきである。民間企業の防災関連技術の活用や、民間主導による防災・減災に関する地域貢献活動等も進められており、民間主導の取組の更なる活性化を図ることが重要である。

このようなハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野において多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可能性を秘めており、持続的な経済成長を促す観点からも取組を強化する必要がある。

4 国土強靱化政策の展開方向

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化している一方で、これまでの国土強靱化の着実な取組により、大規模な被害を抑制する効果が一定程度発揮されている。

こうした点や前節で述べた「中長期的に取り組むべき課題」を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を一層強化していく必要がある。これまで進めてきた「府民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」の取組に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化による『地域力の発揮』」の2点を新たな施策の柱とし、国土強靱化に、デジタルと地域力を最大限生かしていく。

具体的には、以下の「国土強靱化政策の展開方向」に沿って取組を進める。

国土強靱化政策の展開方向

(1) 府民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
	2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
	3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
	4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善、防災機能の強化
	5) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
	6) 建設・医療をはじめ国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化
(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化	1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
	2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備
	3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
	4) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
	5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給

(3) デジタル等 新技術の活用による 国土強靱化 施策の高度化	1) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
	2) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・A I 等）を最大限活用
	3) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
	4) デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
	5) 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
	6) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
	7) その他様々な地域の課題をデジタルで解決
(4) 災害時における事業継続性 確保をはじめとした 官民連携強化	1) サプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
	2) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
	3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
	4) 防災投資や民間資金活用、公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
	5) 民間企業等における防災教育の充実
	6) 医療の事業継続性確保の支援
	7) 大規模災害時における効率的・広域的な遺体の埋火葬体制づくり
(5) 地域における防災力の 一層の強化	1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
	2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
	3) 地元企業やN P O等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
	4) D E I（多様性、公平性、包摂性）の観点を踏まえたS D G sとの協調
	5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
	6) 高齢者、障害者、こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
	7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
	8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
	9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
	10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携

第2章 京都府の地域特性等

1 地勢・成り立ち

京都府は、日本列島のほぼ中央に位置し、南北に細長い形状をしている。

日本海に面する府北部地域の海岸線は変化に富むリアス海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれている。大部分が中山間地域である府中部地域は、府内を流れる2つの水系の一級河川が流れており（丹波山地を境に大阪湾に注ぐ淀川水系、日本海に注ぐ由良川水系）、その流域には亀岡盆地、福知山盆地をはじめとする小盆地が点在している。府南部地域では、浸水想定区域内に大都市や市街地が発達しており、桂川・宇治川・木津川の三川合流地点を要に、山城盆地が扇状に広がっている。また、京都府には23本もの天井川があり、これは全国2位の数である。

府内の山はすべて1,000メートル以下であり、活火山はない。

また、京都府には平安京以来1,200年を超える長い歴史と伝統があり、これらを活かして、世界水準の大学・研究機関、企業の集積や豊かな自然環境等、魅力的な資源・資産が多数存在している。都市としての長い歴史を持つ中、豊かな文化が育まれるとともに、古くから交通の結節点・要衝としての特性を有してきた。関西圏の中央部に位置し、首都圏が被災した場合にも、中央官庁機能のバックアップを果たしうる条件を備えている。

2 気象

京都府の気候は、そのほぼ中央に位置する丹波山地を境にして北部と南部に大別される。北部は日本海気候、南部は太平洋（瀬戸内）気候の特性をそれぞれ示す。

平均年間降水量は、北部（舞鶴）では1,941mm、南部（京都）は1,523mmである。近年では、局地的豪雨が増加し、浸水被害が発生している。

3 人口

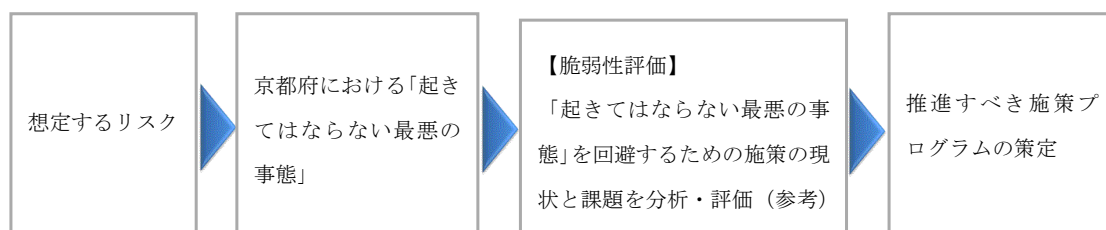
京都府の総人口は、令和 7 年 1 月 1 日現在 251.8 万人（推計人口）であり、平成 16 年の 264.8 万人をピークとして本格的な人口減少局面にある。

京都市の人口は約 143.6 万人（同上）であり、一部地域を除き減少傾向にあるものの、府の総人口の半数以上（約 57%）を占めている。また、大阪通勤圏である府南部地域では、人口が集中する地域が連たんしており、災害発生時の安全性の確保の観点から留意が必要である。

一方、府域の 7 割は中山間地域であり、また、府北部地域においては人口の減少とともに地域偏在化が加速しており、災害発生時の住民又は集落の孤立防止の観点から留意が必要である。

第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を次の枠組及び手順により行った。脆弱性評価の結果は（参考）のとおり。



1 想定するリスク

府民生活及び経済への影響を考慮して、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）、日本海側における津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害、また、地震と豪雨による複合大規模災害や、感染症まん延下における大規模な自然災害の発生等を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

（1）地震・津波

① 南海トラフ地震

30年以内の発生確率が80%程度（令和7年1月時点）と高くなっている南海トラフ地震については、山城地域及び京都市を中心として、死者約860名、全壊・焼失建物 約70,000棟の大きな被害が生じることが想定されている。

② 直下型地震

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、我が国で初めて都市を直撃した直下型地震であり、地震の規模は淡路島北部を震源としてマグニチュード7.3（兵庫県の一部では震度7、京都市中京区では震度5を観測）、死者6,400余名、負傷者43,700余名に上る甚大な人的被害をもたらした。

また、平成30年に発生した大阪北部地震では、大阪府で震度6弱、京都市で震度5強が観測され、死者6名、重傷者62名、61,000棟を超える家屋等の被害が発生した。

京都府には、府域への影響が懸念される活断層が数多く分布しており、府内で最大の被害発生が懸念される花折断層帯地震では、死者4,660

名、全壊・焼失建物 134,210 棟の甚大な被害が生じると想定されている（京都府地震被害想定調査（2024）による）。

また、個別の断層について、国は「奈良盆地東縁断層帯」、「上町断層帯」及び「琵琶湖西岸断層帯（北部）」における地震の発生確率が相対的に高いと公表している（「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（地震調査研究推進本部））。

近年発生した大規模な地震は次のとおり。

◇ 平成 30 年 大阪北部地震（6 月 18 日）

大阪府北部を震源地とする地震が発生。大阪府で震度 6 弱、京都府で震度 5 強を観測。

震度（5 弱以上）：

震度 6 弱：大阪府

震度 5 強：京都府（京都市の一部、亀岡市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町）、大阪府

震度 5 弱：京都府（宇治市、城陽市、向日市、京田辺市、南丹市、井手町、精華町）、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県

被害状況：死者 6 名（うち、京都府なし）、重傷 62 名（うち、京都府 1 名）、軽傷 400 名（うち、京都府 24 名）

全壊 21 棟（うち、京都府なし）、半壊 483 棟（うち京都府 8 棟）、一部損壊 61,266 棟（うち京都府 3,424 棟）

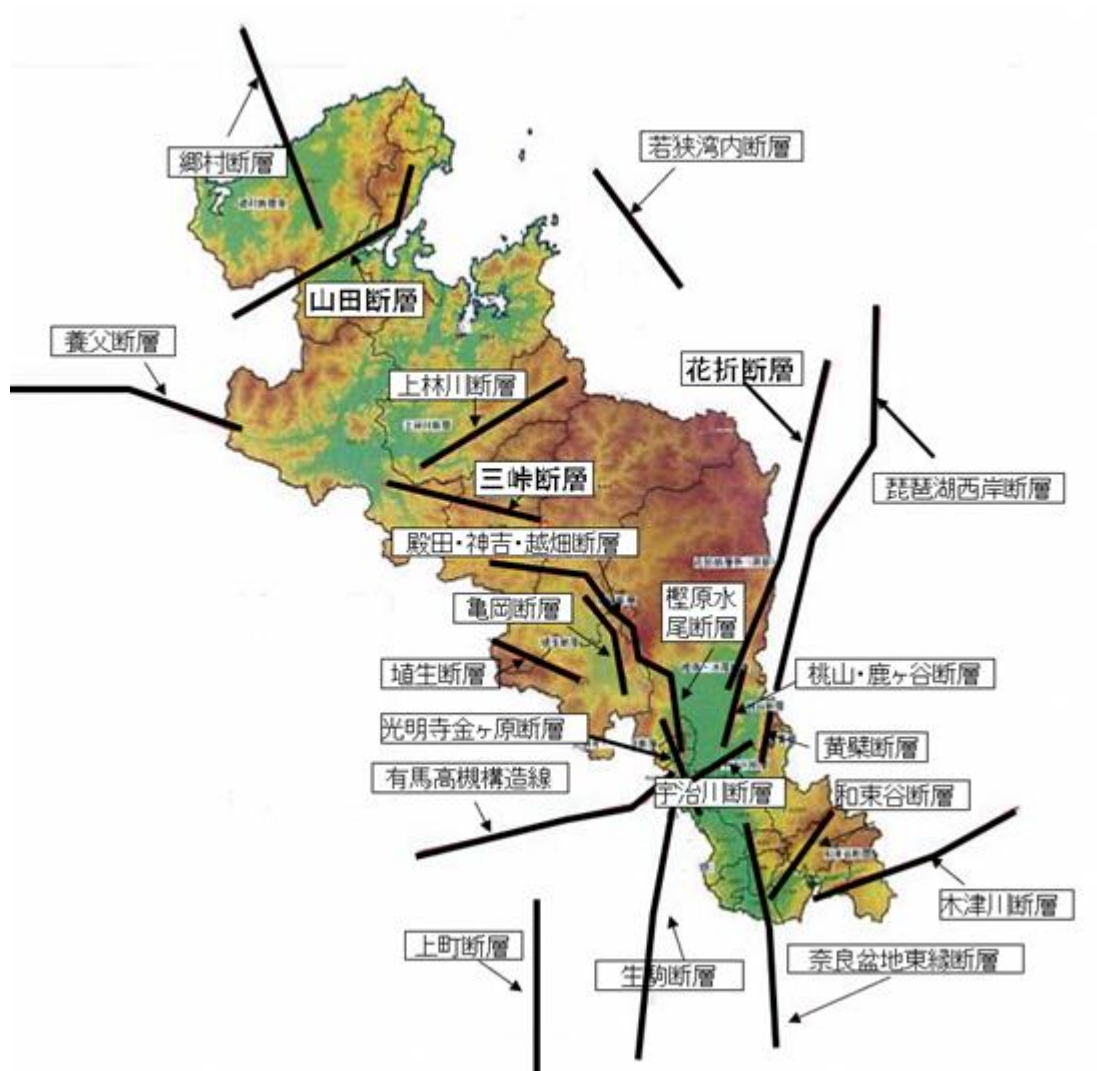
火災 7 件（うち、京都府なし）

被害額（京都府）：282,639 千円

③ 津波

中丹・丹後地域では、平成 26 年 8 月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」による調査結果を基に、京都府が平成 27 年度に設定した津波浸水想定において、府内海岸部で最大 10.9m の津波水位が想定されている。この津波浸水想定に基づき、平成 28 年度には津波災害警戒区域の指定を行った。

【府内・周辺の主要な活断層の位置】



(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

京都府では、昭和 26 年、山城及び口丹波地方を中心とした局地的な豪雨により、南桑田郡篠村字柏原（現亀岡市柏原）を流れる年谷川上流の平和池が決壊し、死者・行方不明者 114 名の人的被害をもたらした。

さらに、昭和 28 年には、木津川上流域を中心に雷を伴った激しい豪雨に見舞われた。和束町では総雨量 428mm の記録的な大雨に見舞われ、ため池の決壊や小河川の氾濫により、死者・行方不明者 336 名の犠牲者が出る大惨事となった。この大雨は非常に狭い範囲で降ったことから、報道機関によって「集中豪雨」という言葉が使われた最初の事例となった。

また、平成 24 年には京都府南部豪雨、平成 25 年には台風第 18 号、平成 26 年には 8 月豪雨と、3 年連続で大規模な風水害が発生。平成 30 年には、府域すべての観測地点で総雨量が月平均降水量を超過し、2,300 棟を超える浸水被害のあった 7 月豪雨や、府域の一部地域で観測史上最大の最大瞬間風速を記録した台風第 21 号といった大規模な風水害が立て続けに発生。令和 5 年には、台風第 7 号が発生し、福知山市、舞鶴市、綾部市の 3 市で相次いで記録的短時間大雨情報が発表され、甚大な被害が発生した。

近年発生した大規模な風水害は次のとおり。

◇ 平成 30 年 7 月豪雨（7 月 6 日～7 月 8 日）

府域すべての観測地点で総雨量が月平均降水量を超過

雨 量 等：総雨量 620mm（南丹市）、565mm（京都市左京区）

時間最大 61mm（綾部市、舞鶴市）

被害状況：死者 5 名、重傷 1 名、軽傷 6 名

全壊 18 棟、半壊 50 棟、一部損壊 83 棟

床上浸水 544 棟、床下浸水 1,760 棟

被 害 額（京都府）：27,038,661 千円

◇ 平成 30 年 台風第 21 号（9 月 4 日）

京田辺市及び南丹市で観測史上最大、京都市で観測史上 2 位の最大瞬間風速を記録

雨 量 等：総雨量 113mm（南丹市） 時間最大 56mm（南丹市）

最大瞬間風速：京都市（京都）39.4m/s、京田辺市（京田辺）

34.4m/s、南丹市（美山）28.1 m/s、南丹市（園部）27.1 m/s

被害状況：重傷者 3 名、軽傷者 56 名

全壊 4 棟、半壊 45 棟、一部損壊 11,532 棟

床上浸水 4 棟、床下浸水 15 棟

被 害 額（京都府）：6,509,558 千円

◇ 令和5年 台風第7号（8月14日～16日）

福知山市、舞鶴市及び綾部市で記録的短時間大雨情報が発表、京都市中京区及び京田辺市では8月の観測史上最大の最大瞬間風速を記録

雨 量 等：総雨量 376mm（福知山市） 時間最大 83.5mm（福知山市）

最大瞬間風速（8月観測史上最大）：京都市中京区 25.3 m/s、
京田辺市 23.8 m/s

被害状況：軽傷者 5 名

全壊 2 棟、半壊 8 棟、一部損壊 35 棟

床上浸水 73 棟、床下浸水 272 棟

被 害 額（京都府）：7,167,630 千円

【近年発生した大規模災害における被害の様子】



平成 30 年 大阪北部地震

平成 30 年 6 月 18 日

（窓ガラスが破損した京都向日町競輪場
（向日市））



平成 30 年 7 月豪雨

平成 30 年 7 月 6 日～7 月 8 日

（舞鶴宮津線（宮津市皆原）の路肩欠壊）



平成 30 年 7 月豪雨

平成 30 年 7 月 6 日～7 月 8 日

（綾部市上杉町の土砂崩れ現場）



平成 30 年 台風第 21 号

平成 30 年 9 月 4 日

（平野神社拝殿倒壊（京都市北区、府指定
建造物））



令和 5 年 台風第 7 号

令和 5 年 8 月 14 日～16 日

（綾部市篠田町の土石流発生現場）

2 京都府における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第 17 条第 3 項）。京都府においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、6 つの「事前に備えるべき目標」と京都府独自の内容を含めた 35 の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、同時多発的表層崩壊、土石流、地すべり、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
II. 府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止
		2-8	自然災害と原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散の同時発生
		3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
III. 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
IV. 迅速な復旧復興に資すること	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全

		3-3	府・市町村の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下	
	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	
	4-3	海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響	
	4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による府民生活・商取引等への甚大な影響	
	4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済活動への甚大な影響	
	4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
	4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	
	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	
	5-5	幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	6-4	住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都府経済への甚大な影響	

(参考) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率 95.1%（令和6年度） [危機管理部]
 - ・大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化率 91.9%（令和6年度） [危機管理部]
 - ・京都府公共施設等管理方針の策定（平成28年度策定（令和3年度改定済）） [総務部]
 - ・隣保館の耐震化率 94.4%（令和6年度） [文化生活部]
 - ・私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率 91.3%（令和6年度） [文化生活部]
 - ・災害拠点病院の耐震化率 100%（令和6年度） [健康福祉部]
 - ・災害拠点病院以外の救急告示病院等における耐震化率 61.6%（令和4年度） [健康福祉部]
 - ・社会福祉施設の耐震化率 92.1%（令和2年度） [健康福祉部]
 - ・住宅の耐震化率 約90%（令和5年度） [建設交通部]
 - ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約84%（令和6年度） [建設交通部]
 - ・主要鉄道駅の耐震化率 100.0%（令和6年） [建設交通部]
 - ・大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画の作成数 1,278箇所（令和6年度） [建設交通部]
 - ・公立学校（幼・小・中）の耐震化率 99.8%（令和6年度） [教育委員会]
- ※公立高等学校の耐震化率 100.0%（平成28年度）

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、約90%（令和5年推計値）であり、一定の進捗がみられるが、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅（減災化住宅）への改修等を一層促進する必要がある。
(危機管理部、建設交通部)
- 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。
(危機管理部、文化生活部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)
- ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。
(全部局)
- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化率は、84.3%（令和6年度）であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれ

があることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。

(建設交通部)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。

(建設交通部)

- 府営住宅等については、建替え等により、耐震化・不燃化を進めるとともに、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。

(建設交通部)

- 市町村における次期建築物耐震改修促進計画の策定を促進するとともに、令和4年3月に改定した府の公共施設等総合管理計画（京都府公共施設等管理方針）に基づいた取組を進める必要がある。

(総務部、建設交通部、教育委員会)

- 防災拠点施設等の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、スプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。

(危機管理部、総務部、文化生活部、健康福祉部、教育委員会)

(文化財建造物等の耐震化等)

- 文化財建造物等は観光客等不特定多数の者が訪れることが多いことから、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する必要がある。

(文化生活部、教育委員会)

(地震に強いまちづくり等の推進)

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

(建設交通部)

(建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定)

- 地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう、京都府においては協議会を設け、近畿府県や判定の実施主体となる市町村等と連携を図っているところであるが、甚大な地震被害を想定し、体制の充実・強化を図る必要がある。

(建設交通部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。

(危機管理部)

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・ 消防水利の設置数 60,851 基（令和 5 年度） [危機管理部]
 - ・ 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%（令和 6 年度） [建設交通部]
 - ・ 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策
196 箇所のうち 171 箇所（令和 6 年度）[建設交通部]
 - ・ 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策） 91.4%（令和 6 年度）[建設交通部]
 - ・ （再掲）防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率 95.1%（令和 6 年度） [危機管理部]
 - ・ （再掲）大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化率 91.9%（令和 6 年度） [危機管理部]
 - ・ （再掲）私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率 91.3%（令和 6 年度） [文化生活部]
 - ・ （再掲）災害拠点病院の耐震化率 100%（令和 6 年度） [健康福祉部]
 - ・ （再掲）災害拠点病院以外の救急告示病院等における耐震化率 61.6%（令和 4 年度）[健康福祉部]
 - ・ （再掲）社会福祉施設の耐震化率 92.1%（令和 2 年度） [健康福祉部]
 - ・ （再掲）住宅の耐震化率 約 90%（令和 5 年度） [建設交通部]
 - ・ （再掲）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約 84%（令和 6 年度） [建設交通部]
 - ・ （再掲）公立学校（幼・小・中）の耐震化率 99.8%（令和 6 年度） [教育委員会]
- ※公立高等学校の耐震化率 100.0%（平成 28 年度）

（火災発生の防止対策）

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、感震ブレーカーの設置、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動等について府民に啓発する必要がある。

（危機管理部）

（住宅密集地における延焼防止対策）

- 大規模地震による市街地火災のリスクが高い危険な密集市街地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び公園緑地整備事業を市町村と連携しながら推進する必要がある。

（建設交通部）

- 密集市街地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

（建設交通部）

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、約 90% (令和 5 年推計値) であり、一定の進捗がみられるが、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅 (減災化住宅) への改修等を一層促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部)

- 防災拠点施設等の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、スプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。(再掲)

(危機管理部、総務部、文化生活部、健康福祉部、教育委員会)

- 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、文化生活部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)

- ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。(再掲)

(全部局)

- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの (要緊急安全確認大規模建築物) の耐震化率は、84.3% (令和 6 年度) であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(救助体制の強化のための耐震化)

- 消火活動、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。

(建設交通部)

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等による防災設備の整備や日常点検、防火訓練等の実施を支援する必要がある。

(文化生活部、教育委員会)

- 市町村と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を行う必要がある。

(文化生活部、教育委員会)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の割合 0.0%（令和6年度） [危機管理部]

（河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進）

- 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携し、設計津波に対応できる海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。

（危機管理部、建設交通部）

- 津波からの避難を確実に行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。

（建設交通部）

（河川管理施設、海岸保全施設及び港湾施設等の整備、維持管理等）

- 大規模津波による災害が想定される河川、海岸、港湾等の施設や府民が避難する際の誘導に活用される道路情報板等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。

（建設交通部）

（津波避難体制の整備）

- 津波防災に関する広報・啓発活動を実施するとともに、津波避難計画やハザードマップの作成・改訂の促進や実践的な避難訓練の実施を促進することなどにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

（危機管理部）

- 日本海沿岸市町における津波浸水想定を平成28年3月に設定し、津波災害警戒区域を平成29年3月に指定したことから、今後は市町における避難計画の整備・充実に支援する必要がある。

（危機管理部）

（避難誘導体制の強化）

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、市町村、警察、消防と地元消防団、自治会等の連携を強化する必要がある。

（危機管理部、警察本部）

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

<指標：現状値>

- ・調査を要する防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価の実施
88箇所(令和6年度) [農林水産部]
- ・対策の必要な防災重点農業用ため池の廃止・整備工事の着手数 17箇所(令和6年度) [農林水産部]
- ・防災重点農業用ため池に係るハザードマップ作成率 96.7%(令和6年度) [農林水産部]
- ・府が管理する河川のうち河川改修事業実施中の河川における浸水想定区域の面積
約3,392ha(令和6年度) [建設交通部]
- ・府管理河川の河川整備率(時間雨量50mm(概ね1/10規模)に対応できる整備が完成した区間の整備率)
37.6%(令和6年度) [建設交通部]
- ・市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図の作成・公表
府が管理する全377河川(令和4年) [建設交通部]
- ・地籍調査進捗率 約8%(令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲)津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町(舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)の割合
0.0%(令和6年度) [危機管理部]

(総合的な治水対策の推進)

- 京都府域では、近年の気候変動等の影響により、水災害の更なる頻発化、激甚化が懸念されることから、河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留施設の整備等のハード対策を一体となって着実に進める必要がある。また、公園や公共施設等を利用した貯留浸透施設の整備、田んぼダム・農業用ため池の活用等、土地利用と一体となった減災対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水・高潮ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的な治水対策を国、市町村と連携しながら一層推進する必要がある。

さらに、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備え

る水防災意識社会の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進する必要がある。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

(河川、下水道施設等の整備推進)

- 淀川水系の宇治川・木津川・桂川、由良川水系及び日本海側の二級河川について、国や市町村と連携し、必要に応じて河川整備計画の変更や新規策定を進めるとともに、整備計画に基づいた施設整備を着実に進めていく必要がある。

(建設交通部)

- 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事、放水路、排水機場やダムの整備等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であり、近年浸水被害を受けた河川及び国等と連携して整備を行う河川の改修、河川堤防の質的強化及び天井川の切下げ等の対策を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る必要がある。さらに河川堤防や排水機場の耐震化、京都府南部地域に多い天井川の地震対策を進める必要がある。

(建設交通部)

- 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を促進するとともに、桂川右岸流域下水道の「いろは呑龍トンネル」の残る3箇所の接続施設を早期に供用開始することにより浸水被害の軽減を図る必要がある。また、住宅等に雨水貯留タンク（通称：マイクロ呑龍）を設置して府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を市町村と連携しながら進めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る必要がある。

(建設交通部)

(河川、下水道施設等の適切な維持管理等)

- 河川堤防、樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設、海岸保全施設及び雨水幹線等の下水道施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、集中豪雨時等でも施設の機能が確実に発揮されるよう、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

(高潮対策としての海岸保全施設等の整備・補強)

- 台風等異常気象時において高潮による市街地等の浸水を防ぐため、海岸保全施設等の整備・補強を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(農業用水利施設の防災対策)

- 人的被害を及ぼすおそれのある農業用ため池（防災重点農業用ため池）を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の整備や適切な維持管理を行うとともに、農業用ため池の事前放流による雨水貯留等の治水対策に取り組む必要がある。また、防

災重点農業用ため池に係るハザードマップを活用して、府民の防災意識の向上を図る必要がある。

(農林水産部)

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

- マルチハザード情報提供システムの周知を行うとともにその情報更新を随時行い、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を維持することにより、府民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

- 市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図は、令和4年10月に府管理の全377河川について作成・公表が完了したことから、今後は、河川整備状況や土地利用に大きな変化が生じた場合に浸水想定区域図を更新する必要がある。

(建設交通部)

- 近年の台風大型化、線状降水帯の発生等に起因する豪雨により、中小河川の氾濫による浸水被害が発生するリスクが高まっており、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、避難判断の目安となる水位の設定を推進する必要がある。

(建設交通部)

- 中小河川では、降雨による水位上昇が急激に発生し、リアルタイムの雨量・水位情報の提供だけでは、住民の早期避難に繋がらず逃げ遅れが生じるため、防災上、重要な河川において、水位の予測情報を市町村に提供するなど、災害時の対応力を強化する必要がある。

(建設交通部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

(河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進)

- 日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携し、設計津波に対応できる海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部)

- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。

(再掲)

(建設交通部)

(河川管理施設、海岸保全施設及び港湾施設等の整備、維持管理等)

- 大規模津波による災害が想定される河川、海岸、港湾等の施設や府民が避難する際の誘導に活用される道路情報板等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(津波避難体制の整備)

- 日本海沿岸市町における津波浸水想定を平成 28 年 3 月に設定し、津波災害警戒区域を平成 29 年 3 月に指定したことから、今後は市町における避難計画の整備・充実に支援する必要がある。(再掲)

(危機管理部)

(災害に強い情報通信基盤の整備)

- 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有のため、京都府内の各種拠点をむすぶネットワークである京都デジタル疎水ネットワークでは、防災拠点・重要拠点の完全二重化を図るとともに、防災行政無線のデジタル化整備や、衛星通信系防災システムの維持や衛星通信設備（第三世代）への早期更新を進めるなど、通信システムの業務継続性の確保や強化を推進する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

(災害情報の迅速・的確な把握)

- ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する必要がある。

(危機管理部)

(防災拠点施設等における電源の確保)

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。

(総務部、施設所管部局)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。

(危機管理部、警察本部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。

(建設交通部)

(関係機関の連携強化と避難体制の強化)

- 平成 25 年台風第 18 号においては、府内の天ヶ瀬ダム、日吉ダム、大野ダムでただし書き操作（異常洪水時防災操作）による緊急放流を行い、更に、日吉ダム、大野ダムではサーチャージ水位（洪水時最高水位）を超えるなど切迫した状況となった。今後、この教訓を踏まえ、サーチャージ水位を超える出水も想定して国、府、市町村等、関係機関との一層の連携強化と府民への情報提供、避難体制の強化を図る必要がある。
(建設交通部)

(低地地域の河川施設の耐震化等)

- 堤防、水路橋、排水機場の耐震化を促進する必要がある。
(建設交通部)
- 市町村が管理する河川施設の改良整備を促進する必要がある。
(建設交通部)

1－5 大規模な土砂災害（深層崩壊、同時多発的表層崩壊、土石流、地すべり、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・山地災害危険地区の整備数 1,777 箇所（令和 6 年度） [農林水産部]
- ・間伐実施面積 1,714ha（令和 5 年度） [農林水産部]
- ・土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）による土砂災害警戒区域等の指定
17,360 箇所（令和 6 年度） [建設交通部]
- ・土砂災害から保全される人家戸数 2.08 万戸（令和 6 年度） [建設交通部]
- ・土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 [建設交通部]
要配慮者利用施設 73 施設（令和 6 年度）
避難所 179 施設（令和 6 年度）
- ・土石流対策施設等による対策済みの土砂災害警戒区域数 533 箇所（令和 6 年度） [建設交通部]
- ・地すべり防止施設の整備済数 23 箇所（令和 6 年度） [建設交通部]
- ・急傾斜地崩壊防止施設による対策済みの土砂災害警戒区域数
451 箇所（令和 6 年度） [建設交通部]

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 府内には、令和 6 年度末時点において 17,360 箇所の土砂災害警戒区域が存在するが、社会経済上重要な施設等の保全に係る土砂災害対策として砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策だけでは多くの時間と費用がかかり、速やかに府民の生命や財産を守ることができない状況にある。このため、ハード整備の着実な推進に併

せて、市町村とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、府民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(土砂災害対策のハード整備)

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の一層の整備の推進が必要である。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活用しながら、要配慮者利用施設や避難所等を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(土砂災害警戒区域の指定等)

- 令和6年度末時点で17,360箇所を土砂災害警戒区域等に指定済であるが、近年、全国的に土砂災害警戒区域外でも人的被害が発生しており、高精度な地形情報を活用した調査などにより土砂災害警戒区域等の追加指定を推進する必要がある。また、概ね5年ごとに、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については土砂災害警戒区域等の見直しを行う必要がある。

(建設交通部)

(砂防施設等の維持管理等)

- 砂防えん堤等の砂防関係施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(災害に強い森林づくり)

- 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する必要がある。

(農林水産部)

(危険情報の収集・提供体制の確立)

- 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(建設交通部)

(国、府、市町村連携による防災対策)

- 府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)

(危機管理部)

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

<指標：現状値>

- ・府有除雪機械の保有台数 63 台（令和 6 年度） [建設交通部]

(風雪害への対策)

- 豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、市町村と協力し効率的な除雪のための仕組みを維持する必要がある。

(建設交通部)

- 府管理道路の除雪作業に使用する除雪機械については、耐用年数に応じた機械更新を適切に行うなど、体制の維持確保に努める必要がある。

(建設交通部)

- 大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、府、市町村、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全を確保することが必要である。

(危機管理部・建設交通部)

- 倒木による道路の通行不能や、電柱倒壊、断線が同時多発的に発生することから、感電等の二次災害を防止しながら倒木撤去作業を行う必要があるため、道路管理者、電力事業者及び電気通信事業者間における連携体制を平時から構築しておく必要がある。また、事前に電気施設に関わる倒木危険箇所を把握し、道路等のインフラ重要度に応じて、電柱の移設、事前伐採等による予防保全を進める必要がある。

(危機管理部・建設交通部)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<指標：現状値> ・家具固定率 45.2%（令和6年度） [危機管理部] ・自主防災組織の組織率 90.9%（令和6年度） [危機管理部] ・自主防災リーダーの養成数 3,100人（令和6年度） [危機管理部] ・消防団員の充足率 83.7%（令和6年度） [危機管理部] ・地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合 70.3%（令和5年度） [教育委員会] ・（再掲）防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率 95.1%（令和6年度） [危機管理部]
（救助体制の強化） ○ 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等と連携した広域受援計画の策定を進め、大規模災害時の災害対応の実効性を高めるとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。 (危機管理部、建設交通部、警察本部) ○ 発災時、直ちに対応する警察署員のレスキュー技能向上のため、機動隊等におけるレスキュー技能指導員の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な教養・訓練を反復実施し、災害対応能力を維持する必要がある。 (警察本部) ○ 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊（広域警察航空隊）、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、ヘリポート機能など広域防災活動拠点の機能強化を進めるとともに、府災害対策航空運用調整マニュアルに基づく運用体制を維持・強化する必要がある。 (危機管理部、警察本部) （警察機能の維持対策の推進） ○ 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する必要がある。 (警察本部) （防災拠点の耐震化） ○ 防災拠点施設となる庁舎、警察署等の耐震化を計画的に推進する必要がある。 (危機管理部、総務部、警察本部、施設所管部局)

(家庭・学校・地域等における防災対策)

- 府民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。

(危機管理部)

- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

- 指導者向けに、防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。

(教育委員会)

- 府及び市町村の災害ボランティアセンター機能を強化・充実するとともに、自主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練等により、消防団員の養成を行う必要がある。

(危機管理部)

- 消防団員や自主防災組織・自治会等と連携した避難訓練等を実施し、災害時に適切な避難ができるような人材の養成を行う必要がある。

(危機管理部)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

<指標：現状値>

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の養成数 60 チーム（令和6年度） [健康福祉部]
- ・福祉避難サポートリーダーの養成数 延べ2,237人養成（令和6年度） [健康福祉部]
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の養成数 延べ213人（令和6年度） [健康福祉部]
- ・災害用医薬品流通備蓄量 27,000人分（17薬効）（令和6年度） [健康福祉部]
- ・広域医療搬送拠点（SCU）の運用資機材の整備数 1箇所（令和6年度） [健康福祉部]
- ・信号機電源付加装置の整備数 762機（令和6年度） [警察本部]
- ・府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合
11.3%（令和5年度） [総合政策環境部]
- ・府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合
20.7%（令和5年度） [総合政策環境部]
- ・（再掲）災害拠点病院の耐震化率 100%（令和6年度） [健康福祉部]

- ・（再掲）災害拠点病院以外の救急告示病院等における耐震化率 61.6%（令和4年度）[健康福祉部]
- ・（再掲）社会福祉施設の耐震化率 92.1%（令和2年度） [健康福祉部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策
196箇所のうち171箇所（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）
91.4%（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府有除雪機械の保有台数 63台（令和6年度） [建設交通部]

（災害時におけるエネルギーの確保）

- 災害拠点病院については自家発電装置や燃料タンク等を設置しており、3日程度のエネルギー供給は可能であるが、長期途絶の場合には、関係機関との連携により緊急的な燃料供給が可能となるよう、エネルギー確保に努める必要がある。
(危機管理部、健康福祉部)

（緊急輸送道路等の確保、整備等）

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。
(建設交通部、警察本部)
- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める必要がある。また、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。
(建設交通部)

（緊急輸送道路等の適切な維持管理等）

- 緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。
(建設交通部)

（府内医療機関等の耐震化）

- 府内全ての医療機関、社会福祉施設の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。
(健康福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定や計画に基づいた訓練の実施、京都DWA Tによる福祉支援や福祉避難サポートリーダーの育成、保健師による健康調査等により、被災者への福祉支援提供体制の確保を進める必要がある。

(健康福祉部)

(災害時の医療・救護体制の整備)

- 京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する必要がある。

(健康福祉部)

- DMA Tの養成を進めるとともに、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する必要がある。

(健康福祉部)

- 災害拠点病院の設備の整備のほか、医療機関の被害状況の把握体制や救護所への応援体制、医薬品・医療用品の確保体制を強化する必要がある。

(健康福祉部)

- 災害支援ナースの災害対応能力を向上させる必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

- ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、災害拠点病院のヘリポートの整備やS C Uの整備、運用計画の策定、訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(健康福祉部)

- 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制の強化や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、交通監視カメラや信号機電源付加装置等交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進するなど、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部、建設交通部、警察本部)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

<指標：現状値>

- ・市町村が管理する下水管渠（公共下水道）における地震対策実施率
38.9%（令和5年度） [建設交通部]
- ・府が管理する下水管渠（流域下水道）における地震対策実施率 67.2%（令和6年度） [建設交通部]
- ・多様な視点での防災対策意見交換会の開催 1回（令和6年度） [危機管理部]
- ・災害派遣精神医療チーム（DPA T）の養成数 延べ44人（令和6年度） [健康福祉部]
- ・（再掲）福祉避難サポートリーダーの養成数 延べ2,237人養成（令和6年度） [健康福祉部]
- ・（再掲）DWA Tの養成数 延べ213人（令和6年度） [健康福祉部]

(被災地・避難所の衛生管理)

- 避難所等における感染症のまん延を防止するため、衛生環境を適切に確保するとともに、換気や避難者スペースの確保を促進する必要がある。
(危機管理部、健康福祉部)
- 感染症のまん延防止のため、市町村と連携し、有症者の隔離、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。
(健康福祉部)
- 「避難所における食品衛生確保ガイドライン」の普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。
(危機管理部、総合政策環境部、文化生活部)
- マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できるマンホールトイレの整備について、市町村を支援する必要がある。
(建設交通部)
- 避難所のユニバーサルデザイン化を推進し、全ての方が安心して過ごすことのできる避難所づくりを推進する必要がある。
(健康福祉部)
- 被災者等の健康・食事管理やメンタルヘルスケアの充実を図る必要がある。
(健康福祉部)
- 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援の充実を図る必要がある。
(健康福祉部)
- 水循環型シャワーや手洗いスタンド等新たな資機材を活用し、避難所の環境整備を進める必要がある。
(危機管理部)
- 洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的確保、民間入浴施設の活用等、避難所における快適なトイレ環境や入浴施設の確保を推進する必要がある。
(危機管理部)
- 炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等、避難生活の長期化に伴う避難所の食事環境の整備を推進する必要がある。
(危機管理部)
- 避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要なパーティションや簡易ベッド等の資機材の確保を推進する必要がある。
(危機管理部)
- 多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する必要がある。
(危機管理部、文化生活部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定や計画に基づいた訓練の実施、京都DWATによる福祉支援や福祉避難サポートリーダーの育成、保健師による健康調査等

により、被災者への福祉支援提供体制の確保を進める必要がある。（再掲）
（健康福祉部）

（下水道施設の耐震化）

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進める必要がある。

（建設交通部）

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

＜指標：現状値＞

- ・重点備蓄品目充足率（府＋市町村）
飲料水 165.3%、毛布 138.8%、その他品目 100%以上（令和6年度） [危機管理部]
- ・水産物流通拠点の舞鶴漁港（府管理）の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%（令和6年度） [農林水産部]
- ・府管理の漁港（舞鶴漁港、中浜漁港）で策定した長寿命化計画（機能保全計画含む）に基づくハード対策の実施率
58.0%（令和6年度） [農林水産部]
- ・府内の耐震強化岸壁の延長 260m（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策
196箇所のうち171箇所（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）
91.4%（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合
11.3%（令和5年度） [総合政策環境部]
- ・（再掲）府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合
20.7%（令和5年度） [総合政策環境部]

（緊急物資の備蓄促進）

- 必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、府民や企業に対しては、3日分（可能であれば1週間分）の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。

（危機管理部）

- 給水車の整備等、応急給水の確保体制を整備する必要がある。

（建設交通部）

(避難所への支援物資の適切な輸配送)

- 物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合と連携して構築した0次物資拠点の体制を維持・強化する必要がある。

(危機管理部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送道路、緊急交通路を確保する必要がある。

(建設交通部、警察本部)

- 救急救援活動等に必要な重要物流道路、代替・補完路及び緊急輸送道路等（以下「緊急輸送道路等」という。）や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。

(建設交通部)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農林水産部、建設交通部)

- 災害時に海の物資輸送ルートの確保により人流・物流インフラ機能を維持するため、津波、高潮及び海岸侵食等に備えて、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。

(建設交通部)

- がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や応急復旧等のために必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があることから、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(建設交通部)

(海岸・港湾施設の整備等)

- 海岸施設の点検を実施し、避難施設、避難路の整備等を進める必要がある。

(建設交通部)

- 被災地支援を考慮した港湾施設の整備及び整備計画の策定を進める必要がある。

(建設交通部)

(関係団体との協力体制の強化)

- 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(危機管理部)

(避難所の体制確保)

- 避難所の運営体制を整備するとともに、市町村、学校、地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

- 避難所に太陽光発電等をさらに整備するとともに、飲料水、電気、ガス、通信等が断絶した場合に早期に復旧できる体制を整備する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

<指標：現状値>

- ・ 帰宅困難者対策訓練等の実施回数 1回（令和6年度） [危機管理部]

- ・ （再掲）防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率

95.1%（令和6年度） [危機管理部]

(一時避難所の確保)

- 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所としての指定を促進する必要がある。さらに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者や観光関連事業者等と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部、建設交通部)

(帰宅困難者対策)

- 市町村、警察、消防等と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進するとともに、企業等に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

(危機管理部、警察本部)

- 関西広域連合と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに拡大していく必要がある。

(危機管理部)

(観光客対策)

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報へのアクセス方法について周知する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、被害の状況に応じて、公共交通機関と連携し、代替輸送手段や一時滞在施設等の確保に努める。

(危機管理部、建設交通部)

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 重点備蓄品目充足率 (府+市町村)
飲料水 165.3%、毛布 138.8%、その他品目 100%以上 (令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 府有除雪機械の保有台数 63台 (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策
196箇所のうち171箇所 (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (路面段差防止対策)
91.4% (令和6年度) [建設交通部]

(孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

- 孤立集落の発生に備え、孤立可能性のある地域を把握して整備した最新のデータベースを活用して、市町村及び自衛隊・警察・消防等の実動機関と共有することで、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(孤立集落防止に向けた道路ネットワークの整備等)

- 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人員や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等の対策を着実に推進する必要がある。

(建設交通部)

- 台風や集中豪雨等の大規模な災害の発生による孤立集落の発生や長期化等の可能性に備えて、異常気象時通行規制区間の代替等複数のルートを確認するため、多様な主体が管理する道路を把握し、活用を図るとともに、市町村等とも連携してこれらの道路の整備を推進する必要がある。

(建設交通部)

- 府管理道路の除雪作業に使用する除雪機械については、耐用年数に応じた機械更新を適切に行うなど、体制の維持確保に努める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

- 孤立した集落への救援ルートの早期確保、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(建設交通部)

(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)

- 孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等と連携した広域受援計画の策定を進め、大規模災害時の災害対応の実効性を高めるとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊（広域警察航空隊）、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、ヘリポート機能など広域防災活動拠点の機能強化を進めるとともに、府災害対策航空運用調整マニュアルに基づく運用体制を維持・強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部、警察本部)

- 中山間地域や沿岸部などにおいて救援部隊が到着するまでの住民相互の初期救助能力を培う必要がある。

(危機管理部)

- 孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る必要がある。

(危機管理部)

(孤立集落における物資の確保・輸送)

- 孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保するとともに、ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送体制を整備する必要がある。

(危機管理部)

2-7 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止

(市町村との連携)

- 市町村等と連携し、新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

(防疫対策)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、市町村等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。

(健康福祉部)

- マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE（個人防護具）の多くは海外で生産されており、各国の輸出規制などにより感染症のまん延時には供給が不安定となるため、消毒用アルコールを含め医療資材の備蓄をする必要がある。

(健康福祉部)

(まん延防止のための情報発信)

- 感染状況や経済情勢等を踏まえた適切な対策に時期を逸することなく取り組むとともに、府民や事業者に対して必要な情報発信を行う必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

2－8 自然災害と原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散の同時発生
<指標：現状値> ・原子力総合防災訓練等の開催数 1回（京丹波町）（令和6年度） [危機管理部]
（緊急事態における避難時の避難道路の整備、避難車両・運転員の確保等） ○ 「緊急事態の防護措置」にあたっては、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施できる体制を整える必要がある。また、屋内退避中の住民に対する的確な情報提供、避難道路の確保、他県からの流入車両による渋滞対策、避難行動要支援者用を含めた避難車両・運転員の確保、安定ヨウ素剤の配布方法等について、訓練等を通じて、避難計画を継続的に見直し、実効性を高める必要がある。 （危機管理部、総合政策環境部、健康福祉部、建設交通部）

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3－1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<指標：現状値> ・警察本部、警察署の耐震化率 82.8%（令和6年度） [警察本部]
（警察部隊の応援・受援体制の充実） ○ 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、耐震化の推進等、警察施設の機能向上や通信機能等の向上を図る必要がある。 （警察本部） ○ 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する必要がある。（再掲） （警察本部） ○ 警察災害派遣隊の受援体制を強化するとともに、広域的な活動拠点の確保・充実が必要である。 （警察本部）

3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

(中央官庁機能バックアップ)

- 東日本大震災の教訓から、首都圏に一極集中した中央官庁機能の分散と被災時のバックアップの必要性が認識されたところであり、国全体の安心・安全確保の観点から、中央官庁機能のバックアップについて、京都が果たすべき機能・役割を検討することが必要である。

(総合政策環境部)

(高速鉄道網の整備)

- 首都圏と関西を繋ぐ移動手段等の多様性及び冗長性を確立するため、北陸新幹線やリニア中央新幹線等の高速鉄道網を整備する必要がある。

(建設交通部)

3-3 府・市町村の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下

<指標：現状値>

- ・市町村のBCPの策定率 100.0% (令和6年度) [危機管理部]
- ・(再掲) 防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 95.1% (令和6年度) [危機管理部]

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)や市町村の防災拠点施設の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。

(危機管理部、総務部、教育委員会、警察本部、施設所管部局)

(災害対策活動の初動体制の整備)

- 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、市町村と連携した実践的な災害対応訓練や研修の実施、各防災機関等における緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの見直しや改善を促す必要がある。

(危機管理部)

- 危機管理センターを活用し、国等と連携して自然災害等のあらゆる危機事象に迅速・的確に対応できるよう訓練等を実施する必要がある。

(危機管理部)

(業務継続体制の整備)

- 京都府非常時専任職員制度や緊急連絡体制を充実させるとともに、実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めていく必要がある。

(全部局)

- B C Pの見直しと検証を随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する必要がある。併せて、府内の全市町村におけるB C Pの見直し・検証を促進する必要がある。

(全部局)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、I o T・A I技術等を活用した情報収集等、体制を強化する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

(市町村との連携)

- 市町村等と連携し、新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。(再掲)

(危機管理部、健康福祉部)

- 感染拡大時の避難所の運営について、市町村等と連携し、有症者の隔離等を適切に対応できる体制を構築する必要がある。

(危機管理部、健康福祉部)

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

<指標：現状値>

- ・ 中堅企業のB C P策定率 45.5% (令和5年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 水産物流通拠点の舞鶴漁港(府管理)の耐震・耐津波対策の整備率
0.0% (令和6年度) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の漁港(舞鶴漁港、中浜漁港)で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む)に基づくハード対策の実施率
58.0% (令和6年度) [農林水産部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策
196箇所のうち171箇所(令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率(路面段差防止対策)
91.4% (令和6年度) [建設交通部]

(企業等における業務継続体制の確立)

- 府内の行政機関や関係団体、ライフライン機関、専門家等が参画する京都B C P推進会議を活用し、地域や業界における連携型B C Pを確立するなど、京都全体にB C Pの考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する「京都B C P」の推進を図る必要がある。

(危機管理部)

- 企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。

(建設交通部)

- 府内主要幹線道路の冗長性確保の観点から、幹線道路やこれを補完する道路を整備する必要がある。

(建設交通部)

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等と連携した広域受援計画の策定を進め、大規模災害時の災害対応の実効性を高めるとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

(企業の防災対策)

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(特別管理廃棄物の処理)

- アスベストやPCB等の特別管理廃棄物の適正処理を進める必要がある。

(総合政策環境部)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部)

4－3 海上輸送の機能停止による物流への甚大な影響

(津波に強い施設整備)

- 港湾施設の長寿命化対策や海岸保全施設の点検、津波浸水想定に基づいた避難施設、避難路の整備等、津波に強い施設整備を推進する必要がある。

(建設交通部)

(港湾施設等の整備、維持管理等)

- 海上輸送の拠点となる港湾施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設交通部)

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(物流施設の耐災害性向上)

- 物流インフラが被災した場合には事業者だけで解決できない問題があることから、関係機関が協力・連携し、あらかじめハード・ソフト両面からの対策をとる必要がある。

(建設交通部)

- 陸上輸送の寸断に備えて、海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。

(建設交通部)

4－4 金融サービス・郵便等の機能停止による府民生活・商取引等への甚大な影響

(連携型BCPの確立)

- 地元金融機関による連携型BCPを確立させ、金融サービスが機能停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する必要がある。

(危機管理部、商工労働観光部)

(信書配達事業者のBCP)

- 日本郵便(株)をはじめ、信書配達事業者の事業継続計画については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

(危機管理部)

4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、府民生活・社会経済活動への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・(再掲)水産物流通拠点の舞鶴漁港(府管理)の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%(令和6年度) [農林水産部]
- ・(再掲)府管理の漁港(舞鶴漁港、中浜漁港)で策定した長寿命化計画(機能保全計画含む)に基づくハード対策の実施率
58.0%(令和6年度) [農林水産部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%(令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策
196箇所のうち171箇所(令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲)府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率(路面段差防止対策)
91.4%(令和6年度) [建設交通部]
- ・(再掲)信号機電源付加装置の整備数 762機(令和6年度) [警察本部]

(流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大)

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政機関等による連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

(農林水産部)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。(再掲)

(建設交通部、警察本部)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(農林水産部、建設交通部)

（資材の供給体制の整備）

- 農林水産業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送道路等及び林道等の確保・整備を推進する必要がある。

（農林水産部、建設交通部）

4－6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・府営水道の送水管路耐震化率 47.3%（令和6年度） [建設交通部]
- ・長田野工業用水道の管路耐震化率 8.3%（令和6年度） [建設交通部]

（府営水道施設の耐震化）

- 府営水道の機能確保を図るため、急所施設である送水管路の耐震化を推進するとともに、工業団地へ送水する長田野工業用水道管路の耐震化を進める必要がある。

（建設交通部）

4－7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

<指標：現状値>

- ・農と環境を守る地域協働活動（日本型直接支払のうち多面的機能支払）の取組面積
16,276ha（令和5年度） [農林水産部]
- ・中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払）の取組面積
5,206ha（令和5年度） [農林水産部]
- ・（再掲）山地災害危険地区の整備数 1,777箇所（令和6年度） [農林水産部]
- ・（再掲）間伐実施面積 1,714ha（令和5年度） [農林水産部]
- ・（再掲）地籍調査進捗率 約8%（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）土砂災害防止法（平成12年法律第57号）による土砂災害警戒区域等の指定
17,360箇所（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）土砂災害から保全される人家戸数 2.08万戸（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 [建設交通部]
要配慮者利用施設 73施設（令和6年度）
避難所 179施設（令和6年度）
- ・（再掲）土石流対策施設による対策済みの土砂災害警戒区域数
533箇所（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）急傾斜地崩壊防止施設による対策済みの土砂災害警戒区域数
451箇所（令和6年度） [建設交通部]

(災害危険箇所の整備)

- 山地災害危険地区のうち被害発生リスクの高い箇所を早急に特定し、優先度の高い地区への治山ダムの設置や森林整備等の治山事業を実施する必要がある。

(農林水産部)

(森林の整備・保全)

- 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する必要がある。

(再掲)

(農林水産部)

(農地・農業用施設の保全管理)

- 農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進するとともに、都市農地の防災協力農地への活用拡大など、生産緑地地区を中心とした農地の多面的な活用を推進する必要がある。

(農林水産部)

- 所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、地すべりにより農地等が流亡・埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する必要がある。

(農林水産部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(自然公園等施設の整備)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、自然公園等の設備の整備・長寿命化対策を実施する必要がある。

(総合政策環境部)

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
＜指標：現状値＞ ・京都府マルチハザード情報提供システム閲覧者数 約 17 万人（令和 6 年度） [危機管理部]
（災害に強い情報通信基盤の整備） ○ 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有のため、京都府内の各種拠点をむすぶネットワークである京都デジタル疎水ネットワークでは、防災拠点・重要拠点の完全二重化を図るとともに、防災行政無線のデジタル化整備や、衛星通信系防災システムの維持や衛星通信設備（第三世代）への早期更新を進めるなど、通信システムの業務継続性の確保や強化を推進する必要がある。（再掲） （危機管理部、総合政策環境部） ○ 迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する必要がある。 （危機管理部、建設交通部） （災害情報の迅速・的確な把握） ○ ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する必要がある。（再掲） （危機管理部） （防災拠点施設等における電源の確保） ○ 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。（再掲） （総務部、施設所管部局） （災害時の通信サービスの確保等） ○ 自家発電機や予備蓄電池の設置、移動電源車の配備等、電源確保を促進するとともに、可搬型衛星通信基地局の配備や災害用伝言板サービスの提供により府民等への情報伝達の強化を促進する必要がある。 （危機管理部） ○ 災害の発生の防御や被害拡大の防止等を図るため、コミュニティ・エフエム等の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく協定締結報道機関に放送（報道）要請を行う必要がある。 （知事直轄組織）

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び府民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部、建設交通部)

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、警察本部)

(外国籍府民等への災害時支援等)

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、SNSによる防災情報の発信を行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍府民や市町村等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍府民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。

(知事直轄組織、危機管理部)

(府民への情報伝達)

- 京都府防災・防犯情報メールの登録者数を拡大するとともに、地上デジタル放送や携帯情報端末を活用した情報伝達体制を確立し、各機関の連携体制を確保して、実効性を高めるため訓練を実施する必要がある。

(危機管理部、総合政策環境部、建設交通部)

- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や広報・防災無線の活用等による警報伝達体制を拡充する必要がある。

(危機管理部)

- 府民が自らの確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。

(危機管理部、建設交通部)

(情報伝達手段の維持・高度化)

- J-ALERTによる緊急情報等を確実に伝達できる状態を維持するため、情報伝達訓練等を行うとともに、J-ALERT関連機器の適切な保守を行う必要がある。

(危機管理部)

- 多様化する情報収集・提供手段を適切に活用するため、防災情報システムの随時更新を行う必要がある。

(危機管理部)

５－２ 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
＜指標：現状値＞ ・（再掲）府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合 11.3%（令和５年度） [総合政策環境部] ・（再掲）府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合 20.7%（令和５年度） [総合政策環境部]
（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立） ○ 各ライフライン機関の施設の耐震化と併せて、可搬式設備等の多重性・代替性の確保を含めた広域地震防災対策を促進するとともに、ＢＣＰの策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。 （危機管理部）
（緊急輸送道路等の整備、維持管理等） ○ 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲） （農林水産部、建設交通部）
（電力の確保） ○ 電力供給の耐災害性を高めるため、電力施設や供給設備の耐震性の確保と電力保安用通信ルートの２ルート化を促進する必要がある。 （危機管理部、総合政策環境部） ○ エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーや蓄電池等の導入を促進する必要がある。 （総合政策環境部）
５－３ 都市ガス供給・石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
（ガスの確保） ○ ガス供給施設やガス充填施設の耐震性能が維持される必要がある。 （危機管理部） ○ 都市ガス、ＬＰガスの施設・供給設備の耐震化と家庭用の感震機能付マイコンメーターの普及を促進する必要がある。 （危機管理部）

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化と併せて、可搬式設備等の多重性・代替性の確保を含めた広域地震防災対策を促進するとともに、ＢＣＰの策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。（再掲）

（危機管理部、建設交通部）

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

（危機管理部）

５－４ 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

<指標：現状値>

- ・（再掲）市町村が管理する下水管渠（公共下水道）における地震対策実施率
38.9%（令和５年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府が管理する下水管渠（流域下水道）における地震対策実施率
67.2%（令和６年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府営水道の送水管路耐震化率 47.3%（令和６年度） [建設交通部]

(水道施設の耐震化、応急給水体制の確立)

- 水道施設の機能確保を図るため、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化を推進するとともに、非常時の応急給水体制の確立を促進していく必要がある。
（建設交通部）

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化と併せて、可搬式設備等の多重性・代替性の確保を含めた広域地震防災対策を促進するとともに、ＢＣＰの策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。（再掲）

（危機管理部、建設交通部）

(下水道施設の耐震化、維持管理)

- 汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を進めるとともに、老朽化施設の改築・更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。

（建設交通部）

5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・（再掲）水産物流通拠点の舞鶴漁港（府管理）の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%（令和6年度） [農林水産部]
- ・（再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港、中浜漁港）で策定した長寿命化計画（機能保全計画含む）に基づくハード対策の実施率
58.0%（令和6年度） [農林水産部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率 90.0%（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策
196箇所のうち171箇所（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）
91.4%（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）住宅の耐震化率 約90%（令和5年度） [建設交通部]
- ・（再掲）府の耐震強化岸壁の延長 260m（令和6年度） [建設交通部]
- ・（再掲）信号機電源付加装置の整備数 762機（令和6年度） [警察本部]
- ・（再掲）府有除雪機械の保有台数 63台（令和6年度） [建設交通部]

（緊急輸送道路等の整備、維持管理等）

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。（再掲）

（建設交通部）

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携等により、災害時の緊急輸送道路等、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。

（再掲）

（建設交通部、警察本部）

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル、擁壁や港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲）

（農林水産部、建設交通部）

- 救助や物資供給を行うための「命の道」となる山陰近畿自動車道をはじめ、緊急輸送道路や主要な幹線道路等の整備を推進するとともに、冗長性確保の観点から、これらの重要な道路を補完する道路についても整備する必要がある。

(建設交通部)

- 交通ネットワークの多重化（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの着実な整備促進や新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を進めていく必要がある。

(建設交通部)

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する必要がある。（再掲）

(建設交通部)

(輸送ルート確保の強化)

- 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のための陸と海のルートを実確かつ早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなどの整備を進める必要がある。さらに、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。

(建設交通部)

- がれき等を撤去し、緊急車両等の救護ルートの早期確保や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要がある。

(建設交通部)

(緊急交通路候補路線等の整備)

- 緊急交通路候補路線等について、災害時の交通体制を確保するため、信号機電源付加装置等、交通安全施設の整備を進める必要がある。

(警察本部)

(高規格道路のミッシングリンク解消)

- 復旧復興は災害に強い高規格道路を起点として行われることから、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。併せて、高速道路ネットワークの4車線化やスマートICの設置等による機能強化を図る必要がある。

(建設交通部)

(緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化等)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路等や避難路について、沿道の建築物の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する必要がある。

(建設交通部)

- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。

(建設交通部)

- 道路の陥没による交通麻痺を防ぐため、前兆現象である路面の沈下やひび割れ等の異常について、日常の道路パトロール等において、早期発見に努める必要がある。

(建設交通部)

(鉄道施設の耐震化)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(災害情報の収集体制の強化)

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、I o T ・ A I 技術等を活用した情報収集等、体制を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(大規模な災害からの復興)

- 地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や市町村との適切な役割分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を図る必要がある。

(全部局)

(生活と住居の再建支援)

- 被災に備え、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する必要がある。

(全部局)

6－2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
<指標：現状値> ・災害時学校支援チームのチーム員養成数 延べ22人（令和6年度） [教育委員会]
（建設業等の担い手の確保・育成等） ○ 地震・津波、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。 （建設交通部） （学校の危機管理体制の強化） ○ 大規模災害が発生した際に、被災学校へ教職員などを派遣し、「教育活動の早期再開」や、「児童生徒の心のケア」などを支援する体制を構築する必要がある。 （教育委員会）

6－3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
（災害廃棄物の処理の推進） ○ 市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を促進する必要がある。 （総合政策環境部） ○ 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物や海岸漂着物等を速やかに処理できる体制を構築し、維持する必要がある。 （総合政策環境部）

6－4 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<指標：現状値> ・（再掲）地籍調査進捗率 約8%（令和6年度） [建設交通部]

(生活と住居の再建支援)

- 大規模地震等の被災後の生活と住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進することが必要である。

(危機管理部)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(建設業等の担い手の確保・育成等)

- 地震・津波、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(ライフラインの早期復旧)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。(再掲)

(危機管理部)

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

<指標：現状値>

- ・ (再掲) 防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化率 95.1% (令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震化率 91.9% (令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 自主防災リーダーの養成数 3,100人 (令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 消防団員の充足率 83.7% (令和6年度) [危機管理部]
- ・ (再掲) 私立学校(幼・小・中・高)の耐震化率 91.3% (令和6年度) [文化生活部]
- ・ (再掲) 社会福祉施設の耐震化率 92.1% (令和2年度) [健康福祉部]
- ・ (再掲) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 約84% (令和6年度) [建設交通部]
- ・ (再掲) 地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合 70.3% (令和5年度) [教育委員会]

(不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)

- 学校、公民館、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(危機管理部、文化生活部、健康福祉部、建設交通部、教育委員会)

- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震化率は、84.3%(令和6年度)であり、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(建設交通部)

(文化財建造物等の耐震化等)

- 文化財建造物等は観光客等不特定多数の者が訪れることが多いことから、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する必要がある。(再掲)

(文化生活部、教育委員会)

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等による防災設備の整備や日常点検、防火訓練等の実施を支援する必要がある。(再掲)

(文化生活部、教育委員会)

- 市町村と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を行う必要がある。(再掲)

(文化生活部、教育委員会)

(地域防災力の強化)

- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

(危機管理部、教育委員会)

(防災教育の実施)

- 毎年、全校で学校安全計画及び危機等発生時対処要領の確認・改善を促進するとともに、市町村や地域、専門家等と連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、防災マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。

(危機管理部、教育委員会)

（消防団員の確保・育成）

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練等により、消防団員の養成を行う必要がある。（再掲）

（危機管理部）

6－6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都府経済への甚大な影響

<指標：現状値>

- ・食の安心・安全について講演会等による情報提供回数 年8回（令和5年度） [農林水産部]

（観光業や農林水産業の風評被害対策）

- 正しい情報の迅速・的確な提供による災害発生後の風評被害を防止する体制づくりや、観光客等の誘客キャンペーンの実施、府内産農林水産物の販売促進等による早期復興を目指した支援の仕組みづくりを平時から進める必要がある。

（商工労働観光部、農林水産部）

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の11の個別の施策分野と5つの横断的分野とする。

〔個別施策分野〕

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市／環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業構造／金融
- (7) 農林水産
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全／国土利用
- (10) 中央官庁機能バックアップ等
- (11) 伝統・文化の保全

〔横断的分野〕

- (A) リスクコミュニケーション
- (B) 人材育成
- (C) 官民連携
- (D) 老朽化対策
- (E) デジタル活用

2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1で設定した16の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら16の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した6つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

また、本章で定める推進方針と関連した事業について別紙に記載する。

※【 】はそれぞれの施策項目に対応する第3章に記載の「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載

〔個別施策分野〕

(1) 行政機能／警察・消防等

(防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)

【1-1、1-2、1-4、2-1、2-5、3-3、5-1、6-3、6-5】

- 防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。

(危機管理部、総務部、教育委員会、施設所管部局)

- 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。

(総務部、施設所管部局)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、耐震化の推進等、警察施設の機能向上や通信機能等の向上を図る。

(警察本部)

- 災害時の廃棄物処理機能を確保するため、市町村の廃棄物処理施設の耐震化の推進を支援する。

(総合政策環境部)

- 隣保館の多くが避難所に指定されていることから、耐災害性強化（耐震化、エレベーターの設置等）の取組を進める。

(文化生活部)

(災害対策本部の運営強化等)

【3-3】

- 防災の総合的な計画である地域防災計画及び災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした京都府庁地震業務継続マニュアルを社会環境等の変化に応じて見直す。

(危機管理部)

- 危機管理センターを活用し、国等と連携して自然災害等のあらゆる危機事象に迅速・的確に対応できるよう訓練等を実施する。

(危機管理部)

- 初動体制を充実・強化するとともに、十分な耐震性のない庁舎の耐震化や、代替拠点の確保を推進する。

(危機管理部、総務部、庁舎所管部局)

（応援・受援体制の強化）

【1-1、1-3、1-4、1-5、2-1、2-4、2-6、3-3、4-2、5-1】

- 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール京都の連携・応援体制を構築する。

（危機管理部）

- 警察、自衛隊、消防、TEC-FORCE等の広域受援体制を強化し、災害対策要員や資機材、物資等を確保する。また、平時から、国や関西広域連合、他の地方公共団体との連携強化、広域災害を想定した遠隔都道府県との連携強化、京阪神都市圏・近畿圏広域防災拠点の整備促進を図るとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「関西防災・減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要項」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」等に基づく広域的な応援・受援体制を整備し、訓練を実施すること等により、その実効性を常に向上させる。さらに、海外からの救援部隊等の支援の受入れ体制の整備を検討する。

（危機管理部、警察本部、全部局（災害毎に所管が異なる））

- 避難所の運営体制を整備するとともに、市町村、学校、地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する。

（危機管理部、教育委員会）

（市町村及び部局間の連携強化）

【1-1、1-3、1-4、1-5、2-4、2-7、3-3、5-1、5-5】

- 総合防災情報システムを効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、市町村に情報連絡員を派遣する体制の確立・維持や訓練、救助・救出活動や物資搬送等の市町村との共同防災訓練、市町村と協働した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に市町村や部局間で円滑に情報を共有し、連携して大規模災害や複合災害に対する応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を強化する。

（危機管理部）

（救助・救出活動の能力向上）

【1-3、2-1、2-6、3-1、3-3】

- 発災時、直ちに対応する警察署員のレスキュー技能向上のため、機動隊等におけるレスキュー技能指導員の育成・強化を図るとともに、訓練施設を活用して実践的な訓練を反復実施し、災害対応力を維持する。

（警察本部）

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、自治体、警察、消防と地元消防団、自治会等との連携を強化するとともに、地元消防団を中心とする中山間地域のふるさとレスキューに取り組む。

(危機管理部、警察本部)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊（広域警察航空隊）、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る。

(危機管理部、警察本部)

- 研修・教育等を積極的に実施し、府職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握し、関係機関と共有する。

(危機管理部、健康福祉部)

(物資等の備蓄、供給対策)

【2-4、4-5】

- 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、関西広域連合との連携や民間物流事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を確保する。

(危機管理部)

(行政における業務継続体制の確立)

【3-3】

- B C P の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映することなどにより、業務継続体制の充実を図る。併せて、府内の全市町村における B C P の充実・見直しを促進する。

(全部局)

(大規模な災害からの復興)

【6-2】

- 地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や市町村との適切な役割分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を図る。

(全部局)

(警察機能の維持対策の推進)

【2-1、3-1】

- 警察機能の不全に備えて確保している警察署の代替施設への移転訓練を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策を推進する。

(警察本部)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察による警備体制の充実・強化を行う。

(警察本部)

(原子力災害対策の推進)

【2-8】

- 原子力発電所における安全対策に関し、国や電力事業者から、ハード面やソフト面での安全対策の実施状況等を聴取するとともに、地域協議会や専門家の意見等を踏まえ、必要な対策の実施を求めることで、更なる安全性の向上を図る。

(危機管理部)

- 福井県内の原子力発電所における過酷事故に伴う放射性物質の放出・拡散から避難行動要支援者を含む府民の安全を確保するため、訓練等を通じて、広域避難計画を継続的に検証し、実効性向上を図る。

(危機管理部)

- 住民の被ばくを低減するため、モニタリング体制の充実を図る。

(総合政策環境部)

＜重要業績指標＞

- ・ 防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率（全 5,180 棟中）
95.1%（令和 6 年度） → 100.0%（令和 12 年度） （危機管理部、施設所管部局）
- ・ 重点備蓄品目充足率（府＋市町村）（全（飲料水・毛布）315,485 リットル・枚中）
飲料水 165.3%、毛布 138.8%、その他品目 100%以上（令和 6 年度）
→ 全て 100%以上を維持 （危機管理部）
- ・ 原子力総合防災訓練等の開催数 1 回（各年度） （危機管理部）

(2) 住宅・都市／環境

(住宅の耐震化)

【1-1、1-2】

- 十分な耐震性を有していないものが多い昭和 56 年以前に建築された木造住宅等については、京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を含めた幅広い減災対策を施した住宅（減災化住宅）への改修等を一層促進する。

(危機管理部、建設交通部)

- 耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、市町村と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

(危機管理部、建設交通部)

(多数の者が利用する建築物等の耐震化)

【1-1、1-2、2-5、5-2、5-3、5-5、6-5】

- ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震性が不足していると診断された大規模な建築物及び防災拠点施設について、耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。

(全部局)

- 不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）で耐震性が不足していると診断された建築物について、京都府建築物耐震改修促進計画に基づいて、耐震化を計画的に促進する。

(建設交通部)

- 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、市町村と連携しながら、耐震対策を促進する。

(建設交通部)

(学校施設の耐震化等施設整備)

【1-1、1-2、6-5】

- 学校施設は、児童・生徒等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、学校設置者は、耐震化の完了した校舎等の構造体のほか、つり天井等の非構造部材の耐震化もできるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化及び老朽化対策を計画的・効率的に推進する。

(文化生活部、教育委員会)

(建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定)

【1-1】

- 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成講習会を開催するとともに、近畿府県及び市町村等と連携を図って実地・連絡訓練、研修会を開催することにより、危険度判定を速やかに実施するための体制を充実・強化する。

(建設交通部)

(室内の安全対策、火災発生防止対策の推進) **【1-2、2-1】**

- ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、市町村や自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を市町村と協力して進めるとともに、感震ブレーカーの設置、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発や感震機能付きマイコンメーターの普及を図り、火災発生の防止対策を進める。

(危機管理部)

(地震や火災に強いまちづくり等の推進) **【1-1、1-2、5-5】**

- 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進することにより、密集市街地対策を含めた災害に強いまちづくりを進める。

(危機管理部、建設交通部)

- 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う、土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を市町村と連携しながら推進する。

(危機管理部、建設交通部)

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

(建設交通部)

- 大規模盛土造成地について、地震時に滑動崩落が生じるおそれのある箇所を調査し、滑動崩落の予防のための対策を検討し、実施することにより、甚大な宅地被害を防止する。

(建設交通部)

(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)

【2-3、2-4、4-2、5-1、5-2、5-3、5-4、6-2、6-3、6-4】

- がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保を行う道路啓開計画について、計画の改定を進めるとともに訓練を実施することなどにより実効性を高める。また、道路網の寸断時には適切な交通規制を実施できるよう、関係機関相互の協力体制を継続的に確保する。

(危機管理部、建設交通部、警察本部)

- 鉄道及びライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の見直し等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。

(危機管理部)

- 電気、ガス、上・下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化及び代替性・多重性の確保を進め、平時から適切な維持管理を行う。

(危機管理部、総合政策環境部、建設交通部)

- 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等の広域連携に係る取組を促進することにより、府と各ライフライン事業者間の連携を強化する。

(危機管理部、建設交通部)

(上下水道施設の耐震化等)

【2-3、4-5、4-6、5-4】

- 汚水処理機能の確保及び管路の破損に起因する道路陥没等を未然に防ぐため、終末処理場や幹線管渠の耐震化及び老朽化対策を着実に進める。

(建設交通部)

- 新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化等を進める。

(建設交通部)

- 水道施設の機能確保を図るため、急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化を進める。

(建設交通部)

- 地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽の整備など分散的な取水手段を確保する。

(建設交通部)

- 上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。(市町村における応急給水計画等の策定を支援、防災井戸・給水車の確保等を含めた広域地震防災対策を推進)

(建設交通部)

(緊急輸送道路等の確保・整備)

【1-2、1-3、1-4、2-2、2-4、2-6、4-1、4-5、5-2、5-5】

- 日常の道路パトロール等、適切な維持管理に努めるとともに、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する。

(建設交通部)

- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進する。

(建設交通部)

- 府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

(建設交通部)

(被災者の生活対策)

【1-1、1-2、2-3、2-4、6-5】

- 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて被災者の健康管理や避難所の衛生管理、正確な情報発信等を適切に行う体制を確保するとともに、被災者に対する偏見や差別等の状況に留意し、必要な措置を講じる。

(危機管理部、文化生活部、健康福祉部)

- 水循環型シャワーや手洗いスタンド等の新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める。

(危機管理部)

- 洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的確保、民間入浴施設の活用等、避難所における快適なトイレ環境や入浴施設の確保を推進する。

(危機管理部)

- 炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等、避難生活の長期化に伴う避難所の食事環境の整備を推進する。

(危機管理部)

- 避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要なパーティションや簡易ベッド等の資機材の確保を推進する。

(危機管理部)

- 多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。

(危機管理部、文化生活部)

- 「避難所における食品衛生確保ガイドライン」の普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する。

(危機管理部、総合政策環境部、文化生活部)

- 避難所等において、マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できるマンホールトイレの整備について、市町村を支援する。

(建設交通部)

(迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備)

【1-1】

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、市町村と協働して構築した被災者の生活再建支援システムを活用し、円滑な支援体制を強化する。

(危機管理部)

(生活と住居の再建支援)

【2-1、6-1、6-2、6-4、6-5】

- 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。

(危機管理部)

- 被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する。

(危機管理部)

- 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な応急仮設住宅を確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。

(知事直轄組織、危機管理部、建設交通部)

- 大規模地震等の被災後の生活と住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組みとして全国規模の「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。

(危機管理部)

(帰宅困難者の安全確保)

【1-1、1-2、2-5、6-5】

- 観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保、帰宅支援ステーションの充実等、支援体制を整備し、その安全を確保する。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるよう、避難所としての指定を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部、建設交通部)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、被害の状況に応じて公共交通事業者と連携し、代替輸送手段の確保等に努める。

(危機管理部、建設交通部)

- 帰宅困難者が発生した時に、市町村、関係事業者、警察等と連携して、地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。併せて、企業等に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。

(危機管理部、警察本部)

- 関西広域連合と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに拡大していくとともに、鉄道事業者等とも連携し、駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する。

(危機管理部)

(観光客の安全確保)

【2-5、5-1】

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報の提供体制を構築するなど、各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 総合防災情報システム等を活用し、避難情報や避難所の状況をリアルタイムで提供するとともに、外国人観光客等に対しても情報が伝わるよう、情報へのアクセス方法を宿泊施設、公共交通機関、観光案内所等において二次元コード等を活用して周知し、わかりやすい日本語（やさしい日本語）、多言語による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から連携体制を構築する。

(知事直轄組織、危機管理部、商工労働観光部)

(災害廃棄物処理)

【4-2、6-3】

- 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、産業廃棄物処理業者等と連携し、体制を維持・強化する。また、国や市町村と連携して、海岸漂着物等の回収・処理や特別管理廃棄物の適正処理を推進する。

(総合政策環境部)

(自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策)

【4-7】

- 自然公園等の施設の整備・長寿命化対策をはじめ、激甚化する災害への対応を推進する。

(総合政策環境部)

＜重要業績指標＞

- ・ 大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化率（全 197 棟中）
91.9（令和 6 年度） → 100.0%（令和 12 年度） （危機管理部）
- ・ 家具固定率 45.2%（令和 6 年度） → 65.0%（令和 12 年度） （危機管理部）
- ・ 府営水道の送水管路耐震化率（全 74.1km 中）
47.3%（令和 6 年度） → 54.8%（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ 私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率（全 450 棟中）
91.3%（令和 6 年度） → 概ね 100.0%（令和 12 年度） （文化生活部）
- ・ 府が管理する下水管渠（流域下水道）における地震対策実施率（全 103km 中）
67.2%（令和 6 年度） → 80.0%（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ 府管理の緊急輸送道路の整備率（全 657km 中）
90.0%（令和 6 年度） → 90.9%（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ 府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策（全 196 箇所中）
171 箇所（令和 6 年度） → 196 箇所（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ 府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全 325 橋中）
91.4%（令和 6 年度） → 93.8%（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ 住宅の耐震化率 約 90%（令和 5 年度） → 95%（令和 7 年度） （建設交通部）
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率
約 84%（令和 6 年度） → 90%（令和 7 年度） （建設交通部）
- ・ 帰宅困難者対策訓練等の実施回数 1 回（令和 6 年度） → 年 1 回以上（各年度） （危機管理部）
- ・ （再掲）防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化率（全 5,180 棟中）
95.1%（令和 6 年度） → 100.0%（令和 12 年度） （危機管理部、施設所管部局）

(3) 保健医療・福祉

（医療・福祉施設の耐震化等） 【1-1、1-2、2-2、6-5】

- 医療施設・社会福祉施設等は、24 時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、建築物・設備の耐震化・老朽化対策を進め、設備のバックアップの確保を早急に図る。
(危機管理部、健康福祉部)
- 隣保館の多くが避難所に指定されていることから、耐災害性強化（耐震化、エレベーターの設置等）の取組を進める。（再掲）
(文化生活部)
- 天井崩壊防止対策、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の平成 19 年 6 月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設の安全性を確保していく。
(健康福祉部)

(災害時の医療・救護体制の整備)

【2-1、2-2、2-6、2-8】

- 災害拠点病院の機能の充実を図るとともに、DMATの養成を進め、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する。

(危機管理部、健康福祉部)

- ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、災害拠点病院のヘリポートやSCUを整備し、運用する。

(健康福祉部)

- 災害時の適切な医薬品供給体制等を確保するため、災害薬事コーディネーターを対象とした研修会等を実施する。

(健康福祉部)

- 原子力災害医療体制の強化を図るとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布や飲食物の検査により内部被ばくの危険から府民を守る体制を整備する。

(危機管理部、健康福祉部、農林水産部)

(災害支援ナースの災害対応能力の向上)

【2-2】

- 災害支援ナースの災害対応能力を向上させる。

(危機管理部、健康福祉部)

(感染症のまん延防止)

【2-3、2-7、3-3】

- 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、市町村と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、分散避難の促進や、感染拡大時の避難所の運営における有症者の隔離等について適切に対応できる体制を構築するなど、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。

(危機管理部、健康福祉部)

- マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE（個人防護具）や消毒用アルコール等の医療資材を安定的に備蓄する。

(危機管理部、健康福祉部)

(特別な配慮が必要な人への支援)

【2-2、2-3】

- 自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。

(危機管理部、健康福祉部)

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定や計画に基づいた訓練の実施、京都DWA Tによる福祉支援や福祉避難サポートリーダーの育成、保健師による健康調査等により、被災者への福祉支援提供体制の確保を進める。
(危機管理部、健康福祉部)
- 被災者等の健康・食事管理やメンタルヘルスケアの充実を図る。
(健康福祉部)

<重要業績指標>

- ・ 社会福祉施設の耐震化率（全 2,009 施設中）
92.1%（令和 2 年度） → 95.2%（令和 11 年度） （健康福祉部）
- ・ 災害拠点病院以外の救急告示病院等における耐震化率
61.6%（令和 4 年度） → 近畿府県の平均値以上（令和 11 年度） （健康福祉部）
- ・ S C U の運用資機材の整備数 1 箇所（令和 6 年度） → 2 箇所（令和 12 年度） （健康福祉部）
- ・ 災害用医薬品流通備蓄量
27,000 人分（17 薬効）（令和 6 年度） → 維持（各年度） （健康福祉部）
- ・ 福祉避難サポートリーダーの養成数
延べ 2,237 人（令和 6 年度） → 3,000 人（令和 12 年度） （健康福祉部）
- ・ DMA T の養成数 60 チーム（令和 6 年度） → 64 チーム（令和 12 年度） （健康福祉部）
- ・ DWA T の養成数 延べ 213 人（令和 6 年度） → 400 人（令和 12 年度） （健康福祉部）
- ・ DPA T の養成数 延べ 44 人（令和 6 年度） → 74 人（令和 12 年度） （健康福祉部）

(4) エネルギー

(エネルギー供給の多様化)

【2-2、2-4、5-2、5-3】

- 温室効果ガスの排出抑制のみならず、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池や天然ガスコージェネレーション、燃料電池と組み合わせた普及を図る。

(総合政策環境部)

- 大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備と E M S や蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等）の導入促進を図る。

(総合政策環境部)

- 我が国のガスパイプラインは、太平洋側の大需要地域を中心に整備されている。しかしながら、南海トラフ巨大地震等を想定した国土強靱化の視点から、京都舞鶴港でのLNG基地や京阪神地域のバックアップ機能を担う舞鶴～三田（兵庫県）の幹線パイプライン及び日本海側の空白地帯（富山県～山口県）をカバーする幹線パイプラインの整備に取り組む。

（総合政策環境部）

- エネルギー供給の多様化・安全保障上の観点から、将来の純国産天然ガス資源として日本海沿岸の多数の地点で埋蔵が確認されている表層型メタンハイドレートの商業化や、再生可能エネルギー等多様なエネルギー源から製造が可能で、環境負荷の低減・省エネルギーにも寄与する水素を日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」の実現に向けた取組を促進する。

（総合政策環境部）

＜重要業績指標＞

- ・ 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合
11.3%（令和5年度） → 25.0%以上（令和12年度） （総合政策環境部）
- ・ 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合
20.7%（令和5年度） → 36.0%～38.0%（令和12年度） （総合政策環境部）

（5） 情報通信

（府民への通信手段の確保）

【1-4、3-3、5-1】

- 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有のため、京都府内の各種拠点をむすぶネットワークである京都デジタル疎水ネットワークでは、防災拠点・重要拠点の完全二重化を図るとともに、防災行政無線のデジタル化整備や、衛星通信系防災システムの維持や衛星通信設備（第三世代）への早期更新を進めるなど、通信システムの業務継続性の確保や強化を推進する。

（危機管理部、総合政策環境部）

- 災害発生防止や被害拡大の防止等を図るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づきコミュニティFM等の間に締結している災害協定について、協定締結報道機関に対する放送（報道）要請の実効性を確保するため、協定締結報道機関と災害発生時を想定した訓練を実施する。

（知事直轄組織、危機管理部）

（災害危険情報の収集・伝達体制の確立）

【1-4、2-7、2-8、3-3、4-2、5-1、5-5】

- 令和6年4月から国において運用を開始した新たな総合防災情報システム（SOBO-WEB）と京都府総合防災情報システムを連携させるとともに、これらを効率的に活用した訓練を実施する。

（危機管理部）

- 市町村による警戒避難体制づくりを支援し、住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する。

（建設交通部）

- 緊急情報を伝達するJ-ALERTをはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を活用し、災害危険情報の迅速・的確な把握や府民への情報共有を推進する。

（危機管理部、総合政策環境部）

- 原子力災害時における緊急時モニタリング体制を国と調整して強化するとともに、関係市町との情報伝達体制を強化することにより、府民への迅速な情報提供を行う。

（危機管理部、総合政策環境部）

＜重要業績指標＞

- ・ 京都府マルチハザード情報提供システム閲覧者数

約17万人（令和6年度） → 20万人（令和12年度） （危機管理部）

（6）産業構造／金融

（BCPの推進による京都全体の活力の維持）

【4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、5-2、5-3、5-4、6-4】

- BCPの考え方を「京都」全体に適用し、地域社会全体の活力を維持・向上するため、専門家、府内の行政、関係団体、ライフライン機関等による京都BCP推進会議を活用し、地域・業界が連携したオール京都での「京都BCP」の推進を図る。

（危機管理部）

- 地元金融機関による連携型BCPを推進するため、平成27年度に締結した「大規模災害発生時における相互支援協定」に基づく取組を充実させ、金融サービス機能が停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する。

（危機管理部、商工労働観光部）

- 災害時においても食品流通に係る事業を維持又は早期再開させるため、流通関係事業者のBCPや市場間相互応援協定策定を促進するとともに、行政等との連携・協力体制の強化・拡大を推進する。

(農林水産部)

- 企業の防災体制を強化し、事業継続体制を確保するため、企業のBCPの策定を促進することとし、講演会の開催や関西広域連合との連携によりその普及を図る。

(危機管理部、商工労働観光部)

- 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。

(危機管理部、商工労働観光部)

(地域産業の活力維持)

【2-1、4-1】

- 復興に係る対策本部の設置手順の構築やマニュアルの作成等、ボランティア、NPO等の地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう準備を進める。

(危機管理部、文化生活部)

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

【6-6】

- 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、府内産農林水産物の販売促進等により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(危機管理部、商工労働観光部、農林水産部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

【1-2、1-3、1-4、2-4、4-1、4-3、4-5、5-5】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を着実に実施するとともに、国や市町村等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、計画的に無電柱化等を推進していく。

(建設交通部)

- 海の物資輸送ルートの確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸保全施設や港湾施設の整備及び長寿命化対策、漁港（舞鶴、中浜）の耐震・耐津波対策及び機能保全等を進める。

(農林水産部、建設交通部)

（ライフライン施設の整備）

【2-3、5-2、5-3、5-4】

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の老朽化対策・耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行うとともに、行政・事業者間で連携して取りまとめた復旧方策の実効と必要に応じた見直しを行う。

（危機管理部、建設交通部）

（工業用水道施設の耐震化）

- 設置年度が古く耐震性の低い長田野工業団地内配水管路の耐震化を進める。

（建設交通部）

<重要業績指標>

- ・ 中堅企業のBCP策定率 45.5%（令和5年度） → 50.0%（令和12年度） （危機管理部）
- ・ 長田野工業用水道の管路耐震化率（全29.2km中）
8.3%（令和6年度） → 16.3%（令和12年度） （建設交通部）
- ・ 食の安心・安全についての講演会等による情報提供回数
年8回（令和5年度） → 維持（各年度） （農林水産部）
- ・ 水産物流通拠点の舞鶴漁港（府管理）の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%（令和6年度） → 50.0%（令和12年度） （農林水産部）
- ・ 府管理の漁港（舞鶴漁港、中浜漁港）で策定した長寿命化計画（機能保全計画含む）に基づくハード対策の実施率 58.0%（令和6年度） → 70.0%（令和12年度） （農林水産部）
- ・ （再掲）府が管理する下水管渠（流域下水道）における地震対策実施率（全103km中）
67.2%（令和6年度） → 80.0%（令和12年度） （建設交通部）

（7） 農林水産

（農地・農業用施設の防災対策）

【1-4、1-5、4-7】

- 人的被害を及ぼすおそれのある農業用ため池（防災重点農業用ため池）を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の整備や適切な維持管理を行うとともに、農業用ため池の事前放流による雨水貯留等の治水対策に取り組む。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップを活用して、府民の防災意識の向上を図る。

（農林水産部）

- 農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進するとともに、都市農地の防災協力農地への活用拡大など、生産緑地地区を中心とした農地の多面的な活用を推進する。

(農林水産部)

- 所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、地すべりにより農地等が流亡・埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する。

(農林水産部)

(資材の供給体制の整備)

【4-5】

- 農林水産業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送道路等及び林道等の確保・整備を推進する。

(農林水産部、建設交通部)

(森林の整備・保全)

【1-5、4-7】

- 山地災害を未然に防ぐため、被害発生リスクの高い箇所において治山・森林整備事業等を実施し、万が一災害が発生してもその被害規模が最小限に抑えられるよう、危険木の処理や再造林などによる森林管理を迅速かつ適切に実施する。

(農林水産部)

(漁港の耐震・耐津波対策)

【2-4、4-1、4-5、5-5】

- 漁港（舞鶴、中浜）の耐震・対津波対策及び機能保全等を進める。

(農林水産部)

(府内産農林水産物の風評被害防止)

【6-6】

- 正しい情報の迅速・的確な提供等により、原子力災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(危機管理部、農林水産部)

＜重要業績指標＞

- ・調査を要する防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価の実施
88箇所（令和6年度）→280箇所（令和12年度）（農林水産部）
- ・対策の必要な防災重点農業用ため池の廃止・整備工事の着手数
17箇所（令和6年度）→60箇所（令和12年度）（農林水産部）
- ・農と環境を守る地域協働活動（日本型直接支払のうち多面的機能支払）の取組面積
16,276ha（令和5年度）→維持（令和12年度）（農林水産部）
- ・中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払）の取組面積
5,206ha（令和5年度）→維持（令和12年度）（農林水産部）
- ・間伐実施面積 年1,714ha（令和5年度）→年3,000ha（各年度）（農林水産部）
- ・山地災害危険地区の整備数
1,777箇所（令和6年度）→2,230箇所（令和12年度）（農林水産部）
- ・（再掲）水産物流通拠点の舞鶴漁港（府管理）の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%（令和6年度）→50.0%（令和12年度）（農林水産部）
- ・（再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港、中浜漁港）で策定した長寿命化計画（機能保全計画含む）に基づくハード対策の実施率
58.0%（令和6年度）→70.0%（令和12年度）（農林水産部）
- ・（再掲）食の安心・安全についての講演会等による情報提供回数
年8回（令和5年度）→維持（各年度）（農林水産部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率（全657km中）
90.0%（令和6年度）→90.9%（令和12年度）（建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策（全196箇所中）
171箇所（令和6年度）→196箇所（令和12年度）（建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全325橋中）
91.4%（令和6年度）→93.8%（令和12年度）（建設交通部）

(8) 交通・物流

(大規模津波等に対する海岸保全施設等の機能保全の推進)

【1-3、1-4、2-4、4-1、4-3、4-5、5-5】

- 津波発生時に緊急避難路及び緊急輸送航路を確保するため、海岸保全施設等の津波防護施設の改良と補強を推進する。

(建設交通部)

(道路等の整備・耐震化)

【1-1、2-4、5-5】

- 基幹道路の拡幅・耐震補強、物資輸送拠点となる港湾の整備、鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を推進し、道路、港湾、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備する。

(建設交通部)

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保)

【1-4、2-2、2-4、4-1、4-5、5-2、5-5】

- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める。また、緊急輸送道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する。

(建設交通部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

【1-2、1-6、2-2、2-4、2-6、2-8、4-1、4-3、4-5、5-2、5-5】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を着実に実施するとともに、国や市町村等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、計画的に無電柱化等を推進していく。(再掲)

(建設交通部)

- 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制の強化や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。

(危機管理部、健康福祉部、建設交通部、警察本部)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送に係る交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路等や直轄国道の整備促進を図る。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所を早期供用開始に向けた取組を着実に進める。

(建設交通部)

- 海の物資輸送ルートの確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸保全施設や港湾施設の整備及び長寿命化対策、漁港（舞鶴、中浜）の耐震・耐津波対策及び機能保全等を進める。（再掲）

（農林水産部、建設交通部）

- 海上輸送の拠点となる京都舞鶴港の施設整備や耐震化及び老朽化対策を推進するとともに、港湾BCPに基づき、港湾関係者との連携を行いながら、港湾施設における多発同時被災による機能不全や船舶の被災による海上輸送機能の停止に対応できる体制を確保する。

（建設交通部）

- 災害発生時における孤立集落の発生や長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等の対策を推進する。

（建設交通部）

- 孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保するとともに、ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送体制を整備する。

（危機管理部）

- 豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、市町村と協力し効率的な除雪のための仕組みを維持する。

（建設交通部）

- 福井県内の原子力発電所の過酷事故における避難経路を確保するため、国、関係府県、関係市町等と連携し、必要な重点路線を計画的に整備推進する。

（危機管理部、建設交通部）

（交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化）

【2-8、5-5】

- 交通ネットワークの構築の多重化（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークや新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を着実に進める。

（建設交通部）

- 孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る。

（危機管理部）

- 福井県内の原子力発電所の過酷事故からの広域避難のため、バス等避難車両及び運転員を国と調整し確保する。

（危機管理部）

＜重要業績指標＞

- ・府有除雪機械の保有台数 63 台（令和 6 年度） → 維持（各年度） （建設交通部）
- ・信号機電源付加装置の整備数 762 機（令和 6 年度） → 772 機（令和 12 年度） （警察本部）
- ・（再掲）水産物流通拠点の舞鶴漁港（府管理）の耐震・耐津波対策の整備率
0.0%（令和 6 年度） → 50.0%（令和 12 年度） （農林水産部）
- ・（再掲）府管理の漁港（舞鶴漁港、中浜漁港）で策定した長寿命化計画（機能保全計画含む）に
基づくハード対策の実施率 58.0%（令和 6 年度） → 70.0%（令和 12 年度） （農林水産部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の整備率（全 657km 中）
90.0%（令和 6 年度） → 90.9%（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の落石等危険箇所対策（全 196 箇所中）
171 箇所（令和 6 年度） → 196 箇所（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・（再掲）府管理の緊急輸送道路の橋梁耐震化率（路面段差防止対策）（全 325 橋中）
91.4%（令和 6 年度） → 93.8%（令和 12 年度） （建設交通部）

(9) 国土保全／国土利用

(安心・安全を実現する国土利用) 【1-2】

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。
(危機管理部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部)

(総合的な治水対策) 【1-4、4-7、5-1】

- 近年、全国的に気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生しており、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換が必要とされていることから、国、市町村と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）に基づき、①河川下水道対策（流す対策）、②雨水貯留浸透対策（貯める対策）、③浸水被害軽減対策（備える対策）による総合的な治水対策を一層推進する。
(危機管理部、農林水産部、建設交通部)
- 河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留施設の整備等のハード対策を着実に推進する。
(建設交通部)

- 公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、また、農地や森林が有する雨水の貯留や水源のかん養等の多面的機能を十分に発揮するため、農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進する。

(農林水産部、建設交通部)

- 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、農業用ため池における事前放流や農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、洪水・内水・高潮ハザードマップの作成支援や防災重点農業用ため池に係るハザードマップの活用、防災情報の高度化といったソフト対策を行い、府民の防災意識の向上を図る。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

(河川、海岸、下水道施設等の整備・耐震化)

【1-4、1-5】

- 淀川水系の宇治川・木津川・桂川、由良川水系及び日本海側の二級河川について、国や市町村と連携し、必要に応じて河川整備計画の変更や新規策定を進めるとともに、整備計画に基づいた施設整備を着実に進めていく。

(建設交通部)

- 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事、放水路、排水機場やダムを整備等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であるため、近年浸水被害を受けた河川及び国等と連携して整備を進める河川の改修、河川堤防の質的強化及び天井川の切下げ等の対策を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る。さらに河川堤防や排水機場の耐震化、京都府南部地域に多い天井川の地震対策、高潮の遡上に起因する市街地の浸水を防ぐための治水対策を進める。

(建設交通部)

- 海岸の侵食対策については、冬季風浪等による越波や侵食災害を防止するため、海岸保全施設の整備を計画的に進める。

(建設交通部)

- 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を促進するとともに、桂川右岸流域下水道の「いろは呑龍トンネル」の残る3箇所接続施設を早期に供用開始することにより浸水被害の軽減を図る。また、住宅等に雨水貯留タンク（通称：マイクロ呑龍）を設置して、府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を市町村と連携しながら進めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る。

(建設交通部)

(海岸、河川の整備等の津波防災対策)

【1-3、1-4、4-3】

- 日本海側で想定されている津波に備えて、国、府、市町や関係機関が連携して、設計津波に対応できる海岸保全施設や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と津波ハザードマップを活用した警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策)

【1-4、5-1】

- 各種ハザードマップの作成（情報の随時追加を含む）や更新をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、府民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(危機管理部、農林水産部、建設交通部)

- 市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図は、令和4年10月に府管理の全377について作成・公表が完了したことから、今後は、河川整備状況や土地利用に大きな変化が生じた場合に浸水想定区域図の更新を行う。

(建設交通部)

- 府管理河川のうち、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、避難判断の目安となる水位の設定を推進する。さらに、これらの河川において、気象台の雨量予測をもとに6時間先までの水位・氾濫区域を予測するシステムを構築しており、イントラネットを通して市町村へ予測情報を提供する。市町村は、水位・氾濫区域の予測情報を活かして、早期に避難情報を発令するとともに、自主防災組織におけるタイムラインへの反映など、住民の早期避難を促す取組を推進する。

(建設交通部)

(総合的な土砂災害対策)

【1-5、4-7、5-1】

- 土石流対策施設等の土砂災害防止施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに府民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、ハード対策の着実な推進に併せて、市町村とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、府民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(危機管理部、建設交通部)

(土砂災害に備えたハード整備)

【1-5、4-7】

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を一層推進する。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活用しながら、要配慮者利用施設や避難所等を保全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていく。

(建設交通部)

(土砂災害警戒区域の指定等)

【1-5、4-7】

- 全国的に通りの基礎調査が完了し、京都府でも一通りの基礎調査と指定が完了しているが、近年、全国的に土砂災害警戒区域外でも人的被害が発生しており、高精度な地形情報を活用した調査などにより土砂災害警戒区域等の追加指定を推進する。また、概ね5年ごとに、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、土砂災害警戒区域等の見直しを行う。

(建設交通部)

- 山地災害危険地区のうち被害発生リスクの高い箇所を早急に特定し、優先度の高い地区への治山ダムの設置や森林整備等の治山事業を実施する。

(農林水産部)

(緊急避難場所・避難所の整備等)

【2-8】

- 原子力災害時の避難先（府内・府外）において円滑な受け入れが可能となるよう、避難所の運営体制等を避難先関係団体と調整・整備する。

(危機管理部)

(地籍調査の推進)

【1-4、4-7、6-4】

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、地籍調査を進める。

(建設交通部)

(インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進)

【1-4、5-1】

- インフラ分野において3次元データや進化したデジタル技術を活用し、生産性の向上や維持管理の効率化、さらには災害関連情報の予測、収集・集積、伝達の高度化を着実に進める。

(建設交通部)

＜重要業績指標＞

- ・ 津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の 5 市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の割合
0.0%（令和 6 年度） → 100.0%（令和 12 年度） （危機管理部）
- ・ 府管理河川の河川整備率（時間雨量 50mm（概ね 1/10 規模）に対応できる整備が完成した区間の整備率）（全 1,370 k m） 37.6%（令和 6 年度） → 38.5%（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ 土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）による土砂災害警戒区域等の指定箇所数
17,360 箇所（令和 6 年度） → 約 19,000 箇所（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ 土砂災害から保全される人家戸数
2.08 万戸（令和 6 年度） → 約 2.1 万戸（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ 土砂災害から保全される要配慮者利用施設及び避難所の施設数 （建設交通部）
要配慮者利用施設 73 施設（令和 6 年度） → 80 施設（令和 12 年度）
避難所 179 施設（令和 6 年度） → 189 施設（令和 12 年度）
- ・ 土石流対策施設整備済みの土砂災害警戒区域数
533 箇所（令和 6 年度） → 549 箇所（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ 急傾斜地崩壊防止施設整備済みの土砂災害警戒区域数
451 箇所（令和 6 年度） → 462 箇所（令和 12 年度） （建設交通部）
- ・ （再掲）山地災害危険地区の整備数
1,777 箇所（令和 6 年度） → 2,230 箇所（令和 12 年度） （農林水産部）

（10）中央官庁機能バックアップ等

（防災庁の創設等）

【3-2】

- 大規模広域災害における防災体制の強靱化を図るため、防災に係る首都機能をバックアップするとともに、双眼構造を確立するため、防災庁の拠点を東京のほか関西に設置することを、関西広域連合として国に要望するとともに防災庁と連携した対策強化を検討する。

（危機管理部、総合政策環境部）

（皇室の安心・安全）

【3-2】

- 皇室の安心・安全と永続を実現するため、京都御所や京都迎賓館を擁する京都の地に皇室の方々にお住まいいただき、御活動いただくことを検討する。

（総合政策環境部）

(国立京都国際会館、国立国会図書館関西館等の機能強化) **【3-2】**

- MICEの開催誘致を強力に推進するため、国立京都国際会館を世界トップレベルの国際会議場施設として整備するとともに、災害発生時には、国会機能や首相官邸機能等国の中核機能を代替するために活用するよう調整を進める。

(知事直轄組織、総合政策環境部、商工労働観光部)

(北陸新幹線・リニア中央新幹線の整備) **【3-2】**

- 大阪までのフル規格による北陸新幹線の早期全線整備を実現し、日本海国土軸の形成を図る。

(建設交通部)

- 首都圏と京都間の多様な交通網を確保するため、リニア中央新幹線の整備を促進する。

(建設交通部)

(外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化) **【3-2】**

- 外国の大使・公使の接受、国公賓の接遇等の儀礼に京都御所、京都迎賓館等を活用するとともに、災害発生時に首都圏から避難する外国の大使館員等を京都のほか大阪、兵庫が連携して支援する体制の構築を進める。

(知事直轄組織、総合政策環境部)

(11) 伝統・文化の保全

(文化財の保護・保全) **【1-2、6-5】**

- 文化財所有者等による文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策の実施を支援するとともに、市町村と連携し、府内にある国、府及び市町村が指定等した文化財の情報が掲載されている「京都府文化財データベース（京都府文化財総合目録）」を活用した実践的な消防訓練等防災対策を推進する。

(文化生活部、教育委員会)

- 市町村及び文化財所有者等と連携し、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。

(文化生活部、教育委員会)

(文化財建造物等の耐震化等)

【1-1、1-2、6-5】

- 文化財建造物や伝統的建造物群等は社寺や町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する。

(文化生活部、教育委員会)

(文化財の防火対策)

【1-2、6-5】

- 文化財所有者等による自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を支援するとともに、市町村と連携し、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火講習会等を実施し、文化財レスキュー体制等の構築を推進する。

(文化生活部、教育委員会)

[横断的分野]

(A) リスクコミュニケーション

(災害危険情報の提供) 【1-4、1-5、5-1】

- 府民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムの周知及び活用の促進を図る。

(危機管理部)

(府民に対する教育・訓練) 【1-3、1-4、2-1、2-8】

- 実践的な総合防災訓練を実施し、府民等の参加を更に促進することで地域の災害対応体制を強化する。

(危機管理部)

- 福井県内の原子力発電所における過酷事故からの迅速な避難に必要な研修会や避難訓練を継続的に行い、住民避難や検査・除染等の対応能力向上を図るとともに原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

(危機管理部)

(地域の「つながり」の強化) 【2-4】

- 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

(危機管理部)

(外国籍府民等への災害時支援等) 【2-5、5-1】

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、SNSによる防災情報の発信を行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍府民や市町村等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍府民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。

(知事直轄組織、危機管理部)

＜重要業績指標＞

- ・（再掲）津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する日本海沿岸の5市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の割合
0.0%（令和6年度）→100.0%（令和12年度）（危機管理部）
- ・（再掲）原子力総合防災訓練等の開催数 1回（各年度）（危機管理部）

（B）人材育成

（地域防災の担い手育成）

【2-1、2-2、2-3、6-5】

- 京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して府民に正しい防災知識の普及を図る。
（危機管理部）
- 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。
（教育委員会）
- 災害時に各地から集まるNPOやボランティアの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフを専門分野ごとに重層的に養成する。
（危機管理部）
- 高齢者や障害者等の要配慮者に対して適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなるDWA Tの養成を進める。
（健康福祉部）
- 災害拠点病院の機能の充実を図るとともに、DMA Tの養成を進め、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する。（再掲）
（危機管理部、健康福祉部）
- 大規模災害が発生した際に、被災学校へ教職員などを派遣し、「教育活動の早期再開」や、「児童生徒の心のケア」などを支援する体制を構築する。
（教育委員会）

（消防団の活動支援）

【2-1、6-5】

- 消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OBの活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを市町村と連携して進めるとともに、実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど、消防団の機能強化を図る。
（危機管理部）

＜重要業績指標＞

- ・ 自主防災リーダーの養成数 3,100 人（令和 6 年度） → 3,500 人（令和 12 年度）（危機管理部）
- ・ 消防団員の充足率（全 18,716 人中） 83.7%（令和 6 年度） → 維持（各年度）（危機管理部）
- ・ 地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合
70.3%（令和 5 年度） → 100.0%（令和 7 年度）（教育委員会）
- ・ 災害時学校支援チームのチーム員養成数
延べ 22 人（令和 6 年度） → 200 人程度（令和 9 年度）（教育委員会）
- ・ （再掲）福祉避難サポートリーダーの養成数
延べ 2,237 人（令和 6 年度） → 3,000 人（令和 12 年度）（健康福祉部）
- ・ （再掲）DMAT の養成数 60 チーム（令和 6 年度） → 64 チーム（令和 12 年度）（健康福祉部）
- ・ （再掲）DWA T の養成数 延べ 213（令和 6 年度） → 400 人（令和 12 年度）（健康福祉部）

（C） 官民連携

（自主防災組織の活動促進） 【2-1、6-5】

- 自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、水害等避難行動タイムライン、地区防災計画の素案の策定や防災訓練等を促進するとともに、市町村と連携して自主防災リーダーの養成を進める。

（危機管理部）

（NPO・ボランティアとの連携強化） 【2-1】

- 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、京都府災害ボランティアセンターと連携して人材育成研修を実施することにより円滑なボランティア活動を支援する。

（危機管理部、健康福祉部）

（迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等）

【2-4、2-6、5-5、6-2、6-4】

- がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

（建設交通部）

(D) 老朽化対策

(安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)

【1-1、1-3、1-4、1-5、2-2、2-4、2-6、4-1、4-3、4-5、5-2、5-5】

- 府民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、府が保有する公共建築物及びインフラについて、日常の適切な維持管理や老朽化対策に併せて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した公共施設等総合管理計画（京都府公共施設等管理方針）及び個別施設計画に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。

（総務部、農林水産部、建設交通部）

- 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、市町村管理施設を含めたアセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、大学等教育機関とも連携し、府内企業の技術力強化を図る。

（建設交通部）

- 府民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。

（総務部、施設所管部局）

<重要業績指標>

- ・ 京都府公共施設等管理方針の改定（令和8年度）（総務部）

(E) デジタル活用

(災害危険情報の収集・提供・伝達体制の確立) 【1-4、1-5、3-3、5-1】

- 民間企業がICT・AI技術を活用して提供する情報を入手し、災害対策に活用する仕組みを構築する。

(危機管理部)

- 令和6年4月から国において運用を開始した新たな総合防災情報システム(SOBO-WEB)と京都府総合防災情報システムを連携させるとともに、これらを効率的に活用した訓練を実施する。(再掲)

(危機管理部)

- 市町村による警戒避難体制づくりを支援し、住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する。

(再掲)

(建設交通部)

- 緊急情報を伝達するJ-ALERTをはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を活用し、災害危険情報の迅速・的確な把握や府民への情報共有を推進する。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

- 府民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムの周知及び活用の促進を図る。(再掲)

(危機管理部)

- 府民への迅速かつ確実な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有のため、京都府内の各種拠点をむすぶネットワークである京都デジタル疎水ネットワークでは、防災拠点・重要拠点の完全二重化を図るとともに、防災行政無線のデジタル化整備や、衛星通信系防災システムの維持や衛星通信設備(第三世代)への早期更新を進めるなど、通信システムの業務継続性の確保や強化を推進する。(再掲)

(危機管理部、総合政策環境部)

(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策) 【1-4、5-1】

- 府管理河川のうち、防災上、重要な河川に水位計を設置するとともに、避難判断の目安となる水位の設定を推進する。さらに、これらの河川において、気象台の雨量予測をもとに6時間先までの水位・氾濫区域を予測するシステムを構築しており、イントラネットを通して市町村へ予測情報を提供する。市町村は、水位・氾濫区域の予測情報を活かして、早期に避難情報を発令するとともに、自主防災組織におけるタイムラインへの反映など、住民の早期避難を促す取組を推進する。(再掲)

(建設交通部)

（観光客の安全確保） **【2-5、5-1】**

- 総合防災情報システム等を活用し、避難情報や避難所の状況をリアルタイムで提供するとともに、外国人観光客等に対しても情報が伝わるよう、情報へのアクセス方法を宿泊施設、公共交通機関、観光案内所等において二次元コード等を活用して周知し、わかりやすい日本語（やさしい日本語）、多言語による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から連携体制を構築する。（再掲）

（知事直轄組織、危機管理部、商工労働観光部）

（インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進）

【1-4、5-1】

- インフラ分野において3次元データや進化したデジタル技術を活用し、生産性の向上や維持管理の効率化、さらには災害関連情報の予測、収集・集積、伝達の高度化を着実に進める。（再掲）

（建設交通部）

（避難所施設の整備）

【2-3、5-1】

- 衛星通信システムの活用等、避難所における防災DXの活用を促進する。

（危機管理部・建設交通部）

（ドローン等の活用）

【1-2、2-4、5-1】

- ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送の実施や被害認定調査の迅速化等を進めるとともに、火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する。

（危機管理部・建設交通部）

<重要業績指標>

- ・ 防災ヘリ、ドローン、船舶・船艇等活用機関と連携した映像伝送訓練の実施回数

4回（令和6年度） → 1回以上（各年度） （危機管理部）

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。

また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、過去の災害や他府県の事例、地域の産業構造や人口動態等、様々な情報を踏まえ、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

令和5年6月に改正された強靱化基本法第11条の2第1項の規定に基づき、令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画においては、基本計画の「国土強靱化政策の展開方向」等を踏まえ、令和12年までの計画期間内に重点的に取組を推進する施策やその目標を示しており、そのための財源として20兆円強程度を確保することとされていることから、まずはこれらの施策に重点を置きつつ国土強靱化の取組を進めることとする。

なお、今後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、PDCAサイクルを通じて施策を重点化しながら、国土強靱化の取組を進める必要がある。

第1次国土強靱化実施中期計画に掲げられた施策の目標は、概ね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に設定されており、計画期間後を見据えた現段階の長期目標についても明示されていることから、これらの点を踏まえた国土強靱化の中長期的な視点での着実な推進に向け、必要な検討を行うこととする。

(別紙) 施策分野別事業一覧

【個別施策分野】

(1) 行政機能／警察・消防等

防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
京都府舞鶴警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府南丹警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府左京警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府伏見警察署整備事業	警察本部	警察本部	警察庁	
京都府立山城総合運動公園整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
京都府立丹波自然運動公園整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

警察機能の維持対策の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
信号機電源付加装置	警察庁	警察本部	警察庁	自起動式発動発電機
待機宿舍整備事業	警察本部	警察本部	国土交通省	

原子力災害対策の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
放射線モニタリング強化事業	京都府	総合政策環境部	原子力規制庁	
原子力防災対策事業	京都府	危機管理部	内閣府 (原子力)	

※ その他、災害対策本部の運営強化をはじめとする初動体制の強化、関係機関との連携強化、救助・救出活動の能力向上、効率的な物資の調達・提供等に資する事業

(2) 住宅・都市／環境

住宅の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	

多数の者が利用する建築物等の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	

学校施設の耐震化等施設整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
京都府立向日が丘支援学校校舎等改築事業	京都府	教育庁	文部科学省	
京都府立学校等空調設備整備事業	京都府	教育庁	文部科学省	
京都府立学校等大規模改造事業	京都府	教育庁	文部科学省	
公立小中学校校舎等大規模改造等事業	市町村	教育庁	文部科学省	

地震や火災に強いまちづくり等の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
京都府立木津川運動公園整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
京都府宅地耐震化推進事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
土地区画整理事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
市街地再開発事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

上下水道施設の耐震化等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
桂川右岸流域下水道（洛西浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
木津川流域下水道（洛南浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
木津川上流流域下水道（木津川上流浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
宮津湾流域下水道（宮津湾浄化センター）	京都府	建設交通部	国土交通省	
府営水道送水管路更新・耐震化事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

緊急輸送道路等の確保・整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
新名神高速道路（宇治田原町～八幡市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
舞鶴若狭自動車道 4車線化（舞鶴市～福井県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
京奈和自動車道（木津川市～奈良県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
京都縦貫自動車道 4車線化（南丹市～宮津市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	
山陰近畿自動車道 大宮峰山道路・大宮峰山IC以西（京丹後市～兵庫県）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国道9号 園部本町地区・付加車線整備・福知山道路・夜久野改良等（京都市～福知山市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道24号 寺田拡幅・城陽井手木津川バイパス（城陽市～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道27号 平林戸奈瀬地区・西舞鶴道路等（綾部市～舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道163号 精華拡幅（精華町～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
国道163号 銭司～木屋工区・有市工区（木津川市～笠置町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道175号等 由良川改修関連道路整備（綾部市～福知山市～舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道178号 日置～養老工区・カマヤ工区・上野平バイパス（宮津市～京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道307号 甘南備台・山城大橋・都市計画道路宇治田原山手線等（京田辺市～宇治田原町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道312号 大宮峰山ICアクセス道路（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道423号 法貴バイパス（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
国道429号 榎峠バイパス・新庄（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
上杉和知線・田井中田線等 原発避難路整備（綾部市・舞鶴市等）	京都府	危機管理部 建設交通部	経済産業省	
宮津養父線 岩屋工区（与謝野町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部宮島線 肱谷バイパス（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
宇治淀線（宇治市～京都市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
八幡木津線・都市計画道路山手幹線（八幡市～木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路八幡田辺線 下奈良工区（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
京丹波三和線 下山～質美工区（京丹波町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
小倉西舞鶴線 白鳥トンネル・倉谷工区（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
天理加茂木津線 大野バイパス（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
網野岩滝線 外村バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	防衛省	
市島和知線 台頭（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
西京高槻線・都市計画道路御陵山崎線（向日市～大山崎町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
枚方山城線（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
山城総合運動公園城陽線 城陽橋・富野（城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
八幡京田辺インター線・都市計画道路内里高野道線（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
上狛城陽線（木津川市～城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
和束井手線（井手町）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路並河亀岡停車場線 大井町工区（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路河原町内林線（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
都市計画道路福知山綾部線（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
広野綾部線（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
掛津峰山線 丹波バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
小坂青垣線 井田（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
西神崎上東線 油江～蒲江（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
小浜綾部線 睦寄町狸岩（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
京都のみち2040・京都府無電柱化推進計画等に記載の道路整備事業、緊急輸送道路の道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
広域道路ネットワークを形成する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
広域道路ネットワークにアクセスし、ネットワークを強化する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
中山間地域の避難・救援を支援する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲

帰宅困難者の安全確保

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道駅舎バリアフリー化整備事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	

災害廃棄物処理

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
災害等廃棄物処理事業・廃棄物処理施設の災害復旧	市町村	総合政策環境部	環境省	
海岸漂着物等地域対策推進事業	府・市町村	総合政策環境部	環境省	

自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
自然環境整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	
環境保全施設整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	

※ その他、危険度判定の早期実施、室内の安全確保、火災発生防止、ライフライン施設の応急復旧体制の構築、被災者の生活及び住居の確保・再建、観光客の安全確保等に資する事業

(3) 保健医療・福祉
医療・福祉施設の耐震化等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
地方改善施設整備費補助金	府・市町村	文化生活部	厚生労働省	
社会福祉施設等施設整備補助金	京都府	健康福祉部	厚生労働省	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	府・市町村	健康福祉部	厚生労働省	
次世代育成支援対策施設整備補助金	京都府	健康福祉部	厚生労働省	
住宅・建築物安全ストック形成事業	府・市町村	建設交通部	国土交通省	再掲

※ その他、災害時の医療・救護体制の整備、災害支援ナースの災害対応能力向上、感染症のまん延防止、要配慮者支援等に資する事業

(4) エネルギー
再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの安定確保、ガスパイプラインの整備等に資する事業

(5) 情報通信

災害危険情報の収集・伝達体制の確立

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
放射線モニタリング強化事業	京都府	総合政策環境部	原子力規制庁	再掲

※ その他、迅速・的確な災害情報の把握と府民への情報提供等に資する事業

(6) 産業構造／金融

地域産業の活力維持

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
発災後も持続可能な産業の発展を支援する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

交通・物流施設の耐災害性の向上

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港（国際ふ頭）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	
京都舞鶴港（前島ふ頭）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
臨港道路和田下福井線（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
臨港道路上安久線（舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	

ライフライン施設の整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
長田野工業用水道施設更新・耐震化事業	京都府	建設交通部	経済産業省	

※ その他、BCPの推進、地域産業の活力維持、観光業等への風評被害防止、工業用水道施設の耐震化等に資する事業

(7) 農林水産

農地・農業用施設の防災対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	長寿命化、防災減災計画の策定者	農林水産部	農林水産省	
農村地域防災減災事業	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	
農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	
水利施設管理強化事業	府・市町村	農林水産部	農林水産省	

森林の整備・保全

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
森林環境保全整備事業	森林経営計画の作成者等	農林水産部	農林水産省 林野庁	府内一円
成長産業化促進対策事業	選定経営体等	農林水産部	農林水産省 林野庁	府内一円
治山事業	京都府	農林水産部	林野庁	
農山漁村地域整備交付金	京都府	農林水産部	農林水産省	
地方創生整備推進交付金	府・市町村	農林水産部	内閣府	

漁港の耐震・耐津波対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	再掲

※ その他、資材の安定供給、府内産農林水産物への風評被害防止等に資する事業

(8) 交通・物流

大規模津波等に対する海岸保全施設等の機能保全の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

道路等の整備・耐震化
災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保
交通・物流施設の耐災害性の向上
交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
新名神高速道路（宇治田原町～八幡市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
舞鶴若狭自動車道 4車線化（舞鶴市～福井県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
京奈和自動車道（木津川市～奈良県）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
京都縦貫自動車道 4車線化（南丹市～宮津市）	NEXCO西日本	建設交通部	国土交通省	再掲
山陰近畿自動車道 大宮峰山道路・大宮峰山IC以西（京丹後市～兵庫県）	国土交通省・府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道9号 園部本町地区・付加車線整備・福知山道路・夜久野改良等（京都市～福知山市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道24号 寺田拡幅・城陽井手木津川バイパス（城陽市～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道27号 平林戸奈瀬地区・西舞鶴道路等（綾部市～舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道163号 精華拡幅（精華町～木津川市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
国道163号 銭司～木屋工区・有市工区（木津川市～笠置町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道175号等 由良川改修関連道路整備（綾部市～福知山市～舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道178号 日置～養老工区・カマヤ工区・上野平バイパス（宮津市～京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道307号 甘南備台・山城大橋・都市計画道路宇治田原山手線等（京田辺市～宇治田原町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道312号 大宮峰山ICアクセス道路（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道423号 法貴バイパス（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
国道429号 榎峠バイパス・新庄（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
上杉和知線・田井中田線等 原発避難路整備（綾部市、舞鶴市等）	京都府	危機管理部 建設交通部	経済産業省	再掲
宮津養父線 岩屋工区（与謝野町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
綾部宮島線 肱谷バイパス（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
宇治淀線（宇治市～京都市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
八幡木津線・都市計画道路山手幹線（八幡市～木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路八幡田辺線 下奈良工区（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京丹波三和線 下山～質美工区（京丹波町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小倉西舞鶴線 白鳥トンネル・倉谷工区（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
天理加茂木津線 大野バイパス（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
網野岩滝線 外村バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	防衛省	再掲
市島和知線 台頭（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
西京高槻線・都市計画道路御陵山崎線（向日市～大山崎町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
枚方山城線（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
山城総合運動公園城陽線 城陽橋・富野（城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
八幡京田辺インター線・都市計画道路内里高野道線（八幡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
上狛城陽線（木津川市～城陽市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
和束井手線（井手町）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路並河亀岡停車場線 大井町工区（亀岡市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路河原町内林線（南丹市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
都市計画道路福知山綾部線（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
広野綾部線（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
掛津峰山線 丹波バイパス（京丹後市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小坂青垣線 井田（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
西神崎上東線 油江～蒲江（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
小浜綾部線 睦寄町狸岩（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都のみち2040・京都府無電柱化推進計画等に記載の道路整備事業、緊急輸送道路の道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
広域道路ネットワークを形成する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
広域道路ネットワークにアクセスし、ネットワークを強化する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
中山間地域の避難・救援を支援する道路整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港（国際ふ頭）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
京都舞鶴港（前島ふ頭）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
臨港道路和田下福井線（舞鶴市）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
臨港道路上安久線（舞鶴市）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	再掲
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
鉄道施設耐震強化事業	鉄道事業者	建設交通部	国土交通省	再掲
信号機電源付加装置	警察庁	警察本部	警察庁	自起動式発動発電機、再掲
水産基盤整備事業	京都府	農林水産部	水産庁	再掲

※ その他、緊急輸送体制の確保、広域避難のための避難車両及び運転員の確保等に資する事業

(9) 国土保全／国土利用

総合的な治水対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
由良川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
桂川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
淀川（宇治川）	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
木津川	国土交通省	建設交通部	国土交通省	
鴨川	京都府	建設交通部	国土交通省	
安祥寺川	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川（上）	京都府	建設交通部	国土交通省	
四宮川	京都府	建設交通部	国土交通省	
古川（井川、名木川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
弥陀次郎川	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
戦川（新田川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
大谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
防賀川	京都府	建設交通部	国土交通省	
煤谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
赤田川	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川（亀岡、八木）	京都府	建設交通部	国土交通省	
雑水川	京都府	建設交通部	国土交通省	
千々川	京都府	建設交通部	国土交通省	
東所川	京都府	建設交通部	国土交通省	
七谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
園部川	京都府	建設交通部	国土交通省	
法貴谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
高屋川	京都府	建設交通部	国土交通省	
伊佐津川	京都府	建設交通部	国土交通省	
犀川	京都府	建設交通部	国土交通省	
高野川	京都府	建設交通部	国土交通省	
宮川	京都府	建設交通部	国土交通省	
大谷川（由良）	京都府	建設交通部	国土交通省	
牧川	京都府	建設交通部	国土交通省	
弘法川	京都府	建設交通部	国土交通省	
法川	京都府	建設交通部	国土交通省	
福田川（新庄川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
野田川(加悦奥川)	京都府	建設交通部	国土交通省	
竹野川（鳥取川、小西川）	京都府	建設交通部	国土交通省	
川上谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
佐濃谷川	京都府	建設交通部	国土交通省	
新樋越川	京都府	建設交通部	国土交通省	
西羽束師川	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
情報基盤総合整備事業（河川防災情報システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	
情報基盤総合整備事業（水位計設置等）	京都府	建設交通部	国土交通省	
桂川右岸流域下水道（いろは呑龍トンネル）	京都府	建設交通部	国土交通省	
農村地域防災減災事業	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	再掲
農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）	府・市町村・土地改良区	農林水産部	農林水産省	再掲

河川、海岸、下水道施設等の整備・耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
桂川右岸流域下水道（いろは呑龍トンネル）	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

海岸、河川の整備等の津波防災対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
宮津港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
久美浜港海岸整備事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
神崎海岸高潮対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
水利施設管理強化事業	府・市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
情報基盤総合整備事業（水位氾濫予測システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業（浸水想定区域図作成等）	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業（ハザードマップ作成等）	市町村	建設交通部	国土交通省	

総合的な土砂災害対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
事業間連携砂防等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
通常砂防事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
地すべり対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
急傾斜地崩壊対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村	農林水産部	農林水産省	再掲
情報基盤総合整備事業（土砂災害警戒情報システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
効果促進事業（砂防情報システム）	京都府	建設交通部	国土交通省	
効果促進事業（ハザードマップ作成等）	市町村	建設交通部	国土交通省	再掲

土砂災害に備えたハード整備

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
事業間連携砂防等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
通常砂防事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
地すべり対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲
急傾斜地崩壊対策事業	京都府	建設交通部	国土交通省	再掲

土砂災害警戒区域の指定等

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
総合流域防災事業	京都府	建設交通部	国土交通省	
治山事業	京都府	農林水産部	林野庁	再掲
農山漁村地域整備交付金	京都府	農林水産部	農林水産省	再掲
地方創生整備推進交付金	府・市町村	農林水産部	内閣府	再掲

自然公園等の施設の復旧・長寿命化対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
自然環境整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	再掲
環境保全施設整備交付金	府・市町村	総合政策環境部	環境省	再掲

地籍調査の推進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
地籍調査事業	市町村	建設交通部	国土交通省	

※ その他、安心・安全を実現する国土利用、緊急避難場所・避難所の整備等に資する事業

(10) 首都機能バックアップ等

防災庁の創設、皇室の安心・安全の確保、国立京都国際会館等の機能強化、北陸新幹線・リニア中央新幹線の整備、外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化に資する事業

(11) 伝統・文化の保全

文化財建造物等の耐震化

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国宝重要文化財等保存・活用事業	所有者等	教育庁	文部科学省	

文化財の防火対策

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国宝重要文化財等防災施設整備事業	所有者等	教育庁	文部科学省	

※ その他、文化財の保護・保全に資する事業

【横断的分野】

(A) リスクコミュニケーション

府民に対する情報提供、教育及び訓練の実施、自主防災組織の育成、外国籍府民への災害時支援等に資する事業

(B) 人材育成

消防団の活動支援

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
わがまちの消防団強化・応援事業	京都府	危機管理部	総務省消防庁	

※ その他、地域防災の担い手育成等に資する事業

(C) 官民連携

自主防災組織の活動促進

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
わがまちの消防団強化・応援事業	京都府	危機管理部	総務省消防庁	

NPO・ボランティアとの連携強化、迅速な応急復旧に向けた応援協力体制の確保等に資する事業

(D) 老朽化対策

安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新

事業名又は事業箇所	事業主体	担当部局	関係府省庁	備考
国道173号 新綾部大橋（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部大江宮津線 大雲橋（福知山市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
枚方山城線 開橋（木津川市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
綾部インター線 白瀬橋（綾部市）	京都府	建設交通部	国土交通省	
その他各種個別施設計画に基づく点検、補修、更新等事業	京都府	建設交通部	国土交通省	

※ その他、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理、府内企業の技術力強化等に資する事業

(E) デジタル活用

災害危険情報の収集・提供・伝達体制の確立、洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策、観光客の安全確保、インフラ分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進、避難所施設の整備、ドローン等の活用等に資する事業

第1 はじめに

【策定の趣旨】
「2025年大阪・関西万博」のレガシーを継承し、また「ワールドマスタースゲームズ2027関西」の開催を契機として、関西のポテンシャルを最大限活用することで、新たな価値を創造・発信し、未来社会を先導していく必要がある。また、デジタル技術や新技術の活用等を通じて人口減少社会に対応し、さらに、東京一極集中、SDGs、脱炭素社会の実現、大規模災害などの様々な課題にも対応するため、第6期広域計画を策定する。

【計画期間】令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

第3 目指すべき関西の将来像

1 将来像

国土の双眼構造を実現し、新次元の分権型社会を先導する関西

○政府機関等の移転や防災庁の拠点設置、広域インフラの整備等を推進するとともに、政策の優先順位を自らが決定し、実行できるよう、国の事務・権限の移譲を求めていく。これらの取組を通じ、国土の双眼構造を実現して首都機能のバックアップ機能を担うとともに、分権型社会を先導していく。

誰もが豊かさを実感できる、安全・安心で持続可能な関西

○防災力の向上や医療体制の充実・強化、環境の保全・利活用、デジタル技術・新技術の活用等により、誰もが豊かな環境と利便性を享受しつつ、安心して暮らすことができる持続可能な社会を構築する。
○多様でバランスのとれた地域性を活かし、多様な働く場や教育を受ける機会等を提供することで、将来を担う若い世代をはじめ、様々な価値観やライフスタイルを有する人々が集まり住み続けることのできる、Well-beingな関西をつくる。

個性や強み、歴史や文化を活かして、新たな価値を創造・発信し、世界の中で輝く関西

○多彩な文化資源や豊かな自然等の魅力を高めるとともに、それら関西各地の資源を複合的・効果的に活用した広域観光の推進、産業の強みやポテンシャルを活かしたイノベーションの創出等に取り組み、新たな価値を創造・発信することで、世界の中での関西のプレゼンスを高めていく。

2 将来像実現のための5つの力

自治力	防災力	文化力	環境力	産業力
○広域行政を着実に実行 ○広域での処理が効率的・効果的な新たな事務の検討や、既存の事務・事業の見直し ○新たな広域自治・行政のあり方についての研究 ⇒分権型社会を先導	○阪神・淡路大震災から30年が経過、経験や教訓を継承 ○関西全体としての応援・支援体制を強化 ○ドクターヘリの効果的・効率的な運航 ○大規模災害や新たな感染症などへの備えを強化 ⇒住民の安全・安心の生活を守る	○世界文化遺産をはじめとする関西の多彩な文化資源を最大限に活用 ○文化や観光、スポーツ等のコンテンツの融合により、新たな価値を創出 ○関西のブランド力を一層向上 ⇒日本の美とところを関西から世界に発信	○豊かな自然や景観・生態系サービスを保全 ○自然環境を活かした地域の魅力向上 ○琵琶湖・淀川流域における水源保全や水環境に関する対策等の流域自治を推進 ⇒持続可能な循環型社会を実現	○大阪・関西万博のレガシーを継承 ○関西の強みやポテンシャルを活かした産業の高付加価値化やイノベーションの創出 ○農林水産業を含む産業の競争力を強化 ⇒働く場や投資先として「選ばれる関西」

3 分野別ビジョン

- ① 危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西
② 医療における安全・安心ネットワークが確立された関西
③ 文化と観光で織りなす「創造の関西」、生涯スポーツの先進地域・スポーツの聖地・スポーツツーリズム先進地域関西
④ 世界の中で輝き日本の未来を牽引する関西、産業を支える多様な人材が活躍する関西
⑤ 地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西
⑥ 人・モノ・情報が集積し、新たな価値を創造・発信する世界のネットワーク拠点関西

第2 前期広域計画の取組の総括

- 第5期広域計画の3年間の取組を総括
○広域事務、政策の企画調整に関する事務、分権型社会の実現に向けた取組それぞれについて、実績や成果、今後解決すべき広域課題を明らかにするため、取組を総括

第4 第6期広域計画の取組方針

1 広域事務

広域防災	○大規模広域災害を想定した広域対応の推進 ○災害時の物資供給の円滑化の推進 ○防災・減災事業の推進
広域観光・文化・スポーツ振興	観光 ○文化や自然など多様な資源を活用した関西の魅力づくり ○関西の多様な魅力を活かした広域周遊観光の更なる推進 ○受入環境の整備 ○観光振興のための連携強化
	文化 ○多様な文化資源の振興や魅力向上の推進 ○連携交流による文化観光の推進 ○関西文化の次世代への継承 ○文化と経済の好循環の推進
	スポーツ ○「ワールドマスタースゲームズ2027関西」の開催支援とレガシーの継承 ○「生涯スポーツ先進地域関西」の実現 ○「スポーツの聖地関西」の実現 ○「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現
広域産業振興	産業 ○関西の優位性を活かしたイノベーションの創出・発展 ○高付加価値化による中堅・中小企業等の持続的成長 ○特色のある産業を活かした地域経済の活性化
	農林 ○地産地消運動の推進による域内消費拡大 ○国内外への農林水産物の販路拡大 ○農林水産業の競争力強化 ○農林水産業を担う人材の育成・確保 ○都市との交流による農山漁村の活性化
広域医療	○ドクターヘリによる広域救急医療体制の充実 ○災害時における広域医療体制の強化 ○課題解決に向けた広域医療連携体制の構築
広域環境保全	○脱炭素社会づくり（地球温暖化対策） ○自然共生型社会づくり（生物多様性の保全） ○循環型社会づくり（サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行） ○持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）
資格試験・免許	○資格試験・免許等事務の着実な推進
広域職員研修	○幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上 ○構成団体間の相互理解及び職員間のネットワークの活用 ○研修の効率化

2 政策の企画調整に関する事務

- ① 「ワールドマスタースゲームズ2027関西」の開催支援 ② 広域インフラのあり方
③ プラスチック対策の推進 ④ エネルギー政策の推進 ⑤ 特区の推進 ⑥ イノベーションの推進
⑦ 琵琶湖・淀川流域対策 ⑧ 女性活躍の推進 ⑨ SDGsの普及推進 ⑩ デジタル化の推進
⑪ 様式・基準の統一の推進 ⑫ 広域連携による行財政改革の推進

3 分権型社会の実現に向けた取組

【国土の双眼構造の実現】① 首都機能バックアップ構造の構築 ② 政府機関等の移転等
③ 「防災庁」の地方拠点設置に係る提案等
【地方分権改革の推進】 ① 国の事務・権限の移譲 ② 関西の特徴を活かした地方分権改革のあり方等の検討

第5 広域計画の推進

- 1 様々な主体との連携 産学官連携や市町村、連携団体、国との連携
2 住民等との協働 住民等への情報発信、住民意見の反映
3 広域計画の円滑な推進 「関西創生戦略」の推進、行政評価、広報・広聴活動の充実 など

令和 7 年 9 月 23 日時点

関西広域連合

第 6 期広域計画

中間案

[計画期間：令和 8 年度～令和12年度]

令和 8 年 3 月

関西広域連合

目次

第1	はじめに	1
1	設立からの経緯及び第6期広域計画の策定の趣旨	1
2	広域計画の期間及び対象区域	1
第2	前期広域計画の取組の総括	2
1	広域事務	2
2	政策の企画調整に関する事務	5
3	分権型社会の実現に向けた取組	8
第3	目指すべき関西の将来像	10
1	将来像	10
2	将来像実現のための5つの力	13
3	分野別ビジョン	15
第4	第6期広域計画の取組方針	19
1	広域事務	19
2	政策の企画調整に関する事務	29
3	分権型社会の実現に向けた取組	32
第5	広域計画の推進	34
1	様々な主体との連携	34
2	住民等との協働	34
3	広域計画の円滑な推進	35

第1 はじめに

1 設立からの経緯及び第6期広域計画の策定の趣旨

(1) 設立からの経緯

関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月、「地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）」、「関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）」、「国と地方の二重行政を解消する（国の地方支分部局の事務の受け皿づくり）」をねらいに掲げ、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の2府5県により設立された。

平成24年には京都市、大阪市、堺市、及び神戸市（関西圏の全政令市）が加入し、平成27年には奈良県が加入した。（以下、2府6県4政令市を「構成団体」という。）

更に、令和6年4月に、奈良県の全部参加が実現したことにより、関西が全国に先駆けて地方分権改革の突破口を開き、リードしていくことを目指す体制が一層強化された。

(2) 第6期広域計画の策定の趣旨

令和7年に設立15周年を迎えた広域連合は、関西全体の広域行政を担う責任主体として、7つの広域事務（広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）及びその他の関西における広域的な課題に係る政策の企画調整に関する事務について、必要に応じてその拡充を図りながら積極的な取組を進め、ドクターヘリの一体的な運航体制の構築や相次ぐ自然災害におけるカウンターパート方式による迅速な被災地支援を行うなど、着実な成果を上げてきた。

一方、分権型社会の実現に向けては、政府機関等の地方移転が一部実現したものの、国の事務・権限の移譲については大きな成果は得られていない。

これまでの成果や課題を総括した上で、「2025年大阪・関西万博」のレガシーを継承し、また「ワールドマスタースゲームズ2027関西」の開催を契機として、関西のポテンシャルを最大限活用することで、新たな価値を創造・発信し、未来社会を先導していく必要がある。また、デジタル技術や新技術の活用等を通じて人口減少社会に対応し、更に、東京一極集中、SDGs、脱炭素社会の実現、大規模災害などの様々な課題にも積極的に取り組んでいくため、第6期広域計画を策定する。

2 広域計画の期間及び対象区域

(1) 期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とし、満了年度に改定する。ただし、広域連合長が必要と認める場合は、随時改定する。

(2) 対象区域

広域計画の対象となる区域は、構成団体の区域とする。

第2 前期広域計画の取組の総括

前期広域計画期間中、広域連合は、大阪・関西万博において「いのち輝く関西悠久の歴史と現在」をテーマとする「関西パビリオン」を出展し、関西の多様な魅力を世界に向けて発信するとともに、関西各地の観光資源の磨き上げや広域周遊の促進を図るなど、万博の開催によりもたらされた様々な波及効果を最大化するために関西が一丸となって取り組んだ。

また、令和6年1月に発生した「令和6年能登半島地震」に際しては、全国知事会等と連携し、カウンターパート方式による支援を実施した。

分権型社会の実現に向けた取組については、広域連合制度の抜本的拡充について経済界と連携し提言活動を行ってきた結果、令和5年12月の第33次地方制度調査会の答申において、広域連合の取組が具体的に評価されるとともに、広域連合と国とが協議により調整を行う等の関西圏における新たな枠組みに関する記述が初めて盛り込まれるなど、一定の成果が得られた。

目指すべき関西の将来像の実現に向けて、これらの前期広域計画期間中の実績や成果とともに、今後解決すべき広域課題を明らかにするため、広域事務、政策の企画調整に関する事務、分権型社会の実現に向けた取組の総括を行う。

1 広域事務

広域事務については、各分野の計画に基づき積極的かつ着実に取組を進めてきた。また、分野をまたぐ広域課題に対しては、分野間で連携して対応した。

① 広域防災

被災地支援等を通じて得た課題や教訓等を踏まえて「関西防災・減災プラン」等の改訂を行うことにより、同プランの実効性の向上を図ってきた。また、「関西広域応援・受援実施要綱」等に基づき、関係機関と連携した「関西広域応援訓練」や民間事業者等との訓練を実施するとともに、防災人材の育成事業等も含めた関西圏における防災・減災力の向上に努めてきた。

令和6年能登半島地震に際しては、カウンターパート方式による他団体への支援を実施し、また、令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時には、構成府県市民に向けてメッセージを発出する等、防災対応の先導性を発揮してきた。

課題

- 「関西防災・減災プラン」等の各種計画については、被災地への支援活動や民間事業者・関係団体等と連携した訓練等を通じて実効性を検証し、不断の見直しを行う必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模広域災害に向けて、「応援・受援体制の充実強化」、「官民連携体制の強化」、「防災DXの推進」、「府県市民の防災意識の向上」が必要である。

② 広域観光・文化・スポーツ振興

【観光振興】

コロナ禍からの観光需要の急速な回復と万博の開催により、外国人旅行者の更なる増加が見込まれる中、ジオパークを含む関西各地の観光資源の磨き上げや周遊ルートの造成、通訳案内士の育成等の基盤整備に取り組み、広域周遊の促進を図った。また、令和6年度には観光振興に係る取組の更なる推進のため、「第3期関西観光・文化振興計画」（令和7年4月～令和12年3月）を策定した。

- | | |
|--------|---|
| 課
題 | □ 外国人旅行者が選択する旅行先が一部の地域に集中しており、関西各地の訪問率の差は縮まっておらず、観光客の分散化を進めることが重要な課題となっている。 |
| | □ 万博を契機に、関西には世界中の様々な国・地域からの来訪者が更に増えていくことが見込まれることから、誰もが安心して旅行を楽しむことができるよう、受入環境の整備や通訳案内士等の観光人材の育成にも取り組む必要がある。 |

【文化振興】

文化庁の京都移転や大阪・関西万博の開催を契機に、他分野との連携交流も図りながら、多彩な文化資源の魅力を更に高め、関西各地から国内外へ発信することで、関西文化のブランド力の向上や地域の活性化につなげた。また、博物館や美術館など文化施設の入館料を無料とする「関西文化の日」や、こどもたちが伝統芸能や生活文化等を鑑賞・体験できる機会を通して、次世代への継承を図った。

- | | |
|--------|---|
| 課
題 | □ 少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、文化芸術を担う人材が減少する中、次代を担うこどもたちが文化への愛着を育めるように、文化の保存から活用への持続可能な好循環を生み出していく必要がある。 |
| | □ 令和5年7月には、文化庁等とともに、関西から文化芸術を国内外へ発信し、文化の施策にビジネスの観点を取り入れた「CBX（Cultural Business Transformation）」等を盛り込んだ共同宣言を行ったところであり、今後は文化庁・広域連合・関西の経済界等が一体となり、関係団体等と連携したオール関西で取組を進めていく必要がある。 |

【スポーツ振興】

「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」の開催に向けて、府県市実行委員会と連携し、関西マスタースゲームズの開催や体験会等のイベントの実施を通じて、機運醸成に努めた。また、世界パラ陸上競技選手権大会を機に、パラスポーツの普及・理解促進を図るなど、生涯スポーツの振興に取り組んだ。

- | | |
|--------|--|
| 課
題 | □ 「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」の機運醸成に引き続き取り組み成功に導くとともに、その経験をレガシーとして生涯スポーツの振興を図ることが必要である。 |
| | □ スポーツイベントと多彩な観光・文化資源を融合させたスポーツツーリズムの推進などにより、交流人口の拡大、地域活性化を更に進めていく取組が必要である。 |

③ 広域産業振興

第2 前期広域計画の取組の総括

【産業振興】

世界を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえつつ、2040 年度での実現を目指す「将来像」に向け、大阪・関西万博のインパクトを活かした取組の方向性を示すものとして、令和6年3月に「関西広域産業ビジョン」の改訂を行い、構成府県市や経済界等の関係者と共有し、関西が一体となり取り組んでいくための羅針盤としている。

また、関西広域産業共創プラットフォーム事業を経済界の協力のもと実施し、域内企業へのシームレスな支援など産業力の強化につなげている。更に、関西の強みであるライフサイエンス・グリーン分野のポテンシャルやものづくりの魅力を国内外に発信し、ビジネス機会の創出を図るとともに、関西のディープテックスタートアップのブランド力向上など域内の産業振興を図ってきた。

- | | |
|--------|---|
| 課
題 | <ul style="list-style-type: none">□ 大阪・関西万博を契機に国内外で高まった関西のポテンシャル等への関心を継続・発展させるため、情報発信の更なる強化が必要である。また、多様な機関等との連携により域内のリソースを最大限に活用した企業支援や、万博を契機に生まれたビジネス交流やイノベーションの成果を着実に根付かせるなど継続的な取組が必要である。 |
|--------|---|

【農林水産業振興】

域内の農林水産物の PR や農林水産業の就業ガイドの作成など、ソフト事業を中心にブランドそれぞれを活かす取組を進め、農林水産物の域内での消費拡大や国内外への販路拡大、海外への情報発信、6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化に加え、農林水産業を担う人材の育成や都市との交流による農山漁村の活性化等に取り組んだ。

- | | |
|--------|--|
| 課
題 | <ul style="list-style-type: none">□ 農林水産物の域内での消費拡大については、企業の社員食堂や学校給食での利用を促進するため、引き続き応援企業との連携や利用啓発活動を推進する必要がある。□ 国内外への販路拡大については、WEB サイトやイベント等を活用し効果的に域内特産物の情報を発信する必要がある。□ 農林水産業を担う人材の確保・育成については、就業サイトの認知度向上とともに、就業支援情報を引き続き発信する必要がある。 |
|--------|--|

④ 広域医療

管内8機体制のドクターヘリを効果的かつ効率的に運用し、救命効果が高いとされる「30分以内での救急医療提供体制」を確立するとともに、災害医療人材の養成・連携や広域的な災害医療訓練の実施、新興・再興感染症への備えなど、広域医療連携の取組を着実に進め、府県市域を越えた広域医療体制の構築を図った。

- | | |
|--------|--|
| 課
題 | <ul style="list-style-type: none">□ ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、医療資源の有機的な連携を図ることにより、救急医療や災害医療などにおいて多重的なセーフティネットを構築し、府県単位の3次医療圏を超えた新たな概念である「安全・安心の4次医療圏“関西”」の更なる深化を目指す必要がある。 |
|--------|--|

⑤ 広域環境保全

「関西広域環境保全計画」に基づき、省エネや節電等の呼びかけを行う「脱炭素アクション」を実施するとともに、住民や企業、団体等の多様な主体の参画により、優良事例の水平展開や連携促進のための交流を行う「関西脱炭素フォーラム」を開催することで、関西脱炭素社会実現に向けた機運醸成を図った。

また、カワウ等による鳥獣被害対策や「関西の活かしたい自然エリア」における保全・活用の事例を学ぶツアー等による生物多様性の保全、マイボトル運動等を通じた3Rによる資源循環の推進、地域特性を活かした交流型の環境学習等による人材育成に取り組み、関西地域での広域環境の保全を推進した。

課題

- 令和3年11月に発出した「関西脱炭素社会実現宣言」を踏まえ、引き続き「関西脱炭素社会」の実現に向けたより一層の取組が必要である。
- カワウ対策においては、令和2年度以後、夏の生息動向調査でねぐら及び生息数が増加傾向にあるため、地域における対策がより一層促進されるよう支援を継続する必要がある。

⑥ 資格試験・免許等

資格試験や免許等事務を一元的に実施・管理することにより、スケールメリットを活かした効率的な事務執行を行うとともに、一部の資格試験において電子申請を導入した。また、令和7年4月から新たに奈良県の資格試験・免許等業務も一元的に実施・管理している。

課題

- 利用者の利便性の向上のため、電子申請の拡大や、手数料の電子収納の導入等を進めていく必要がある。
- 各資格についての専門的なノウハウの蓄積については、引き続き課題となっている。

⑦ 広域職員研修

政策立案に係る構成団体内の他府県市職員とのグループ研修の開催や、各構成団体が主催する研修の相互受講を推進することにより、職員の広域的な視点の養成、研修メニューの多様化に加え、職員間のネットワーク形成を図った。

課題

- 広域職員研修局主催の研修について、対面型・WEB型双方のメリットを活かしながら、より効果的で効率的な研修につなげていく必要がある。
- 各構成団体が主催する研修についても、構成団体の協力を得ながら、先進的取組を研修題材とするほか、研修メニューを多様化し、多くの職員が研修に参加できるよう運営する必要がある。

2 政策の企画調整に関する事務

広域にわたる行政の推進に関する基本的な政策の企画調整に関する事務について、関西の共通利益実現の観点から積極的に対応してきた。また、令和7年度からは、新たに「広域連携による行財政改革の推進」に着手した。

① 「2025 年大阪・関西万博」への対応

国内外から多くの人が集う「大阪・関西万博」において、関西の魅力を国内外にアピールするため、関西パビリオンを出展した。関西パビリオンが関西各地への来訪を促すゲートウェイとなるよう出展団体とともに、趣向を凝らした展示や個性的なイベントを実施した。また、経済界をはじめ、様々な団体と連携し、オール関西で万博の機運醸成に努めたほか、未来を担うこどもたちに一人でも来場していただくため、修学旅行等で来場する際の財政支援や万博会期中の安全対策等に係る要望を国に対して行った。

② 「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」の開催支援

「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」の開催に向け、(公財)ワールドマスタースゲームズ 2021 関西組織委員会と連携し、機運醸成を図るとともに、スポーツツーリズムの推進や参加者等へのおもてなしの充実に向けた取組のほか、海外からの参加者等のための防災・医療体制の構築に向けた協力、スポーツ関連産業の振興、インフラ整備に向けた国への要請等、必要となる支援を行った。

③ 広域インフラのあり方

北陸新幹線の日も早い大阪までの整備の実現に向け、「北陸新幹線（敦賀・大阪間）建設促進大会」を開催し、省庁等への要請活動を実施したほか、リニア中央新幹線の大阪までの早期開業、関西の主要港湾における港湾機能の充実強化について、継続的に国へ要望を行った。また、高速道路網の整備事業の推進を国に要望した結果、高規格道路のミッシングリンクの解消が図られている。

④ プラスチック対策の推進

これまでに作成した「プラスチック代替素材製品の普及に向けた情報集」や「プラスチックごみ散乱状況推計モデル活用マニュアル」を活用し、研修会を実施するとともに、「プラスチック対策プラットフォーム」において先進事例を共有することなどにより、自治体や事業者のプラスチック対策を促進した。

⑤ エネルギー政策の推進

関西圏における水素・アンモニア・合成メタン等（以下「水素等」という。）の利活用拡大に向けた「将来における関西圏の水素サプライチェーン構想」の実現のため、令和3年2月に設置した「関西水素サプライチェーン構想実現プラットフォーム」の活動において、セミナーやダイアログ・施設見学会を開催し、産学官の幅広い主体との情報共有と意見交換・交流による広域的な連携促進と機運醸成を図った。

⑥ 特区事業の展開

関西イノベーション国際戦略総合特区及び国家戦略特区について、新たな規制改革への取組や既認定事業の推進を通じて、関西におけるイノベーションの創出やビジネスしやすい環境の整備の促進を図ってきた。

また、スーパーシティ型国家戦略特区について、データ連携基盤の整備や夢洲及びうめき

た2期で先端的サービスの実証等を進め、住民生活の質向上と都市競争力の強化を図ってきた。

⑦ イノベーションの推進

健康・医療分野における産学官連携のプラットフォーム「関西健康・医療創生会議」において、健康・医療データの収集・連携・利活用の検討を進めるとともに、関西圏域の大学で、データサイエンス人材の育成を推進した。

また、広域課題等をテーマにした議長諮問機関の会議の開催やシンポジウム、医療機関向けセミナーなどを実施することにより、関西全体の健康・医療情報連携基盤の構築・利活用や人材育成を推進した。

⑧ 琵琶湖・淀川流域対策

流域府県市で構成する水源保全連絡会議において「いのち育む“水”のつながりプロジェクト」を立ち上げ、流域の現状や課題等について共有するとともに、水循環をテーマとした「琵琶湖・淀川流域シンポジウム」や、環境保全に取り組む団体・大学・事業者等と連携した清掃活動などを実施した。また、万博会場において5日間の催事を行い、動画放映やイラストパネル展示、ワークショップ等を通じて、来場者に水のつながりについて理解を深めていただくとともに、地域や分野を越えた人のつながりの形成を促進した。

⑨ 女性活躍の推進

経済界と共同で設置した「関西女性活躍推進フォーラム」において、経済団体、地域団体、有識者、行政等が連携して、会議を通じた情報交換や共催事業の実施、シンポジウムの開催等により、関西での女性活躍推進に向けた機運醸成や意識啓発等に取り組んだ。

また、関西における更なる女性活躍に向けた研究事業を実施し、国内外から多くの方が訪れる大阪・関西万博において、その成果を披露することにより、関西の女性活躍の取組をPRした。

⑩ SDGs の普及推進

SDGs の達成に向けた多様な活動を促すため、「関西 SDGs プラットフォーム」の下に設置された各分科会が行う活動への参加や SNS 等による広報など、関西における SDGs の理念の普及とネットワークを活かした取組の推進を図った。また、SDGs 達成目標年である2030 年に向けて、プラットフォームの活動を更に加速化するため、運営体制のあり方等について検討を行った。

⑪ デジタル化の推進

デジタル社会の実現に向け、経済界等との連携による「関西広域データ利活用官民研究会」や「関西デジタル・マンス」の取組を通じて、構成団体や関西圏域の市町村の行政のデジタル化の推進、関西における DX 推進の機運醸成に取り組んだ。また、大阪府の「自治体データ連携基盤共用化研究会」と連携し、関西が一体となったデータ連携基盤のあり方等について検討を行った。

⑫ 様式・基準の統一の推進

令和4年度から、「ビジネスしやすい関西」の実現を目指し、地域における行政目的の達成と様々な事業者の利便性向上を両立させるため、自治体ごとに異なる申請様式や基準の整理・統一化を推進しており、これまでに、高圧ガス販売に係る届出様式や道路占用許可申請の様式を共通化するとともに、キッチンカーの営業許可基準の共通化に関する指針を作成し、指針に沿った共通基準の運用を令和7年6月から開始するなど、広域的な様式・基準の統一に取り組んだ。

3 分権型社会の実現に向けた取組

(1) 国土の双眼構造の実現

首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が維持できるよう平時から地方に機能・権限を分散するなど、首都機能バックアップ構造の構築について、継続して国に要請・提案を行った。

また、「政府関係機関の地方移転に係る今後の取組について」（平成28年9月）で示された政府機関等の移転については、「政府機関等との地方創生推進会議」の開催等を通じて、在関西政府機関や経済団体との関係性を構築、深化させてきた。その結果、和歌山県への総務省統計局統計データ利活用センターの開設、徳島県への消費者庁新未来創造戦略本部の設置が実現した。また、令和5年3月に京都で業務を開始した文化庁では、同年5月から移転対象部署の業務が本格稼働し、7月には、文化庁・関西広域連合・関西経済連合会・文化庁連携プラットフォームの4者により「文化芸術立国」の実現に向けた共同宣言を行った。研究機関としては、国立健康・栄養研究所が令和5年3月に大阪府に全面移転するなど、これまでに7機関の関西への移転が実現している。

更に、過去の災害の教訓を踏まえて事前防災から復旧・復興までの総合的な施策を担う「防災庁」の西日本拠点の関西への設置等について、国に働きかけるとともに、防災イベントへの出展を通じて啓発等の取組を進めた。

(2) 地方分権改革の推進

広域連合の設立のねらいのひとつである国の出先機関の“丸ごと”移管については、設立以来、継続して国に提案を行ってきた。しかし、過去に「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されながらも政権交代により国会提出に至らなかったことや、東日本大震災の発生後に、地方整備局など、国による応急対策が展開される中で、移管のメリットを、国や市町村等に対し十分に提示できる環境ではなくなったことなどから、地方分権改革の機運の停滞ともあいまって、移管は未だ実現していない。

「国の施策・予算に対する提案」により、関連する事務・権限を一括移譲する「大括り」の権限移譲や、実証実験的な事務・権限の移譲を行う「地方分権特区」制度の導入などについて包括的な提案を行った。また、「広域行政ブロック単位の広域連合」の役割の法制化や権限移譲要請権の抜本的拡充等について、内閣府が実施する「地方分権改革に関する提案募集」を活用し提案を重ねてきた。令和7年の同提案募集において、「広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等」が、初めて関係府省と調整を行う案件として整理されたものの、国から必要性が不明確とされ、具体的な支障事例が求められるほか、そもそも提案募集の対象外とされる項目があるなど、提案が認められない

状況が続いている。

また、第33次地方制度調査会の審議に向けて、広域連合制度の抜本的拡充について提言活動を行った。これにより、同調査会答申においては、「大都市圏における都道府県を超えた広域的な課題への対応」の取組を積み重ねてきた関西広域連合の実績が評価され、関西圏について、東京圏の都県等と国とが協議により調整を行う枠組みが考えられるのと同様、「新たに何らかの枠組みを設けることも考えられる」との記述がなされた。

令和7年度からは、広域連合委員で構成する「新たな広域自治・行政のあり方研究会」を設置し、国からの権限移譲等も含め、広域連合のあるべき姿や今後担うべき役割等について、改めて検討を行っている。

第3 目指すべき関西の将来像

1 将来像

我が国においては、本格的な人口減少とともに、少子高齢化や生産年齢人口の減少が急速に進展している。また、東京一極集中は是正されておらず、若者や女性を中心とした地方における人口流出に歯止めがかからない中、担い手不足や生活利便性の低下等、社会経済への影響が顕在化、深刻化しつつある。更に、世界経済のグローバル化の進展に伴い、国際競争は激化し、国際情勢の不透明感も増大している。このため、我が国を取り巻く環境は、今後、より一層厳しさを増すことが予想される。

こうした厳しい状況下において、関西は、今後、デジタル技術や新技術の活用等を通じて人口減少社会に適応しつつ、持続可能な社会経済を構築していく必要がある。

元来、関西は、豊かな自然資源に恵まれ、歴史に裏打ちされた世界的にも価値ある多様な文化資源を数多く有している。また、我が国有数の教育機関や研究開発拠点等が集積し、ライフサイエンスや環境、エネルギー等、多様な分野で最先端の研究が進められている。

これらのポテンシャルを最大限活用し、また、万博により得られた知見やビジネス交流などのレガシーを継承することにより、関西が、我が国の経済を牽引し、未来社会を先導していく必要がある。

また、関西は首都圏に次ぐ経済圏域であり、人・モノ・情報の拠点としての役割を果たしており、消費者庁新未来創造戦略本部の設置や、総務省統計局統計データ利活用センターの開設、文化庁の京都移転など、全国で唯一、政府機関の移転が実現していることなどは、関西が国土の双眼構造の一翼を担うにふさわしい圏域である証左である。

更に、関西では、世界中から多くの方が参加する、「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」が控えているほか、彦根城や飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群等について、新たに世界遺産登録を目指しているなど、世界とつながり、そして発信する絶好の機会が到来している。特に、「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」は、関西各地で競技を実施することにより、スポーツツーリズムの推進や、世界に向けた関西の多様な地域の魅力発信に大きく寄与することが期待されており、その効果を関西全体の発展につなげていくことが重要である。

一方、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害や激甚化・頻発化する風水害、新型コロナウイルスに代表される感染症等の危機、貧困問題や教育・医療の地域格差等の複雑多様化する社会課題等に対して、関西は総力を結集し、誰もが安心して暮らしていける地域社会を構築していく必要がある。

更に、国際情勢が不透明さを増す中でも、国際社会の一員として、2030 年に期限を迎える SDGs の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現等の地球規模の問題に対して、果敢に取り組んでいくことが重要である。

これらを踏まえ、次のとおり、3 つの目指すべき将来像を掲げ、その実現を目指していく。

国土の双眼構造を実現し、 新次元の分権型社会を先導する

関 西

我が国の中央集権体制や東京一極集中は、地方における人口減少や活力の低下をもたらすのみならず、首都直下地震等の巨大災害による中枢機能の麻痺や新型コロナウイルス感染症のまん延を契機として認識された過密な都市構造の脆弱性といった弊害・リスクを抱えており、それらの是正は喫緊の課題となっている。

関西は、経済界と一体となって、政府機関等の移転や防災庁の拠点設置、広域インフラの整備等を推し進めるとともに、自らの政策の優先順位を自らが決定・実行できるよう、必要な国の事務・権限の移譲を強く求めている。

これらの取組を通じ、関西は、国土の双眼構造を実現して首都機能のバックアップ機能を担うとともに、分権型社会を先導し、我が国の経済成長にも大きく寄与していく。

誰もが豊かさを実感できる、 安全・安心で持続可能な

関 西

関西全体が持続的に発展していくためには、そこに暮らし、学び、働く人、とりわけ将来を担う若者や女性にとって魅力的で、選ばれる地域であり続けることが重要である。また、南海トラフ地震等の災害リスク、貧困問題や教育・医療の地域格差等、複雑多様化する社会問題等への対応は差し迫った課題である。

防災力の向上や医療体制の充実・強化等はもちろんのこと、環境の保全・利活用に取り組み、あらゆる分野においてデジタル技術・新技術を活用すること等により、世代や住む地域にかかわらず、誰もが豊かな環境とともに利便性を享受しつつ、安心して暮らすことができる持続可能な社会を構築する。

また、豊かな歴史・文化、産業を有し、大都市から農山漁村までが近接して存在する多様でバランスのとれた関西の地域性を最大限に活かし、多様な働く場や教育を受ける機会等を提供することで、将来を担う若い世代をはじめ、様々な価値観やライフスタイルを有する人々が集まり、住み続けたいと感じることのできる、Well-being（ウェルビーイング）な関西をつくる。

個性や強み、歴史や文化を活かして、 新たな価値を創造・発信し、世界の中で輝く

関 西

古くから、我が国の歴史や文化、経済等の中心的な役割を担ってきた関西は、国内外から多くの人々を惹きつけてきた。現在も、我が国有数の教育機関や研究開発拠点が数多く存在するとともに、世界的にも優れた技術力を有するものづくり産業に加え、ライフサイエンス、グリーン分野等の次世代産業も集約するなど、高いポテンシャルを有しているが、人口減少・少子高齢化が加速する中、将来にわたって成長を続けていくには、これらの強みを発揮し多様な人材を惹きつけ、新たな価値を創造し続けていくことが重要である。

第3 目指すべき関西の将来像

大阪・関西万博においては、関西が誇る歴史や文化芸術、ライフサイエンス分野をはじめとする最先端技術等、その強みを世界に向けて発信することができた。今後、万博により得られた知見やビジネス交流などのレガシーを継承し、「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」の開催の機会も活用しながら、関西が一丸となって、多彩な文化資源や豊かな自然等の魅力を高めるとともに、それら関西各地の資源を複合的・効果的に活用した広域観光の推進、産業の強みやポテンシャルを活かしたイノベーションの創出等に取り組み、新たな価値を創造・発信することで、関西が、我が国の成長エンジンとなり、世界の中でのプレゼンスを高めていく。

2 将来像実現のための5つの力

将来像を実現していくため、広域連合は、広域事務をはじめとした広域行政を充実、強化し、成果を積み重ねるとともに、多様な主体と連携し、関西の“力”を総合化する結節点となり、関西における広域行政の責任主体としてリーダーシップを発揮していく。

特に次の“5つの力”の向上を図り、構成団体、市町村、経済界、住民等の多様な主体と一丸となり取組を進め、広域課題への対応の更なる深化を図り、政策の優先順位を自ら決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた自主・自立の関西を創り上げていく。

自治力

広域行政の成果を着実に積み重ねるとともに、限られた行政資源を最大限活用するため、行財政改革に取り組み、広域での処理が効率的・効果的な新たな事務の検討や既存の事務・事業の見直しを行うとともに、「新たな広域自治・行政のあり方研究会」を設置し、社会情勢の変化に応じた広域連合の役割等についても研究し、分権型社会を先導していく。

（主要テーマ）

- 広域連携による行財政改革の推進
- スケールメリットを最大限活かした広域行政課題の克服
- 持続可能な広域自治体への成長
- 新たな広域自治・行政のあり方研究

阪神・淡路大震災から30年が経過する中、被災地として、また、カウンターパート方式での被災地支援等の経験や教訓を継承し、関西全体としての応援・受援体制の強化やドクターヘリネットワークの効率的・効率的な運航など、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害や激甚化・頻発化する風水害、更に、新たな感染症等への備えを強化することにより、将来にわたる住民の安全・安心な生活を守る。

（主要テーマ）

- 大規模災害発生時等における応援・受援体制の確立
- 官民連携による関西全体の防災力強化
- 「防災庁」との連携と関西への地方拠点設置
- 「安全・安心の医療圏“関西”」の深化

防災力

文化力

世界文化遺産をはじめとする関西が有する多彩な文化資源を最大限に活用し、観光やスポーツ等のコンテンツとの融合により、新たな価値を創出し、関西のブランド力を一層向上させ、日本の美とところを関西から世界に発信する。

（主要テーマ）

- 文化庁や経済界、観光・文化関係団体など一体となったオール関西体制での施策の推進
- 持続可能な観光の振興
- 文化芸術を活用した新しいビジネスモデルや国際発信の推進
- スポーツツーリズムの推進

関西の豊かな自然や景観、生態系サービスを大切に守りながら、自然環境を活かした地域の魅力を向上させるとともに、琵琶湖・淀川流域における水源保全や水環境に関する対策等の取組も進め、持続可能な循環型社会の実現を目指す。

（主要テーマ）

- 循環型社会づくりの推進
- 府県域を越えた連携型鳥獣害対策の推進
- 脱炭素社会づくりの推進
- ジオパークや温泉など自然の魅力を活かした観光の振興
- 流域自治の推進に向けた研究

環境力

産業力

大阪・関西万博のレガシーを受け継ぎ、経済界や大学・研究機関等と連携し、関西が一丸となって、その強みやポテンシャルを活かした産業の高付加価値化やイノベーションの創出に取り組み、農林水産業を含む産業力の競争力を強化し、働く場や投資先として「選ばれる関西」を目指す。

（主要テーマ）

- 大阪・関西万博を活かしたイノベーションの創出
- 経済界や大学・研究機関等と連携した産業力の強化
- 働く場や投資先として「選ばれる関西」へ
- 地域の特色ある「食」や農林水産業の振興

3 分野別ビジョン

3つの将来像の実現を目指し、取組を着実に進めるため、分野別のビジョンを掲げ、5つの力を向上させながら、構成団体一丸となって取り組む。

危機に強く、 防災・減災のモデルとなる関西

関西の防災に係る人的・物的資源を活用し、そのネットワーク化を図ることにより、事前防災から復旧・復興までの取組を推進し、関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を目指す。

（ビジョンが実現した姿）

- ・災害時に人々の命と暮らしを守るとともに、人や企業、コミュニティが直面する災害リスクや損失を大幅に減らすレジリエンスある社会が構築されている。
 - ・災害時に地域で活躍する人材が十分に育成される環境となっている。
 - ・南海トラフ地震等や地球温暖化の影響により頻発化・激甚化する風水害に備えて、迅速で円滑なオペレーションが行えるよう、災害マネジメント総括支援員（GADM）等の人材育成や応援・受援体制の強化、事前復興計画の整備等、関西全体の自治体による広域防災体制が構築されている。
 - ・経済界を含む官民連携が推進され、災害時に物資やサービス等が円滑に提供される体制が構築されている。
 - ・自衛隊等関係機関と連携した訓練の実施やこれらの機関が行う訓練への参加等の取組が推進されている。
 - ・広域連合が提案する「防災庁」が設置され、関西が首都機能バックアップの拠点に位置付けられているとともに、国との連携体制が構築されている。
 - ・防災 DX の推進により、広域での被災情報の共有や広域避難に伴う避難者・被災者支援に必要な情報基盤の整備、サービスの提供が行われている。
 - ・構成団体と連携し、住民レベルに至るまで圏域内全体の防災力向上が図られている。
-

医療における 安全・安心ネットワークが確立された関西

ドクターヘリをはじめとする医療資源の効果的な活用や有機的な連携により、広域医療体制のより一層の充実・強化を図り、関西全体を「4次医療圏」と位置づけた「安全・安心の医療圏“関西”」の深化を目指す。

（ビジョンが実現した姿）

- ・広域連合管内のドクターヘリが効果的かつ効率的に運航されるとともに、全ての近隣地域

第3 目指すべき関西の将来像

と相互応援体制が構築され、複数機のドクターヘリが補完し合う「二重・三重のセーフティネット」により、「いつでもどこでも安全・安心」な救急医療体制が整っている。

- ・ 関西 2,000 万府県市民の命を守るため、「オール関西」で災害を迎え撃つ広域医療体制が構築され、「防ぎ得た死ゼロ・関西」を実現している。
- ・ 感染症や薬物乱用防止などの広域医療における課題に「広域連携の強み」を活かした取組が進められている。

文化と観光で織りなす「創造の関西」、 生涯スポーツ先進地域・スポーツの聖地・ スポーツツーリズム先進地域関西

関西が長い歴史を通じて育み紡いできた、豊かで多彩な文化は、国内外から多くの観光客や多様な人材を惹きつけてきた。広域連合では、文化庁や経済界、観光・文化関係団体などと一体となったオール関西体制で、関西が新たな価値を生み出し、世界に発信し続けるクリエイティブな地域となることを目指す。

「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」の開催に向けた機運醸成や開催後のレガシーの創造・継承などにより、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめる環境づくりを進める。また、「聖地」と称される競技場など関西の多彩なスポーツ資源を活かし、観光・文化資源と融合させたコンテンツの充実及びプロモーションの展開により、スポーツを核とした交流を生み出すことで、ビジョンの実現を目指す。

(ビジョンが実現した姿)

- ・ 関西の多様な文化、豊かな自然や景観、地域に根差した産業などの魅力を活かすとともに、新しい魅力を創出し続け、地域と調和した観光振興が、地域の環境・文化・経済を守り育むことにつながるなど、訪れてよし・住んでよしの持続可能な観光が実現している。
- ・ 若手起業家やクリエイターにとって魅力的な地域であるとともに、異分野融合により、新たな文化やビジネスモデルが創出され続けるクリエイティブなエリアとなっている。
- ・ 「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」を契機に高まったスポーツへの関心が定着し、誰もがスポーツを楽しみ、健康でアクティブに過ごすライフスタイルが定着している。
- ・ 関西ならではの資源を活かしたスポーツツーリズムのプログラムが創出され、国内外からの交流拡大に貢献している。

世界の中で輝き日本の未来を牽引する関西、 産業を支える多様な人材が活躍する関西

大阪・関西万博をインパクトとして、関西が誇る産業の強み・ポテンシャルを活かし、イノベーションの創出・展開を図るとともに、関西産業の魅力の発信を通じて、国内外での存在感を発揮し、投資や変革を生み出すチャレンジ人材等を惹きつけることなどにより、「新たな価値の創出」と「多様な人材の活躍」の好循環を実現し、持続的な成長・発展を遂げる関

西を目指す。

（ビジョンが実現した姿）

- ・グリーン、ライフサイエンス等の成長分野における技術・経営面での国内外企業・関係機関間のネットワークの強化や、ディープテックスタートアップに関するエコシステムの持続的な拡大により、域内の幅広い分野でイノベーションが生まれ関西経済が活性化している。
- ・公設試験研究機関や域内産業支援機関の連携が深化し、広域的プラットフォーム等を通じたオール関西によるシームレスな支援を通じて、域内の中堅・中小企業等が持続的に成長している。また、最新のデジタル技術を活用したビジネスプロセスの改善・効率化や新たな価値の創出、柔軟な働き方の導入・定着により、企業の生産性向上やグローバル展開が図られるとともに、産業を支える多様な人材が活躍している。
- ・関西の特色あるものづくり産業において、国内外での新市場開拓が進み、産業力が強化されることにより地域経済の活性化が図られている。
- ・農林水産業の競争力が強化され、意欲ある者が農山漁村で活躍できる魅力的で持続可能な農林水産業が実現している。

地域環境・地球環境問題に対応し、 環境・経済・社会の統合的向上による 持続可能な関西

関西は、都市、農山漁村、自然が適度に分散し、それぞれが比較的隣接していることから、多様なライフスタイルを選択できるとともに、それぞれの個性を活かしたより高度な社会システムを構築できる可能性を秘めている。

また、豊かな自然やこれらと融合した歴史・文化が存在するほか、環境関連産業が集積していることなどから、環境を経済社会活動の基盤として、環境・経済・社会の統合的向上を実現する地域循環共生圏を形成し、他の地域のモデルとなる持続可能な社会を実現するポテンシャルを秘めている。加えて、関西という大きな地域として、地域環境だけでなく地球環境も視野に入れた取組の推進が期待されている。

そこで、SDGsの達成目標年である2030年及びその先にあるネット・ゼロの達成目標年である2050年を見据え、地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現を目指す。

（ビジョンが実現した姿）

- ・2050年までに「関西脱炭素社会」が実現しており、持続可能な暮らしや産業が定着している。
- ・生物多様性と深く関わってきた地域独特の文化や景観が、世代を越えて受け継がれ、多様で豊かな自然の恵みを享受した人と自然の共生が実現している。
- ・“もの”を大切に長く使うライフスタイルが定着しており、使い捨ての製品等の使用を減らし、ごみとなるものが大幅に削減されている。また、不用となった“もの”は、資源として循環的に利用され、効率的な資源循環が進んでいる。
- ・持続可能な社会に向けて、大人から子どもまで様々な世代が、多様な形で環境学習や環境

第3 目指すべき関西の将来像

保全活動に参画している。

- ・水素等を輸入・製造し、供給する体制が構築され、発電・モビリティ・産業プロセスの熱源等への利活用が進み、脱炭素に貢献する水素社会が実現している。

人・モノ・情報が集積し、 新たな価値を創造・発信する 世界のネットワーク拠点関西

連綿と紡がれてきた歴史に裏打ちされた経済、環境、医療、観光・文化等における関西の魅力を活かして人が集い、交通の要衝となる高速鉄道網や高速道路網の整備、空港・港湾の機能強化により、国内はもとより、アジア・世界とつながるネットワークを構築する。

また、万博のレガシーを継承し、デジタル技術・新技術の活用等を通じて、新たな価値を創造することにより、人口減少・少子高齢化が進む中でも成長し続け、一人ひとりが豊かさを実感することのできる社会の実現を目指す。

（ビジョンが実現した姿）

- ・北陸新幹線、リニア中央新幹線の全線開業などにより、交通の要衝たる機能が充実し、国土の双眼構造の一翼を担うにふさわしい鉄道、道路、空港、港湾の総合的機能が発揮されている。
- ・歴史に裏打ちされた経済、環境、医療、観光・文化等における関西の魅力が活かされ、世界における知名度が上昇している。
- ・世界の住みやすい都市等のランキングにおいて、関西の都市が上位になり、国内外からの流入人口が増加している。
- ・デジタル技術・新技術の活用等により、住んでいる地域等にかかわらず、利便性の高い快適な暮らしができ、誰もが自分らしく活躍できる社会が実現している。

第4 第6期広域計画の取組方針

目指すべき関西の将来像の実現に向け、積極的に広域事務及び政策の企画調整に関する事務、分権型社会の実現に向けた取組を行う。

分野全般に関わる課題や分野を横断する課題については、本部事務局と各分野事務局、あるいは分野事務局相互で連携を図りながら積極的に取り組んでいく。また、社会・経済情勢の変化によって生じる新たな広域課題については、広域での処理による効率性や効果等を十分に精査し、対応を検討する。

1 広域事務

(1) 基本的な考え方

広域で処理することによって住民生活や行政効果の向上又は効率的な執行が期待できる事務のほか、国からの権限移譲を受けることによって関西の広域的な課題を解決できる事務を、広域連合で実施することを基本としつつ、国の事務・権限の移譲を受けることを念頭に置きながら、7つの広域事務に積極的に取り組んでいく。

(2) 各分野の取組

① 広域防災

今後30年以内の発生確率が80%程度とされる南海トラフ地震や、激甚化・頻発化している風水害等、関西における災害リスクは高まっている。また、国の行政機関等が一極集中する首都圏で首都直下地震が発生すれば、国の行政機能が低下し、関西への十分な支援が期待できないケースも考えられる。更に、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた、新たな感染症への備えも求められる。

このことから、災害は必ず起きるという認識のもと、大規模広域災害に的確かつ機動的に対応するとともに、早期復興を推進するため、以下の重点方針に基づき、関西全体の防災力向上に取り組む。

加えて、阪神・淡路大震災への対応、東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和6年能登半島地震等への支援実績等、関西が有する災害・危機管理に関する蓄積を活かし、事前対策から復興までの総合的な施策を担う「防災庁」の西日本拠点の関西への設置等について、引き続き提案等を進めるとともに、設置後の連携体制を構築する。また、原子力防災に関する提案・申入れや、自衛隊の防衛装備品と同様の、国による主体的な物資（防災装備品）の配備等、国における防災・危機管理体制の充実強化に向けた取組を積極的に行う。

ア 大規模広域災害を想定した広域対応の推進

南海トラフ地震等に係る訓練や被災地支援で得た教訓等を踏まえ、「関西防災・減災プラン」や「南海トラフ地震応急対応マニュアル」等の実効性向上を図るとともに、各種啓発活動などを通じ住民の防災意識向上に取り組む。

災害マネジメント総括支援員（GADM）等の育成、職員や資機材等の事前登録等、応援・

第4 第6期広域計画の取組方針

受援体制の充実・強化を図るとともに官民一体となった災害対応を行うため連携を強化する。

原子力災害に対しては、広域避難訓練等で得られた課題を検証し、必要に応じて「広域避難ガイドライン」の見直しを行うことにより、原子力防災に関する更なる実効性の向上を目指す。

大規模災害（南海トラフ地震、首都直下地震等）の発生に備え、災害時相互応援協定を締結している九都県市、九州、四国等の他の広域ブロックとの情報交換や、訓練への相互参加を通じ、具体的な応援・受援の手順・手法等について確認を行い、相互応援体制の強化を図る。

大規模災害発生時における復旧支援や被災者支援等の際に迅速な対応がとれるよう官民による連携体制の更なる構築・強化を図る。

復興まちづくりを早期かつ的確に行うため、南海トラフ地震に備え、事前の復興計画作りを促進する。

これらの取組を踏まえ、「関西防災・減災プラン」等の不断の見直しを図る。

イ 災害時の物資供給の円滑化の推進

南海トラフ地震対処の実効性向上のため、重点支援県に対する域内での物資供給体制のネットワーク化を図るとともに、民間事業者等とも連携した訓練等を通じ、「関西広域応援・受援実施要綱」や「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」等の実効性の向上を図る。また、物資の調達・供給に加え、輸送を含む物流、更には民間事業者によるサービス支援の提供等を含めた体制の構築を図る。

併せて、自衛隊等の関係機関と連携した訓練の実施やこれらの機関が行う訓練への積極的な参加等の取組を推進する。

ウ 防災・減災事業の推進

過去の被災地支援で得た教訓等を踏まえ、他の分野事務局との連携を強化し、関西全体としての防災体制の強化を図る。

新型インフルエンザ等や家畜伝染病（豚熱、鳥インフルエンザ、口蹄疫等）等の様々な危機事象に対応するため、他の分野事務局や関係機関との連携を図る。

帰宅困難者対策として、引き続き、災害時帰宅支援ステーション事業の普及・啓発を図るとともに、「関西広域帰宅困難者等対策ガイドライン」に基づき、外国人観光客対策も含めた、各構成団体の取組の推進を支援する。

総合的・体系的な研修等を実施し、防災担当職員や地域・企業の防災人材等の災害対応能力の向上を図る。

南海トラフ地震等を想定した関西広域連合全体としての事前防災強化のため、平常時の体制及び災害発生時の災害対策本部等の体制のあり方や、広域防災に関する諸課題に対応するための研究を行う。

広域での被災情報や広域避難に伴う避難者・被災者情報の共通データベース化等、必要とする情報の集約・活用や、関係機関相互の連絡調整のための防災 DX の推進に係る研究・取組に努める。

防災体制の強化や被災者支援の充実を図るため、引き続き、国に対して必要な提言を実施する。

構成団体の事務

- 大規模広域災害発生時には、「関西防災・減災プラン」等に基づき、救援物資の供給、応援職員の派遣、広域避難等について、応援・受援を行い、関西が一丸となって災害対応にあたる。
- 平常時には、関西広域連合が実施する訓練・研修への参画や住民への普及・啓発等、同プランに定める防災・減災事業に取り組み、関西全体としての災害対応能力の向上を図る。

② 広域観光・文化・スポーツ振興

【観光振興】

訪日外客数が、令和7年に過去最高の〇〇〇〇万人（確定次第修正）を記録するなど、インバウンドは急激な伸長を続けている。また、大阪・関西万博の開催を契機に、国内外からの多くの来訪者に対し、関西の魅力発信に取り組んできた。

こうした状況を踏まえ、関西広域連合では、構成団体や官民連携で観光振興に取り組む関西観光本部等とも連携し、広域観光を万博のレガシーとして、以下の重点方針に基づき、各地域の特性や実情を踏まえた施策に取り組むことにより、訪れてよし・住んでよしの持続可能な観光が実現する関西を目指す。

ア 文化や自然など多様な資源を活用した関西の魅力づくり

関西で育まれてきた多様な有形・無形の文化資源や、ジオパークに代表される豊かな自然、食、地域に根差した産業などを活かし、関西各地の魅力づくりを進め、観光面での活用を促進する。

イ 関西の多様な魅力を活かした広域周遊観光の更なる推進

関西各地の更なる広域周遊観光の促進を図るため、魅力あふれる観光コンテンツをテーマやストーリーで結び、テーマ別観光、多様なツーリズムの推進等に取り組むとともに、SNSやインフルエンサーを活用した観光情報の積極的な発信に取り組む。

ウ 受入環境の整備

外国人旅行者が安全・快適に旅行を満喫できるよう、多言語での情報提供や交通アクセス等の利便性向上、災害等の緊急時の情報提供のほか、通訳案内士などの観光人材の育成に取り組む。

エ 観光振興のための連携強化

関西観光本部と協力し、広域観光推進体制の強化を図るとともに、各地域の特性や実情を踏まえた観光振興の取組を推進する構成団体や、広域連合の各分野事務局、国・関係機関との連携強化に取り組む。

構成団体の事務

- 構成団体が行う海外観光プロモーションにおいて関西をPRする。
- 関西各地の魅力ある観光資源を更に磨き上げ、テーマ別観光や多様なツーリズムを推進する。
- 多様な食習慣や文化的背景を持つ外国人観光客等の受入環境整備として、礼拝場所の情報提供や観光案内標識等の多言語対応、ピクトグラムや地図の活用など、外国人観光客等に分かりやすい環境整備を進める。

【文化振興】

関西には、我が国を代表する世界文化遺産や千年を超える歴史に裏打ちされた伝統芸能・祭礼から現代芸術に至るまで、国内外の多くの人々を魅了する文化資源が数多く存在する。

関西の多彩な文化資源の磨き上げや掘り起こしを行い、その活用を図るなど、文化の振興を起点として、観光の振興や地域の活性化につなげ、関西文化のブランド力を一層向上させ、文化に親しむ機会の創出や次世代への保存・継承につなげていくことが重要である。

関西が新たな価値を生み出し、世界に発信し続けるクリエイティブな地域となることを目指し、関連分野との連携を図りながら、以下の重点方針に基づき取り組む。

ア 多様な文化資源の振興や魅力向上の推進

関西文化のポテンシャルを活かし、関西を更に強く発展させるため、地域の様々な文化資源をテーマでつなぐとともに、文化施設を巡るデジタルパスの利用を促進するなど、関西が一丸となって広く国内外へその魅力の発信を行うことにより、関西地域の活性化につなげる。

イ 連携交流による文化観光の推進

関西の豊富な文化資源の価値を高め、関西全域での文化観光を推進するため、観光や産業等の他分野との連携交流により、関西文化のブランド力の向上に取り組む。

ウ 関西文化の次世代への継承

関西文化の価値を再認識し文化力を底上げするため、文化の振興のために欠かせない人材の育成、未来を担うこどもたちに文化芸術を鑑賞・体験できる機会の提供により、関西文化の継承や発展・創造等に積極的に取り組む。

エ 文化と経済の好循環の推進

関西がクリエイターなど様々な人々にとって魅力的で人材が集積する地域となるよう、広域連合の他分野事務局をはじめ、文化庁や関西の経済界、関係団体等とも連携しながら、文化芸術を活用した新しいビジネスモデルの創出につなげるとともに、国際発信の推進などに取り組む。

構成団体の事務

- 「第3期関西観光・文化振興計画」を踏まえ、関西全体で共通するテーマにより文化資源の魅力発信や文化施設を巡るデジタルパスの利用促進など、広域的な視点から関西文化の振興・創造に文化庁や経済界等と一体となって取り組む。
- 各地域の個性あふれる歴史・文化資源の保存・継承等については、地域の個別実情も踏まえ、構成団体を中心に引き続き施策を進める。

【スポーツ振興】

「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」は世界に向けて生涯スポーツの先進地域関西の存在感を示す絶好の機会になることから引き続き開催機運の醸成を図る。また、こうした機運の高まりを一過性に終わらせることなく、レガシーとして継承し、生涯スポーツの裾野の拡大やスポーツ人材の育成、スポーツによる地域活性化に取り組むことで、関西全体のスポーツ振興を推進する。

このため、産学官の連携を一層強化しつつ、「第2期関西広域スポーツ振興ビジョン」を踏まえ、以下の重点方針に基づき広域スポーツの振興に取り組む。

ア 「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」の開催支援とレガシーの継承

「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」に向けた機運の醸成に引き続き取り組むとともに、誰もが参加可能なインクルーシブな大会の開催支援を通じ、パラスポーツへの理解を高め共生社会の実現に貢献する。また、広域開催のスポーツイベントを継続し、「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」で高まったスポーツへの関心を継続させ、生涯にわたりスポーツに親しみ健康でアクティブなライフスタイルの定着を目指す。

イ 「生涯スポーツ先進地域関西」の実現

関西マスタースゲームズの開催やこども・子育て層がスポーツに触れるイベントの実施等によりスポーツへの参加機会の拡充、裾野の拡大に取り組む。また、パラスポーツ体験会やアスリート向け練習会を開催し、障害者スポーツに対する理解促進や普及を図る。

ウ 「スポーツの聖地関西」の実現

スポーツ施設や大会実績、競技種目等の情報を一元的に発信するとともに、アスリートの強化・育成や、指導者の資質向上などスポーツ人材の育成に努める。また、ニュースポーツやアーバンスポーツ等の今後の競技人口の拡大が期待されるスポーツの普及に向けて、スポーツクラブや企業とも連携し、多様なスポーツに触れる機会を創出する。

エ 「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現

聖地と称されるスポーツ施設やスポーツイベントと関西が誇る多彩な観光・文化資源を融合させた広域的スポーツツーリズムのプログラム創出に取り組むとともに、観光スポット等を巡るサイクリングルートの PR など、スポーツと観光・文化資源を併せてプロモーションすることで相乗効果を高め、国内外からの誘客を図る。

- 「第2期関西広域スポーツ振興ビジョン」を共有し、「生涯スポーツの機運醸成を目指した関西マスターズゲームズの開催」や「パラスポーツに対する理解促進や普及を目指した体験会の実施」等、各地域で開催する事業等について、広域連合の一員として地域の特性を踏まえた具体的な事業に取り組む。

③ 広域産業振興

【産業振興】

少子・高齢化の進展による生産年齢人口の大幅かつ継続的な減少、自然災害や地政学的リスクの増大、人工知能（AI）、自動運転などの技術革新の急速な進展など、世界を取り巻く社会経済情勢は、これまで以上に変化しており、既存概念にとらわれない柔軟で新たな発想を持って経営力を維持・強化していくことが求められている。

このような中、中堅・中小企業等の成長支援をはじめ、万博により得られた知見やビジネス交流を活かした関西の強み・ポテンシャルの国内外への更なる発信や、イノベーションの創出・展開などにより、関西の活性化と国際競争力の強化を目指す。

「関西広域産業ビジョン」（令和6年3月改訂）で示した将来像の実現を目指し、構成団体と一体的な取組を展開するとともに、関係機関とも適切な役割分担と密接な連携を行いながら、以下の重点方針に基づき取り組む。

ア 関西の優位性を活かしたイノベーションの創出・発展

関西が優位性を持つグリーン、ライフサイエンス等の成長分野について、情報発信を強化するとともに、域内企業と国内外の企業、研究機関、大学等とのマッチングやネットワーク化に取り組み、これらの分野における高いポテンシャルの維持・強化を図る。

また、スタートアップ・エコシステムのグローバル拠点都市（大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム）等とも連携し、大規模イベント等の機会を活用して関西のディープテックスタートアップ情報を国内外に発信することで、世界における「DeepTech Frontier Kansai」のプレゼンスを高めていく。

イ 高付加価値化による中堅・中小企業等の持続的成長

公設試験研究機関と経済界の連携の仕組みである関西広域産業共創プラットフォーム事業に取り組むことにより、域内の技術支援機能を向上させ、高い付加価値を生み出す中堅・中小企業等を支援し、関西産業の持続的成長につなげていく。

また、企業の生産性向上や効率化につながるデジタル化等の支援や、人材活用・働き方に関する情報を発信することにより、多様な人材の活躍を支える環境づくりを支援し、成長に必要な人材を惹きつけていく。

ウ 特色のある産業を活かした地域経済の活性化

それぞれの地域の特色あるものづくり企業やその製品の魅力、技術について、多様なチャネルやネットワークを活用して国内外に発信することにより、それらの認知度の向上はもとより、企業の販路及び市場の開拓を支援し、地域経済の活性化につなげていく。

構成団体の事務

- 「関西広域産業ビジョン」を共有し、広域連合の一員として一体的な取組を展開するとともに、各地域の特徴や実情を踏まえた事業や各地域経済の活性化を目的とする事業は、引き続きそれぞれの構成団体が実施する。

【農林水産業振興】

関西は、古くから我が国の政治文化の中心地として栄え、それとともに特色のある多様な農林水産業が発展し、世界に誇る伝統ある食文化を支えてきた。

大阪・関西万博を通じて関西の農林水産物や食文化の魅力が世界に発信されたことや、昨今の世界的な和食ブームを好機と捉え、更なる国内外への情報発信に取り組むとともに、農林水産業を関西の産業分野の一翼を担う競争力ある産業として育成・振興するため、「関西広域農林水産業ビジョン」に掲げる将来像の実現を目指し、以下の重点方針に基づき取り組む。

ア 地産地消運動の推進による域内消費拡大

「まず、地場産・府県産、なければエリア内産」を基本に、趣旨に賛同する企業の社員食堂等や学校給食での利用促進、直売所間での交流促進により、地産地消について消費者の理解を深めるとともに、域内産農林水産物の消費拡大を図る。

イ 国内外への農林水産物の販路拡大

構成団体が商談機会の創出や輸出に関する知見を共有するとともに、域内産農林水産物のPRを強化し、国内外への販路拡大を図る。

ウ 農林水産業の競争力強化

広域での農林水産業と異業種や異分野とのマッチング等により、技術やサービスの活用を促進し、消費者ニーズに合致した商品づくりなどを進める。

エ 農林水産業を担う人材の育成・確保

就業支援情報の発信や、農業大学校や林業大学校における府県域を越えた人材受け入れ推進により、後継者はもとより、都市住民等の新規参入、法人経営体への就業促進等、多様な就業者の育成と確保を図る。

オ 都市との交流による農山漁村の活性化

農林漁業体験やSNSによる発信により、地域の特色ある食や農林水産業への理解を促進し、農山漁村の活性化を図る。

構成団体の事務

- 各地域の特徴や実情を踏まえた事業に個々に取り組み、それぞれの地域で特色ある多様な農林水産業の発展を図るとともに、「関西広域農林水産業ビジョン」を共有し、海外への情報発信、域内産農林水産物の消費拡大、人的交流といったシナジー効果が見込まれる事業に対し、連携して取り組む。

④ 広域医療

近年、激甚化・頻発化する風水害等の自然災害や南海トラフ地震など大規模災害や新興・再興感染症への備えなど、広域医療連携の重要性はますます高まっている。

「関西広域医療連携計画」を踏まえ、これまで築いてきたドクターヘリネットワークをはじめとする医療資源の効果的な活用など、関西全体を「4次医療圏」と位置づけた「安全・安心の医療圏“関西”」を深化させ、広域医療体制のより一層の充実・強化を図るため、以下の重点方針に基づき取り組む。

ア ドクターヘリによる広域救急医療体制の充実

広域連合管内8機のドクターヘリを最大限に活かし、効果的かつ効率的な運航を推進する。また、複数機のドクターヘリが補完し合う「二重・三重のセーフティネット」の更なる拡充に向け、構成団体及び近隣地域との連携を促進する。更に、災害時における効果的な運航体制の確保に向け、応援・受援体制の構築を図る。

イ 災害時における広域医療体制の強化

南海トラフ地震や関西での直下型地震などの大規模広域災害発生時に、迅速かつ円滑に医療を提供できるよう、災害医療コーディネーターやDMAT（災害派遣医療チーム）等の災害医療人材の養成・連携を進めるとともに、医療・救護活動に関する受援・応援を円滑に行うため、広域調整機能の向上等を図る。また、国内外の交流活発化を踏まえ、テロや爆発事故など「CBRNE災害」についての知見を深める。

ウ 課題解決に向けた広域医療体制の構築

「新興・再興感染症への備え」をはじめとした医療に関する構成団体の共通課題について、情報共有を行うとともに、構成団体間の連携強化を図る。

構成団体の事務

- 「関西広域医療連携計画」を踏まえて、救急医療体制・災害医療体制の充実・強化を推進する。
- ドクターヘリによる広域救急医療体制の充実に向け、基地病院や消防機関、地元関係者等との調整への支援・協力を行う。
- 災害時における広域医療体制の強化に向け、災害医療人材の養成研修の機会確保・内容充実を図るとともに、広域的な災害医療訓練への参加を推進する。
- 共通課題に係る知見を共有するとともに、広域医療体制構築への支援・協力を行うなど、必要な施策展開を図る。

⑤ 広域環境保全

地球環境問題への対応は、防災や産業振興等、広域連合の事務事業のベースとなる重要な取組である。

関西は、その地理的な特性や自然・文化の豊かさ、環境に関わる産業の集積等から、環境を基盤として、環境・経済・社会の統合的な向上を実現する地域循環共生圏を形成し、他地域のモデルとなる持続可能な社会を実現する力を有している。

そこで、環境・経済・社会を調和させるという SDGs の考え方を取り入れた「広域環境保全計画」を踏まえ、以下の重点方針に基づき取り組む。

ア 脱炭素社会づくり（地球温暖化対策）

関西脱炭素社会の実現に向けて、関西脱炭素アクションとして省エネ・節電の呼びかけや、住民・企業・団体が一堂に会する関西脱炭素フォーラムを開催して優良事例を関西全体に広めることにより、実践行動を促すなど、機運醸成を図る。また、再生可能エネルギーの導入促進をはじめ、構成団体における脱炭素に関する取組事例や課題の情報共有等を行い、構成団体による取組の後押しを図る。

イ 自然共生型社会づくり（生物多様性の保全）

様々な生態系サービスを次世代へ引き継ぐため、2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する目標「30by30 目標」を含む生物多様性に係る世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」の目標達成に資する取組を推進する。また、広域で生物多様性を保全し、各主体による持続的な保全・活用を支援する。

更に、「関西地域カワウ広域管理計画」に基づき、生息動向や被害状況を把握し、構成団体や被害地域の実情に応じた支援を行う。また、ニホンジカや外来生物等による被害軽減に向け、対策の計画・実施・改善が的確に行える仕組みづくりや市町村の捕獲事業の安全管理等の支援を行う。

ウ 循環型社会づくり（サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行）

資源を廃棄しないことを前提とした経済システムであるサーキュラーエコノミーへの移行を進めるため、例えば、過剰包装、ワンウェイプラスチックの削減、小型家電や古着の回収、再資源化など、「ごみを出さないライフスタイルへの転換」をひとつのキーワードとして、プラスチックごみや食品ロス、ファッションロス等の削減に向けて、住民、事業者、関係団体等と連携・協力しながら、関西全域で統一的・効果的な広報・啓発を行い、住民、事業者等の実践行動を促す。

エ 持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）

関西が持つ豊かな自然環境等を活用し、自然体験を行い地域の環境課題について理解する交流型環境学習や、次世代を担う大学生等の若者を対象とした環境学習イベント等を通じ、自ら行動し、発信できる総合的な視野を持った多様な環境人材の育成に引き続き取り組む。

構成団体の事務

- 「関西広域環境保全計画」に基づき、広域連合が実施する温室効果ガスの排出削減や廃棄物の発生抑制に向けた様々な主体との連携による啓発、情報発信等の取組に協力しながら、環境保全の取組を一層推進する。
- 広域連合が方向性を示す野生鳥獣保護管理等に関して、農林水産業の振興施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえた取組を推進する。
- 広域連合が実施する、自ら行動し発信できる多様な環境人材育成等の推進に関して、率先して地域の実情に応じた取組を推進する。

⑥ 資格試験・免許等

調理師、製菓衛生師及び准看護師に係る試験並びに免許に関する事務（養成施設及び准看護師養成所に係る事務を除く。）、毒物劇物取扱者及び登録販売者に係る試験に関する事務について、以下の重点方針に基づき取り組む。

資格試験・免許等事務の着実な推進

広域連合で実施している調理師、製菓衛生師及び准看護師に係る資格試験・免許等事務、毒物劇物取扱者及び登録販売者に係る試験事務について、引き続き適正かつ着実に実施するとともに、電子申請の拡大、電子収納の導入等のデジタル化を推進し、更なる効率化や受験者等利用者の利便性向上を図る。

構成団体の事務

- 広域連合が実施する試験・免許交付等に当たり、試験委員への就任及び推薦、受験願書の配布及び広報等に関する支援並びに試験・免許事務に関する情報の共有を行う。

⑦ 広域職員研修

職員が構成団体内にとどまらず、“関西”という幅広い視点で広域課題に取り組むことができる能力を身に付けることが、関西の将来像を描き、実現するための大きな力となる。また、広域連合の事業を円滑に行うためには職員間の相互理解と連帯感を深めるとともに、WEB活用や合同実施による研修の効率化という視点も意識しながら事業を進めていく必要がある。このため、以下の重点方針に基づき、引き続き、効果的・効率的な研修に取り組む。

ア 幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上

広域職員研修局主催の研修については、将来の関西を担う若手職員等を対象に、関西における共通の政策課題等をテーマとした研修や全国の先進的な取組事例等を学ぶ研修とし、広域的な視点で物事を俯瞰できる能力の向上を図る。併せて、構成団体と連携し研修メニューの多様化を図り、構成団体間の交流を一層促進するとともに、職員の能力の向上につなげる。

イ 構成団体間の相互理解及び職員間のネットワークの活用

広範な人脈づくりが期待できるグループワークにより、交流を通じて相互理解を深めるとともに、職員間のネットワークを活用して構成団体間の連携促進、広域連合の事業推進につなげていく。また、WEBを活用し在宅勤務でも受講可能とするなど、研修に参加しやすい環境づくりにも努め、より多くの職員が参加し、活発な相互交流が行われるよう取り組んでいく。

ウ 研修の効率化

構成団体が共通して実施している研修や、各構成団体の特色ある研修等について、WEBの活用や合同実施による研修の効率化を図っていく。

構成団体の事務

- 広域職員研修局主催研修との機能分担を図りつつ、各構成団体独自の体系のもと研修を実施するとともに、広域職員研修局主催研修に構成団体の職員を参加させることで、能力の向上を図る。
- 広域職員研修局主催研修の実施に際しては、広域連合及び構成団体間で役割分担をしつつ、支援を行う。
- 各構成団体主催研修について、積極的にメニューを提供するとともに、より多くの職員が参加できる環境を整備し、各構成団体の職員参加を促進する。

2 政策の企画調整に関する事務

(1) 基本的な考え方

関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画調整に関する事務については、関西の共通利益の実現の観点から、その必要性を十分に検討し、広域連合委員会での合意形成を図った上で、積極的に取り組む。また、必要な事務に集中的・効果的に取り組むため、構成団体や民間との役割分担、取組の定着状況、費用対効果、成果や課題の変化等も踏まえて常に精査を行うものとする。

(2) 継続的・計画的に対応する政策の企画調整に関する事務

① 「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」の開催支援

「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」は、スポーツツーリズムの推進や関西文化の世界に向けた発信等により、関西地域の活性化や知名度向上を図ることができる、大きな意義を有する大会である。

レガシーの創出やスポーツの聖地化に向けた取組が関西各地で展開されるよう発信していく。更に、大会の成功に向けた機運醸成を図るとともに、スポーツツーリズムの推進や参加者等へのおもてなしのほか、海外からの参加者等のための防災・医療体制の構築に向けた協力、多言語対応を含む情報発信の取組、スポーツ関連産業の振興、インフラ整備に向けた国への要請等、必要となる支援を行う。

② 広域インフラのあり方

関西大環状道路や放射状道路等の形成による関西都市圏の拡充、陸海空の玄関から3時間以内でアクセス可能な関西3時間圏域の実現、日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の形成及び大規模地震などの自然災害等への備えのため、高規格道路等のミッシングリンクの早期解消等について、関西一丸となった取組を推進していく。

また、大阪・関西万博後の関西の更なる成長を目指し、広域的な高規格道路ネットワークの形成について、国に積極的に働きかけていく。

北陸新幹線やリニア中央新幹線は、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たすとともに、東京一極集中を是正し、国土の双眼構造を実現するために極めて重要なインフラ整備である。国等に対し、丁寧な説明を求めながら、一日も早い全線開業が実現するよう働きかけていく。

更に、四国新幹線、四国横断新幹線、山陰新幹線、関西国際空港への高速アクセス等につ

第4 第6期広域計画の取組方針

いても、関西全体の将来の広域交通ネットワークを構築する上で、重要な役割を果たすものであることから、実現に向けた取組を推進していく。

関西主要港湾については、国際競争力の強化及び大規模災害への備えの観点から機能分担・相互補完等における連携施策の検討を行っていく。

空港の機能強化については、アジア・世界の活力を取り込み、大阪・関西万博後の成長を着実なものとし、関西全体の発展につなげるために、関西国際空港、大阪国際空港及び神戸空港の3空港の最適活用と、域内にあるその他の空港の効率的な活用を図っていく。

また、人口減少の影響による鉄道やバスなどの公共交通の減便や路線見直しは、住民の生活基盤を大きく揺るがしかねないため、地方公共交通の維持に対する支援について、国等に働きかけていく。

③ プラスチック対策の推進

プラスチックごみの削減に向けては、プラスチックの製造・流通・消費・廃棄等の各過程に関わる事業者や住民など多様な主体が相互に連携・協力しつつ、関西圏が一体となり実践的に取り組んでいく必要がある。

このため、プラスチックごみの排出抑制や流出対策等について、具体的な対策の検討等を行い、事業者や住民、民間団体など多様な主体の活動の促進に資する情報共有・意見交換などにより、総合的・広域的に取り組む。

④ エネルギー政策の推進

大阪・関西万博を契機とした水素等の利用実証等の成果や、関西圏における水素等のポテンシャルを活かし、製造から貯蔵・輸送、利活用までの水素等のサプライチェーン構築に向けて、産学官の情報共有と広域的な連携を図るプラットフォームを運営し、水素社会実現を目指して機運醸成を図る。

⑤ 特区の推進

関西圏国家戦略特区等を活用することで、ビジネス環境を整えた国際都市形成等を目指す。スーパーシティ型国家戦略特区については、これまでの夢洲・うめきた2期はもとより、これら以外のフィールドにおいても、先端的サービスが創出される仕組みを構築し、広域での共同利用も含めたデータ連携基盤を最大限活用することで、住民の生活の質向上と都市競争力の強化を目指す。

⑥ イノベーションの推進

「関西健康・医療創生会議」の活動を踏まえ、関西全体の健康・医療情報連携基盤の構築・利活用や人材育成を支援するとともに、「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」を契機として、産業界等との連携を進展させる。

また、少子化による人口減少と急速な高齢化が進む社会において、地域の医療を支える体制の検討を進める。

⑦ 琵琶湖・淀川流域対策

琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会等の報告書や意見も踏まえ、琵琶湖・淀川流域で顕在化している課題の解決のため、流域の府県市の施策の共有や意見交換等を行うなど、将来に向けての取組に活用する。

また、シンポジウムの開催等を通じ、これまでの成果等を広く情報発信し、関西広域連合圏域内の他流域についても理解が広がっていくよう取り組んでいく。

⑧ 女性活躍の推進

経済界と共同で設置した「関西女性活躍推進フォーラム」において経済団体、地域団体、有識者、行政等が連携して取組を実施するなど、関西での女性活躍推進に向けた機運醸成や意識啓発等に引き続き取り組む。

⑨ SDGs の普及推進

SDGsの達成に向けた幅広い活動を促し、関西におけるSDGsの普及を図るため設立された「関西SDGsプラットフォーム」に共同事務局として参画し、分科会活動への参加やWEBサイトによる広報など、関西における持続可能な社会の実現を目指し、引き続き多様な主体と連携した取組を進める。

⑩ デジタル化の推進

一人ひとりの多様な幸せを実現するデジタル社会の実現に向け、構成団体と連携しながら、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化等、デジタル化の推進に引き続き取り組む。

また、産学官連携により、データ整備や利活用の推進、データ連携基盤の共用化等、関西からDXを先導する取組の展開を推進する。

⑪ 様式・基準の統一の推進

ビジネスがより効率的に行える広域的な環境づくりに向け、「地域における行政目的の達成」を尊重した上で、自治体ごとに異なる様式や基準等を整理し、統一・共通化に取り組む。

⑫ 広域連携による行財政改革の推進

少子化による人口減少と急速な高齢化が進む中、関西が持続的な発展を遂げ、地域としての魅力を高めていくためには、関西の広域行政を担う責任主体である広域連合は、社会・経済情勢の変化を踏まえ、的確に対応していく必要がある。

このため、構成団体の限られた行財政資源を最大限活用して住民サービスの向上が図られるよう簡素で効率的な運営を基本原則とし、「広域での処理が効率的かつ効果的となる新たな事務の検討」や「既存の事務、事業の見直し」を通じ、広域連携による行財政改革を推進する。

(3) 新たな広域課題への対応

新たに生じた広域課題について、継続的、計画的に対応する必要がある場合は、基本的な考え方を踏まえ、政策の企画調整に関する事務として取り組む。

3 分権型社会の実現に向けた取組

(1) 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、首都直下地震などの大災害に対する検討を進めるに当たり、東京一極集中のリスクや、非常時において柔軟・迅速な対応を可能とする、住民に近い立場で権限を行使できる体制の重要性を強く認識した。

東京一極集中は、地方における人口減少や活力低下を招く大きな要因となっていることから、関西圏域の発展のため、関西圏域の地方創生を進めるとともに、関西が首都機能のバックアップを担うにふさわしい圏域であることを示すことにより、政府機関等の更なる移転を推進し、国土の双眼構造の実現に取り組んでいく。

また、非常時における柔軟・迅速な対応を含め、地域ごとの課題に的確に対応し、その活力を維持していくためには、中央集権体制を打破し、地域自らが政策の優先順位を決定し、実行していく必要がある。

今後、「新たな広域自治・行政のあり方研究会」での検討状況も踏まえながら、関西圏域における広域行政の成果を積み重ね、国の事務・権限の受け皿たる能力を示すことで、広域連合にふさわしい国の事務・権限の移譲につなげていく。

(2) 国土の双眼構造の実現

① 首都機能バックアップ構造の構築

首都機能バックアップについては、国においても国土強靱化基本計画及び国土形成計画で、中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進めることや、三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による中枢管理機能のバックアップ体制の強化という方向性が示されている。

関西は、阪神・淡路大震災の経験を通じた知見・ノウハウを有しており、首都圏と同時に被災する可能性が低く、国の地方支分部局や外交を担う機関、日本銀行の支店、企業の本社、報道機関、大学・研究機関等が集積している。加えて、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実している地域である。

このように、関西が首都機能バックアップを担うにふさわしい圏域であることを示すことで、関西を首都機能のバックアップ拠点として位置づけるとともに、平時から非常事態を想定した、国の業務体制の整備や防災拠点の関西への設置などについて、国での検討が具体化されるよう働きかける。

② 政府機関等の移転等

関西において、政府機関等の移転に取り組んできたところ、令和4年度末に京都において業務を開始した文化庁をはじめ、徳島県に消費者庁新未来創造戦略本部、和歌山県には総務省統計局統計データ利活用センターが設置された。また、関西への移転を求めた特許庁、中小企業庁及び観光庁の3省庁について、特許庁では（独）工業所有権情報・研修館の近畿統括本部（INPIT KANSAI）、中小企業庁については近畿経済産業局中小企業政策調査課が設置され、観光庁においては観光ビジョン推進関西ブロック戦略会議が発足した。更に、研究機関としては、令和4年度に国立健康・栄養研究所が大阪府に全面移転するなど、これまで7

機関が関西へ移転した。

国土の双眼構造の実現に向け、上述のような政府機関や研究・研修機関等の移転による政策の効果を、関西はもとより全国に広げるとともに、イノベーションの創出にもつながるよう、構成団体や経済界等と連携・協力して取り組む。

また、これらの取組の成果を広く発信するとともに、関西への移転を求めた政府機関等の全面的な移転の実現、政府機関等の移転に係る独立行政法人等についての課題への対応を国に提案する。

更に、関西のポテンシャルを活かし、更なる政府機関等の関西への移転や本省機能を有するサテライトオフィスの設置、国の出先機関の地方移管を働きかけていく。

③「防災庁」の地方拠点設置に係る提案等

首都直下地震等の大規模災害に備え、事前防災から復旧・復興までの総合的な施策の推進と、国としての防災機能をバックアップする国土の双眼構造を実現するため、高い専門性を有する「防災庁」の関西への拠点設置等について、引き続き提案等を進めるとともに、「防災庁」設置後の連携体制を構築する。

（3）地方分権改革の推進

① 国の事務・権限の移譲

関西圏域を対象とした国の計画策定事務等の「大括り」の権限移譲、実証実験的な事務・権限の移譲を行う「地方分権特区」制度の導入など、「広域行政ブロック単位の広域連合」の役割の法制化や権限移譲要請権の抜本的拡充に向けて包括的な地方分権提案を行うとともに、広域連合として主体的に広域課題に取り組む中で課題解決に必要とされる事務・権限に関しても提案募集方式等を活用し、移譲等を求めていく。併せて、関西圏域による広域行政の成果を積み重ね、国の事務・権限の受け皿たる能力を示すことで、国の事務・権限の移譲を求めていく。

また、第33次地方制度調査会答申の内容を踏まえ、大規模災害や感染症まん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態発生時には、関西として一体的な対応を行うため、関西広域連合と国が協議により調整を行う枠組みの制度化を求めていく。

② 関西の特徴を活かした地方分権改革のあり方等の検討

関西には、関西の広域行政の責任主体として、地方自治法上、国の事務・権限の受け皿となり得る広域連合が存在し、また、官民連携も活発に行われている。この関西の特徴を活かした地方分権改革のあり方・取組について、社会・経済環境の変化や、「新たな広域自治・行政のあり方研究会」での意見も踏まえ、検討を進める。

第5 広域計画の推進

広域連合は、構成団体の長を委員とする広域連合委員会における全委員の合意を原則とし、広域連合議会とともに、関西全体の広域計画の推進を図っていく。また、具体的な事務の遂行に当たっては、広域連合協議会等からの意見も踏まえながら、様々な主体との連携や住民等との協働により取り組んでいく。

1 様々な主体との連携

(1) 産学官連携

国土の双眼構造の実現に向け、引き続き経済界等と連携し、関西に移転した政府機関や研究・研修機関の移転効果の発信等に取り組むことにより、更なる政府機関等の移転につなげるとともに、「防災庁」の西日本拠点の関西への設置等について提案等を進める。

また、経済界や関西に立地する大学、研究機関、各種団体等との意見交換や情報共有を通じて、関西における広域的な課題への共通理解を深めるとともに、対応する事業の共同実施や海外との交流促進、大規模イベントや国際会議等の誘致活動など、民間等の活力の活用を含めた連携を図りながら、産学官が一体となった取組を進める。

(2) 市町村との連携

市町村とは、積極的に連携を図るとともに、引き続き、広域連合と市町村が連携して関西全体で取り組むことがふさわしい課題等について議論するなど、運営方法に工夫を加えながら、意見交換会の定期的な開催等により、情報共有を図る。

(3) 連携団体との連携

連携団体である福井県及び三重県とは、これまで広域応援訓練、ドクターヘリの相互応援・共同利用、「関西文化の日」、「関西脱炭素アクション」の実施等、様々な取組を連携して行っており、大阪・関西万博では、ともに関西パビリオンの出展を行った。引き続き、連携団体との積極的な連携・協働を図っていく。

(4) 国との連携

国とは、「目指すべき関西の将来像」の実現に向けて連携・協力していく。また、その実現に国による制度創設や予算編成等が必要となる場合は、「国の施策・予算に対する提案」等により提案していく。

2 住民等との協働

(1) 住民等への情報発信

ホームページへの掲載、メールマガジンの配信及びニュースレターやリーフレットの作成をはじめ、広域連合委員会等のライブ配信、SNS 投稿等の様々な媒体を活用して情報を発信する。加えて、報道機関への情報提供や記者会見等を通じた発信に努める。また、資格試験・免許、防災・減災、ドクターヘリの運航や、観光・文化、スポーツなどの参加・体験型イベ

ントなど住民に身近な取組についても構成団体と連携し、積極的に情報を発信する。

(2) 住民意見の反映

広域連合が取り組む基本的な施策や条例等の立案過程において、引き続きパブリックコメントを実施するなど、構成団体内の住民意見の反映に努め、広域連合の政策形成過程における透明性、公正性の向上を図る。また、広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等について、幅広く多様な意見を聴取するため、地域団体の代表、学識経験者、公募委員等で構成する関西広域連合協議会を定期的に開催する。

3 広域計画の円滑な推進

計画策定後の社会経済状況の変化に柔軟に対応しながら、広域計画を円滑で効果的に推進するため、以下について取り組んでいく。

(1) 「関西創生戦略」の推進

関西の地方創生を推進するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、構成団体が策定している計画との整合性を図りながら、広域計画と「関西創生戦略」の一体的推進に取り組む。

(2) 行政評価

広域計画及び「関西創生戦略」の推進に当たり、「広域計画等推進委員会」において、「目指すべき関西の将来像」の実現に向け、その達成状況について適切な評価・検証等を行う。

また、年度ごとに施策推進上の目標を設け、事業の達成状況及び効果を把握することで、PDCA サイクルの強化を図り、スクラップ・アンド・ビルドを進めながら、有利な財源の活用を基本とし、より効果的・効率的な広域行政運営を推進する。

(3) 広報・広聴活動の充実

ホームページや SNS の活用については、それらの閲覧状況等を分析する。その他、メールマガジンやリーフレット等についてもその効果を検証し、より効果的な発信方法を検討するとともに、構成団体が有する多様な広報媒体を活用するなど、広域連合への住民理解の促進を図るための広報活動を充実する。また、住民意見を施策等に反映させるため、パブリックコメントを実施するとともに、構成団体とも連携して積極的に広聴に取り組む。

(4) 分野別計画の推進

広域計画と分野別計画の一体的推進に取り組み、分野別計画についても、広域計画の見直しと合わせ、必要に応じ進捗状況の評価等を実施する。

(5) 業務改善の推進

事務局の業務について、省エネルギーやごみの削減・再資源化の徹底などのエコオフィスの推進、テレワークやオンライン会議等のデジタル技術を活用した業務効率の向上やコスト削減など、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮しながら業務の改善に取り組む。



全庁的な府有資産のあり方検討について

令和 7 年 9 月
京 都 府

令和 6 年 4 月に設置した「府有資産利活用検討プロジェクトチーム」において、「京都府公共施設等管理方針」及び「京都府行財政運営方針」に基づき、府有資産の最適な利活用方針を決定することとしており、先行的に検証を進めた施設について、検討案を取りまとめましたので、御報告します。

1 背景・課題

- ・ 倉庫や書庫などとして暫定的に利用されている資産や、利用価値の高い地域に立地しながら、立地に見合った効果的・効率的な利活用がなされていない資産が一定数存在し、施設所管部局を越えた利活用の検討も十分できていないこと。
- ・ 老朽化施設の維持更新経費の増大や、人口減少・デジタル化等の進展に伴う行政ニーズの変化など、府有資産のあり方にも影響を及ぼす状況変化があること。

2 全庁的な府有資産のあり方（検討案）

（1）検討案の考え方

- ・ 未利用の府有資産に加え、利用中の施設についても対象として、各施設が最適な利活用をされているか、部局横断的な視点で検証。
- ・ 老朽化が懸念され（築 30 年程度を目安）、近隣に立地する施設との集約化や立地条件等から敷地が民間活用を期待できる施設を中心に先行的に検証し、具体化に向けた方向性を整理。

（2）検討案の概要

- ・ 施設所管部局へのヒアリング・現地調査を実施し、部局横断的な視点で検証を行った結果、先行的に府庁近辺を中心とした庁舎系施設（10 施設）を対象とし、一体的な施設の処分、現機能の移転及び敷地の活用方針について、とりまとめ。（別表）

（3）目指していく取組効果

- ① 府民サービスの向上
災害時などにおける現場対応力の強化、府民・事業者の利便性の向上 等
- ② 機能の向上
防災・環境負荷・バリアフリーなど社会的要請の対応、執務環境の改善 等
- ③ 財政負担の軽減
部局を越えた集約化・複合化及び敷地の有効活用による負担の軽減

3 今後の展開

- ・ 検討案の方向性を踏まえ、関係部局等と連携し、具体化に向け調整。

【別表】府庁近辺を中心とした庁舎系施設（10 施設）の方向性（検討案）

区分		対象施設名	現機能	方向性(※1)		
				現施設	機能移転 (移設・移転先)	敷地活用
府庁近辺	府庁北敷地	元菊屋町公舎 (上京区)	書庫	廃止	移設 〔 現有施設の 空きスペース 〕	民間活用も含め 活用の方向性を 検討(※2)
		元京都児童相談所 (上京区)	書庫			
		元知的障害者 更生相談所 (上京区)	備蓄 倉庫			
		元京都府婦人相談所 (上京区)	備蓄倉庫・ 職員駐車場			
		京都林務事務所 (上京区)	単独 公所		移転 (新設)	
	その他	元看護専門学校生 宿舎建物(さつき寮) (上京区)	留学生 寮	廃止	—	民間活用も含め 活用の方向性を 検討(※2)
		地球温暖化防止府民 プラザ (中京区)	団体 事務所	廃止	移転 (新設)	民間活用も含め 活用の方向性を 検討(※2)
		計量検定所 (上京区)	単独 公所	廃止	移転 (新設)	府による活用
その他	医科大学看護師宿舎 (みずき寮) (左京区)	留学生 寮	廃止	—	民間活用も含め 活用の方向性を 検討(※2)	
	京都土木事務所 (左京区)	単独 公所	廃止	移転 (新設)	民間活用も含め 活用の方向性を 検討(※2)	

※1 具体的な廃止・移転時期、移転先については、必要となる機能・規模について施設所管部局にヒアリングし、集約化・複合化について検討した上で決定。

※2 サウディング型市場調査などを通じて、民間事業者とも連携しながら、売却又は定期借地権方式による貸付などを検討予定。移転先の調整等により処分が先行する場合には、現機能を新たな施設等に本移転するまでの間、仮移転を予定。

府税の賦課徴収に関する事務における 特定個人情報保護評価の再実施について

令和 7 年 9 月
総務部 税務課

府税務支援システムは、特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有しており、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報保護評価を実施し、評価書を個人情報保護委員会へ提出、公表しているところです。

特定個人情報保護評価に関する規則及び指針により、5年ごとに評価を再実施するよう努めるものとされていることから、前回の公表（令和2年10月）から5年を経過する前に評価を再実施するに当たって、その手続きの一環として、規則第7条に基づきパブリックコメントを実施しましたので、その結果及び今後のスケジュールを御報告します。

1 評価書名

府税の賦課徴収に関する事務『特定個人情報保護評価書(全項目評価書)
(案)』

2 評価書の内容

特定個人情報ファイルの取扱い事務の内容等について明らかにし、リスク軽減のための対策等について記載するもの。

再評価については、情報技術の進歩や社会情勢の変化を考慮し、事務の内容や流れを再確認し、特定個人情報ファイルの取扱いに係る想定されるリスクを識別・分析し、現状のリスク対策が十分か検討。

※保有する特定個人情報ファイルの内容：マイナンバー、5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別）、各税目情報等
全項目評価書：対象人数が30万人以上の場合に作成

3 パブリックコメント実施結果

- (1)実施期間：令和7年7月7日(月)～令和7年8月6日(水)
(2)実施結果：提出された意見 1人 2件
(3)意見の内容と京都府の考え方 以下のとおり

意見の内容	京都府の考え方
令和6年5月に発生した、「税業務に係る再委託先におけるランサムウェア被害」に関する記述がなく、合理的（客観的）な評価が困難である。	ご指摘の事案は、評価の対象となるマイナンバーを含む特定個人情報の漏洩ではなかったため記述しておりませんが、事案の重大性を重く受け止め、委託業者及び再委託業者に対して実効性のある再発防止策を講じるよう求め、その実施についても確認しています。

パブリックコメント自体の広報、意見記入様式の書式や記載内容に関する説明が不十分である。	広報につきましては、御意見を踏まえ、広く府民の皆様にお知らせできるように努めてまいります。 意見記入様式等につきましても、御意見を踏まえ、わかりやすい記述とするよう検討してまいります。
--	--

4 今後のスケジュール

令和7年10月 個人情報保護委員会へ評価書提出・公表

『府税の賦課徴収に関する事務 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）』 概要

特定個人情報保護評価について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、平成27年10月から全国民に個人番号が通知され、社会保障・税・災害対策の各種行政手続で利用されております。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル(※)を保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するため適切な措置を講ずる旨を宣言するものです。

京都府では、「特定個人情報保護評価に関する規則」（以下「規則」という。）及び指針により、5年ごとに評価を再実施するよう努めるものとされていることから、前回の公表（令和2年10月）から5年を経過する前に、規則第7条に基づきパブリックコメントを行った上で、評価を再実施するものです。

※ 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルのことです。

1 評価書名

府税の賦課徴収に関する事務 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）」

2 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、府税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

3 項目一覧

- I 基本情報（事務の内容等）
- II 特定個人情報ファイルの概要
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

4 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

（1）事務の名称

府税賦課徴収事務

（2）事務の内容

地方税法及び京都府府税条例等に基づき、府税の賦課決定から納税に至るまでの一連の事務を行う。

特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や国税連携システム等から入手し、税務支援システムで管理する。

税務支援システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理

し、別途同システムで納税者一人一人に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能及び収納管理機能等と連携して活用する。

- (3) 対象人数
30万人以上
- (4) 使用するシステム
 - ・税務支援システム
 - ・住民基本台帳ネットワークシステム
 - ・国税連携システム
 - ・統合宛名システム
 - ・中間サーバシステム

5 特定個人情報ファイルの概要

- (1) 特定個人情報ファイル名
税務支援システムファイル
- (2) 対象となる本人の数
100万人以上1,000万人未満
- (3) 対象となる本人の範囲
府税の納税義務者及び課税調査対象者
- (4) 記録される項目
個人番号、基本5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）、電話番号、地方税関係情報等
- (5) 保有開始日
平成28年1月

6 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- (1) 特定個人情報の入手
地方税法及び京都府府税条例等に基づいて提出される申告書、申請書等又は地方税法に基づく他の機関からの情報提供に限定される。
- (2) 特定個人情報の使用
PCのログイン時にカード認証、ユーザID・パスワード入力に加え、税務支援システム使用時に各職員に設定されたID・パスワード入力をするようになっており、職員の職責に応じた利用機能の範囲等を確認の上、業務に必要な範囲でアクセス権限を付与することにより不正利用を防止する。また、税務権限で統合宛名システムへアクセスした場合、アクセス権限の範囲が定められているため、必要のない情報を入手することはない。
- (3) 特定個人情報ファイルの委託
契約書等により「個人情報に係る秘密の保持、目的外収集・利用の制限、第三者への提供の禁止、複写・複製の禁止等」を確約させ、作業場所も限定している。
なお、再委託は原則禁止としているが、再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて本府の同意が必要なこととし、委託先と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図ることとしている。

(4) 特定個人情報の提供・移転

番号法に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。

(5) 特定個人情報の保管・消去

システムで使用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要な生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。

なお、当該サーバは、庁内ネットワーク又は総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。

また、構成している各サーバ等において、ウイルス対策ソフトを導入し、常にパターンファイルの更新を行うとともに、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

7 その他のリスク対策

(1) 自己点検・監査

年に一回、担当部署内において、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。

また、自己点検の内容に基づき、必要に応じ監査を実施する。

(2) 従業者に対する教育・啓発

税務支援システムを利用する職員を対象に、個人情報保護等の研修を実施するとともに、その記録を残す。

8 開示請求、問合せ

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部税務課

9 評価実施手続

しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。

住民等からの意見の聴取については、令和7年7月7日(月)～8月6日(水)の間、京都府民意見提出手続要綱に基づき実施した。

提出意見：1人、計2件

意見の要旨及びそれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
案 全 般	令和6年5月に発生した、「税業務に係る再委託先におけるランサムウェア被害」に関する記述がなく、合理的(客観的)な評価が困難である。	ご指摘の事案は、評価の対象となるマイナンバーを含む特定個人情報の漏洩ではなかったため記述しておりませんが、事案の重大性を重く受け止め、委託業者及び再委託業者に対して実効性のある再発防止策を講じるよう求め、その実施についても確認しています。	1
	パブリックコメント自体の広報、意見記入様式の書式や記載内容に関する説明が不十分である。	広報につきましては、御意見を踏まえ、広く府民の皆様にお知らせできるように努めてまいります。 意見記入様式等につきましても、御意見を踏まえ、わかりやすい記述とするよう検討してまいります。	2

10 今後のスケジュール

○令和7年10月 個人情報保護委員会へ評価書提出・公表

京都府手数料徴収条例等の一部改正について

令和 7 年 9 月
総務部自治振興課

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）において政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）が改正され、政党支部から都道府県選挙管理委員会に提出される「政党交付金使途等報告書等の写しの交付請求制度」が法定化されることとなりました。（令和 8 年 1 月 1 日施行）

これに伴い、政党交付金使途等報告書等の写しの交付請求があった場合に、政党助成法に準じた対応をするため、京都府手数料徴収条例（平成 12 年 3 月京都府条例第 1 号）の一部を改正する必要がありますので、下記のとおり御報告いたします。

記

1 条例改正の内容

改正後（案）		現 行	
根拠条例	手数料	根拠条例	実 費
京都府手数料徴収条例	1 枚 10 円	京都府情報公開条例	1 枚 10 円

2 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

3 今後の予定

令和 7 年 12 月定例会 本改正条例案を上程

4 その他

本法改正により、国会議員関係政治団体から提出される政治資金収支報告書に確認書（※）が添付されることとなります。その写しの交付請求があった場合は、政治資金収支報告書等と同様に手数料を徴収することとなるため、京都府手数料徴収条例施行規則も併せて改正します。（施行期日：上記 2 と同じ）

※ 確認書 会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成したことを確認したことを証するために、代表者が作成するもの。

公契約大綱等の見直しについて

令和 7 年 9 月
総 務 部
建 設 交 通 部

1 見直しの趣旨

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応じていくため、公契約の基本理念とともに、府が発注者として主体的に取り組む具体的な内容等を示す「公契約大綱」（以下「大綱」という。）を平成 24 年 5 月に策定し、健全な競争環境の確保、地域経済の発展と優良な企業の育成の促進、下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保などに取り組んでおります。

このほど、インフラ整備や地域づくりを支える建設業等がその役割を果たし続けられるよう成立した「第三次・担い手 3 法（※）」において、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化等の取組のうち、公契約における受発注者関係の更なる適正化へ向け、府として取組の拡充を行うものについて大綱に反映させるため、見直しを行うものです。

※ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を一体的に改正したもの

2 見直し「最終案」の概要

大綱に反映させるべき第三次・担い手 3 法の内容を踏まえて、「府が取り組むべき内容」及び「公契約の相手方に求める内容」について、大綱の『本文』及び大綱の具体的取組を掲げた『別紙』を修正（資料 1 のとおり）。

資料 1 の見直し最終案を反映した公契約大綱の全体版は資料 2 のとおり。

3 見直しの進め方

令和 7 年	5 月 15 日	第 1 回入札制度等検討委員会において意見聴取
	6 月定例会	概要報告
	7 月 17 日	第 2 回入札制度等検討委員会において意見聴取
	9 月 3 日	第 3 回入札制度等検討委員会において意見聴取
	9 月定例会	最終案報告

公契約大綱見直し最終案

大綱「Ⅲ 府が取り組むべき内容」の項目

		大綱に反映させるべき 第三次・担い手3法等の内容	大綱「Ⅲ 府 が取り組むべ き内容」の項 目	本文＜見直し・追加＞	別紙（具体的取組）＜見直し・追加＞
担 い 手 確 保	処遇改善 ・ 価格転嫁 対策	・不当に低い代金による見積り、請負契約の締結の禁止（建設業法第19条の3）	1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保	◆担い手確保のため、労務費のしわ寄せ防止など工事に従事する者の処遇改善を促進します。 ＜追加＞	1-(5) ダンピング対策の取組 ○必要経費が見積書等に内訳明示されているか確認する。＜追加＞ ○建設工事の低入札価格調査制度の厳格化を試行する。＜見直し＞ ※現行の「検証し、見直す」を見直し
		・実勢価格の積算への適正な反映及び請負額の変更・契約変更に係る協議の誠実対応（品確法第7条第1項第13号）			1-(5) ダンピング対策の取組 ○市場における労務及び資材等の取引価格に変動が生じた場合は、スライド条項に基づき、適切に請負代金の変更を行う。＜追加＞
		・技能や経験に応じた適切な処遇改善（CCUS等）の推進（品確法第8条第3項第4項）	2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組	◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。	2-(2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価 ○建設企業の格付けにおいて技術力や経営力、地域貢献等を評価する。＜見直し＞ ※現行の「主観点で加点する」を見直し
	働き方 改革・ 環境整備 の推進	・公共工事等に従事する者の休日等、労働環境の整備（品確法第3条第9項）	1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保	◆工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期の設定等、働きやすい職場の整備を促進します。＜見直し＞ ※文言追加	1-(2) 適正な工期等を設定及び労働環境を整備する取組＜見直し＞ ※新たに追加 ○「 <u>工期に関する基準</u> 」に基づき、 <u>自然要因（降雨・降雪・猛暑日等）等を考慮した適正な工期</u> で契約を締結する。＜見直し＞ ※現行の「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を変更し、「自然要因等を考慮」を追加 ○ <u>週休2日制工事を実施し、公共工事等に従事する者の休日が適正に確保されるよう努める。</u> ＜見直し＞ ※現行の「週休2日の現場閉所を行う工事を試行する」を見直し ○建設現場で働く誰もが働きやすい職場環境の整備を促進する。＜追加＞
生 産 性 向 上	新技術の 活用等による 生産性の 向上	・発注関係事務、現場管理へのICT活用の推進・ICT活用による施工体制台帳の提出義務の緩和（品確法第7条第4項、入契法第15条） ・ICTを活用した現場管理の推進と下請負人の指導（建設業法第25条の28）	3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組	◆労働関係法令等の遵守を徹底します。	3-(1) 元請下請関係の適正化 ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求めるとともに、 <u>建設キャリアアップシステム等の活用を促進する。</u> ＜見直し＞ ※文言追加
		・脱炭素化に向けた技術の活用（品確法第3条第13項）	2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組	◆情報通信技術を含む新技術の活用等により生産性を向上します。＜見直し＞ ※文言追加	2-(5)生産性向上の取組 ○情報通信技術の活用等により、工事に関する情報の集約化・可視化を推進し、受発注者間の情報共有システムの活用や検査書類の簡素化等により作業の効率化を図る。 ○施工段階における情報通信技術の活用を促進するため、ICT活用工事を実施した受注者に対し、工事成績評定において評価する制度を試行する。

生産性向上	新技術の活用等による生産性の向上	・入札執行残分の活用について実情に合わせて見直し	2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組	◆入札執行残分を有効活用します。＜見直し＞ ※現行の「地域の事業に還元」を見直し	2-(4) 事業費の入札執行残分の有効活用 ○建設工事の事業費について入札執行残分を当該事業に充当するなど有効活用を図る。 ＜見直し＞ ※現行の「地域の事業に還元」を見直し
地域における対応力強化	適切な入札条件等での発注の推進	・地域の実情を踏まえた競争参加資格、規模、工期の設定（品確法第7条第1項第7号）	1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保	◆地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模による発注をします。＜追加＞	1-(1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組 ○建設工事の一般競争入札では、原則として応札可能者数を概ね10者以上確保するものとし、工事内容や規模に応じて応札可能者数の更なる確保を図るなど、入札参加資格要件を適切に定める。＜見直し＞ ※現行の「30者以上」を見直し、「工事内容や規模に応じて応札可能者数の更なる確保」を追加 ○建設工事の指名競争入札では、原則として概ね10者以上を指名し、指名理由を公表する。＜見直し＞ ※現行の「20者」を見直し
	災害対応力の強化	・災害工事での労災・損害の保険契約の促進と積算への反映（品確法第7条第1項第1号）		◆災害時等において、緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を活用並びに労災保険契約の締結を促進します。＜見直し＞ ※文言追加	1-(6) 災害時等における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組 ○災害協定に基づく災害復旧工事等に従事する者の労災保険契約に要する経費を適切に確保する。＜追加＞

大綱「Ⅳ 公契約の相手方に求める内容」の項目

		大綱に反映させるべき 第三次・担い手3法の内容	大綱「Ⅳ 公契約の相手方に求める内容」の項目	本文＜見直し・追記＞
担い手確保	処遇改善・価格転嫁対策	・不当に低い代金による見積り、請負契約の締結の禁止（建設業法第19条の3）	1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保	◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。 ・適正な請負代金・工期での契約の締結＜追加＞ ・情報通信技術の活用等による生産性の向上、技術者の育成、労働環境の改善を図る＜追加＞ ・災害時の適切な保険契約の締結＜追加＞
		・技能や経験に応じた適切な処遇改善（CCUS等）の推進（品確法第8条第3項第4項）		
生産性向上	働き方改革・環境整備の推進	・著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（建設業法第19条の5）		
	新技術の活用等による生産性の向上	・ICTを活用した現場管理の推進と下請負人の指導（建設業法第25条の28）		
地域における対応力強化	災害対応力の強化	・災害工事中の第三者損害への保険加入の促進（品確法第8条第5項）		

※太字部分：見直し又は追加部分

公契約大綱

はじめに

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

これまでの京都府における入札制度改革の経緯を踏まえ、建設工事を中心として、具体的な取組を取りまとめました。

今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に見直していくこととしています。

(注) この大綱において「公契約」とは、京都府の代金支払いの原因となる府が締結する契約とします。

I 目 的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

II 基本方針

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇建設工事の技術力又は施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇事業活動における社会貢献の促進

III 府が取り組むべき内容

上記IIの基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。

なお、具体的な取組は別紙のとおりです。

1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保

- ◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
- ◆地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模による発注をします。
- ◆担い手確保のため、労務費のしわ寄せ防止など工事に従事する者の処遇改善を促進します。
- ◆工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期の設定等、働きやすい職場の整備を促進します。
- ◆翌年度にわたる工期の設定など必要に応じた取組により施工時期を平準化します。
- ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。

- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争（ダンピング）への対応を強化します。
- ◆災害時等において、緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を活用並びに労災保険契約の締結を促進します。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

- ◆府内企業（府内に本店を置く企業）への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。
- ◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。
- ◆情報通信技術を含む新技術の活用等により生産性を向上します。
- ◆災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。
- ◆入札執行残分を有効活用します。
- ◆京都府暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。
- ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。
- ◆物品調達において、府内中小企業（府内に本店又は営業所等を置く中小企業）の振興に資するため、受注機会の増大を図ります。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。
- ◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。
- ◆重層的な下請構造を改善します。

4 事業活動における社会貢献の確保

- ◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業を評価します。
- ◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

IV 公契約の相手方に求める内容

上記Ⅱの基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。
- ◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。
 - ・適正な請負代金・工期での契約の締結
 - ・情報通信技術の活用等による生産性の向上、技術者の育成、労働環境の改善を図る。
 - ・災害時の適切な保険契約の締結
 - ・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底
 - ・不適正事案における調査への協力
 - ・下請重層化の抑制

2 事業活動における社会貢献の実施

- ◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくりを求めます。
- ◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。
- ◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

V 評価・検証による改善

本大綱の取組については、第三者委員会による評価・検証を行いながら、PDCAサイクルを実施し、社会経済情勢に応じ、柔軟に、かつ、迅速に見直しを行っていくこととします。

【別 紙】

1 健全な競争環境の下で適正な契約を確保する取組

(1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組

- 一般競争入札を基本とし、予定価格 1, 0 0 0 万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。
- 建設工事の一般競争入札では、原則として応札可能者数を概ね 1 0 者以上確保するものとし、工事内容や規模に応じて応札可能者数の更なる確保を図るなど、入札参加資格要件を適切に定める。
- 建設工事の指名競争入札では、原則として概ね 1 0 者以上を指名し、指名理由を公表する。
- 入札事務を発注組織から分離するとともに、公契約の適正化、入札契約制度の運用管理の一元化を段階的に実施する。
- 建設工事について電子入札を全面的に実施する。

(2) 適正な工期等を設定及び労働環境を整備する取組

- 「工期に関する基準」に基づき、自然要因（降雨・降雪・猛暑日等）等を考慮した適正な工期で契約を締結する。
- 週休 2 日 制工事を実施し、公共工事等に従事する者の休日が適正に確保されるよう努める。
- 契約締結後においても、設計図書に示された施工条件と実際の現場の不一致、予期せぬ特別な事態の発生など受注者の責によらない事由が生じ、必要と認められるときは、受発注者協議の上、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。
- 労働力や工事の資機材確保のため、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択できるフレックス工期制度を活用する。
- 建設現場で働く誰もが働きやすい職場環境の整備を促進する。

(3) 施工時期を平準化する取組

- 建設工事において繰越明許費や債務負担行為を活用し、翌年度にわたる工期設定を行う。
- 主な建設工事において中長期的な発注見通しを公表し、計画的な発注を行う。
- 測量等業務委託において発注見通しを公表し、計画的な発注を行う。

(4) コンプライアンス対策の取組

- 情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
 - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限する。（業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録）
 - ・発注担当職員以外の入札情報（設計額、予定価格等）へのアクセスを制限する。
 - ・決裁ルートを必要最小限とする。
 - ・最低制限価格の算定において補正係数を導入する。
 - ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。（非公開情報の不正な聞き出し等は入札コンプライアンス管理指導者に報告）
 - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。
 - ・電話録音機を導入する。
- 組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成する。
 - ・建設工事の各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限などの取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底する。
 - ・各部局に入札コンプライアンス管理指導者（発注に係る決裁に関与しない者から選任）を設置する。
 - ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行う。（管理指導チームによる職員指導、階層別入札契約担当者向けの研修実施、コンプライアンス相談員や内部通報制度の活用）
- 不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化）を図る。

- ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対しては、指名停止期間を大幅に延長する。
(最大 36 箇月)
- ・懲戒処分の対象となる行為を明確化する。

(5) ダンピング対策の取組

- 公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用する。
- 最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- 建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。
- 必要経費が見積書等に内訳明示されているか確認する。
- 建設工事の一部で予定価格の事後公表を試行する。
- 建設工事の低入札価格調査制度 の厳格化を試行する。
- 測量等業務委託について、国の算定式に準じた最低制限価格を設定する。
- 市場における労務及び資材等の取引価格に変動が生じた場合は、スライド条項に基づき、適切に請負代金の変更を行う。

(6) 災害時等における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組

- 災害時等においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧工事等については随意契約を、その他の災害復旧工事等については指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じた入札・契約方法の選択に努める。
- 災害等発生後、一時的に需給がひっ迫し、労務や資機材等の調達環境に変化が生じ、積算に使用する価格と実際の取引価格がかい離しているおそれがある場合等においては、見積を徴取し予定価格を設定する。
- 災害協定に基づく災害復旧工事等に従事する者の労災保険契約に要する経費を適切に確保する。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

(1) 府内企業への発注の徹底

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注する運用を徹底する。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表する。
 - ・WTO案件や特殊・専門工事で施工できる企業が府内に無いか、極めて少数なことが客観的に明確なもの（第三者委員会で該当工事の類型を事前に審査）については、実施状況を第三者委員会へ報告する。
 - ・上記以外で、府外企業の参加を認めようとする場合は、第三者委員会で審査する。
- 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
- 府外企業への下請負については、理由書を徴取する。

(2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価

- 建設企業の格付け において技術力や経営力、地域貢献等を評価する。
- 優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定する。
- 特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業による入札を試行する。（応札可能者数が不足する場合は上位ランク企業を参加可能にし競争性を確保）

(3) 総合評価競争入札の活用

- 地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化する。
- 災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行する。
- 中長期的な公共工事の品質確保等のため、工事の性格や地域の実情等に応じ、若手技術者の配置等を

評価する工事を試行する。

(4) 事業費の入札執行残分の有効活用

○建設工事の事業費について入札執行残分を当該事業に充当するなど有効活用を図る。

(5) 生産性向上の取組

- 情報通信技術の活用等により、工事に関する情報の集約化・可視化を推進し、受発注者間の情報共有システムの活用や検査書類の簡素化等により作業の効率化を図る。
- 施工段階における情報通信技術の活用を促進するため、ICT活用工事を実施した受注者に対し、工事成績評定において評価する制度を試行する。

(6) 暴力団や不良不適格業者の排除

- 下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- 立入調査や現場点検などの厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。

(7) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大

- 物品のうち、官公需法に基づく中小企業官公需特定品目の調達において、経済性を考慮した上で、府内中小企業に限定した入札を実施する。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

(1) 元請下請関係の適正化

- 労働関係法令等の遵守を契約（下請契約を含む）に明記する。
- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」を定め、その遵守を契約で義務化する。
 - ・発注所属毎に契約遵守窓口を開設する。
 - ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める とともに、建設キャリアアップシステム等の活用を促進する。
 - ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を講じる。
 - ・関係機関（関係法令の処分権限者）との連携を強化する。

(2) 重層的な下請構造の改善

- 特殊で専門的な工事を除き、下請負は、土木工事で2次まで、建築工事で3次までとすることを義務化する。
 - ・重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

4 事業活動における社会貢献を確保する取組

(1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価

- 障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献を行う企業から物品を優先調達する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

(2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価

- グリーン入札（環境配慮企業からの物品の優先調達）を推進する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

府民簡易監査制度の見直しについて

令和 7 年 9 月
監査委員事務局

(1) 制度の概要

○制度の概要

- ・平成18年6月創設
- ・執行機関が行う施策・事業に対する府民の意見・提案等を聞き取り、随時監査や定期監査につなげることで、府政運営に係る財務事務等の透明性確保に資するもの。
- ・実績（令和7年3月末時点）

200件（主な内訳：提案12件、調査等69件、苦情119件）

施策・事業等の質の向上につながった事例：11件

情報公開請求に至った事例：13件（苦情から情報公開請求に至ったもの）

随時監査や定期監査につながった事例：0件

(2) 見直しの概要

○見直しの背景

制度創設から現在まで、監査の視点で取扱った案件がなく、事業所管課への苦情などの聞き取り調査等が大部分を占めていることから監査委員が専門性を活かす状況にない。

○見直し内容

令和7年度末をもって本制度の運用を終了する。

【見直し後の対応】

本制度がこれまで担ってきた「府民の声を監査制度に活かす」仕組みは継続することとし、監査の視点が必要となる公金支出や契約事務等の透明性確保につながる情報は、引き続き事務局において精査した上で、随時監査や定期監査につなげていく。

○スケジュール

- ・令和7年9月 府議会総務・警察常任委員会で報告
- ・令和7年10月以降 府民、関係機関へのお知らせ
- ・令和8年3月末 制度終了

常任委員会資料	警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部改正について	令和7年9月25日
---------	---------------------------------	-----------

1 改正の理由

令和8年春の京都府左京警察署の設置に伴い、警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和35年京都府条例第16号）について、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

- (1) 京都府川端警察署を廃止することとする。（別表関係）
- (2) 京都府下鴨警察署の名称を「京都府左京警察署」に改め、管轄区域を「京都市左京区」とすることとする。（別表関係）

現 行			改 正 案		
別表			別表		
警察署の名称	警察署の位置	警察署の管轄区域	警察署の名称	警察署の位置	警察署の管轄区域
京 都 府 川 端 警 察 署	京都市左京区 岡崎徳成町	京都市左京区のうち 東門前町、北門前町、正往寺町、（以下略）	京 都 府 上 京 警 察 署	京都市上京区 御前通今小路 下る馬喰町	京都市上京区
京 都 府 上 京 警 察 署	京都市上京区 御前通今小路 下る馬喰町	京都市上京区			
京 都 府 下 鴨 警 察 署	京都市左京区 田中馬場町	京都市左京区 （京都府川端警察署の管轄区域を除く。）	京 都 府 左 京 警 察 署	京都市左京区 田中馬場町	京都市左京区

3 条例改正の日程

令和7年12月定例会で改正案を上程予定

総務・警察常任委員会議案付託表

議案番号	件名
3	京都府監査委員条例等一部改正の件
5	京都府府税条例一部改正の件

予算特別委員会総務・警察分科会
議案審査依頼表

議案番号	件名
1	令和7年度京都府一般会計補正予算（第4号）中 歳入全部 ただし、他の分科会に審査依頼する特定財源を除く。 債務負担行為

令和 7 年 9 月府議会定例会

付託議案・審査依頼議案

総務・警察常任委員会
予算特別委員会 総務・警察分科会

付託議案・審査依頼議案

(付 託 議 案)

第 3 号議案 京都府監査委員条例等一部改正の件

第 5 号議案 京都府府税条例一部改正の件

(審査依頼議案)

第 1 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 4 号）中、所管事項

第 3 号議案

京都府監査委員条例等一部改正の件

令和 7 年 9 月
知事直轄組織(職員長)

1 改正の趣旨

令和 6 年 6 月の地方自治法の一部改正及び令和 7 年 7 月の地方自治法施行令の一部改正により、法律及び施行令の条文に条項ずれが発生したことに伴い、条文を引用している京都府監査委員条例等について所要の改正を行うもの

2 改正する条例

- ①京都府監査委員条例(昭和 39 年京都府条例第 43 号)
- ②京都府公営企業の設置等に関する条例(昭和 41 年京都府条例第 43 号)
- ③京都府病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年京都府条例第 8 号)
- ④公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例(昭和 45 年京都府条例第 30 号)
- ⑤京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 2 年京都府条例第 1 号)

3 改正概要

- ・職員の賠償責任に係る規定の引用条項の改正 (①、②、③)
- ・公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の鑑定料の支給方法に係る規定の引用条項の改正 (④)
- ・普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る規定の引用条項の改正 (⑤)

4 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 65 号)附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日

第 5 号議案

京都府府税条例一部改正の件 (令和 7 年 9 月定例会分)

令和 7 年 9 月
総 務 部

1 改正趣旨

法人 2 税（法人府民税、法人事業税）の税率の特例措置について、実施期間を延長するため、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

税 目	改正事項	内 容
法人府民税	超過課税の 実施期間の 延長 (公布日)	実施期間を令和 13 年 3 月 31 日まで 5 年延長 ・対象法人 次のいずれかを満たす法人 a 資本金の額等が 3 億円超 b 法人税額が 16 百万円超 ・超過税率 +0.8% (標準税率は 1.0%)
法人事業税	超過課税の 実施期間の 延長 (公布日)	実施期間を令和 12 年 12 月 31 日まで 5 年延長 ・対象法人 次のいずれかを満たす法人 a 資本金の額等が 3 億円超 b 所得が 40 百万円超 (所得割の場合) ・超過税率 標準税率×0.05 (標準税率は特別法人事業税又は地方法人特別税を含む)

※ () は施行期日

令和7年度9月補正予算財源別概要

(一般会計)

(単位 百万円)

区 分			現計予算額	9月補正予算額	合計	摘 要
歳 出			1,035,371	2,992	1,038,363	
財 源 内 訳	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	77,002	2,686	79,688	
		使 用 料 ・ 手 数 料	11,157	—	11,157	
		分 担 金 ・ 負 担 金	1,781	—	1,781	
		財 産 収 入	1,955	—	1,955	
		寄 附 金	605	—	605	
		繰 入 金	29,958	—	29,958	
		諸 収 入	161,972	99	162,071	
		府 債	62,620	162	62,782	
		計	347,050	2,947	349,997	
	一 般 財 源	府 税	297,000	—	297,000	
		地 方 消 費 税 清 算 金	128,700	—	128,700	
		地 方 譲 与 税	54,276	—	54,276	
		地 方 特 例 交 付 金	1,077	—	1,077	
		地 方 交 付 税	188,000	—	188,000	
		交通安全対策特別交付金	400	—	400	
		基 金 繰 入 金	49	45	94	
		収 益 事 業 収 入	2,900	—	2,900	
		繰 越 金	500	—	500	
		そ の 他 収 入	9,419	—	9,419	
		府 債 (減 収 補 填 債)	6,000	—	6,000	
		計	688,321	45	688,366	

宇治警察署新庁舎建設費の増額について
(令和 7 年度京都府一般会計補正予算 (第 4 号))

1 内容

令和 9 年度の竣工に向けて建替整備中の宇治警察署について、労務単価、建設資材単価の上昇に伴うインフレスライド条項の適用に伴い、主体工事の建設費の増額を行う。

2 補正予算案 (債務負担行為の変更)

変更前 2,337,000 千円
変更後 2,444,000 千円 (107,000 千円増額)

3 今後の予定

- (1) 令和 7 年 9 月定例会 補正予算案の提出 (債務負担行為の変更)
- (2) 令和 7 年 12 月定例会 契約変更に係る議案の提出※

※ 主体工事の契約額が 5 億円を超えるため、契約変更に議決を要する。

4 建設スケジュール (今年度当初から変更なし)

年度	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度	
旧庁舎					1 期棟完成	本館等解体 埋文調査 (13 箇月)					全面供用開始	
新庁舎	入札 契約 議決	新庁舎 1 期棟建設 (25 箇月)						新庁舎 2 期棟建設 (23 箇月)			通信 工事・ 引越	

5 参考



完成予定図



工事状況 (令和 7 年 6 月撮影)